

いんざい こどもプラン

－ 印西市こども計画 －

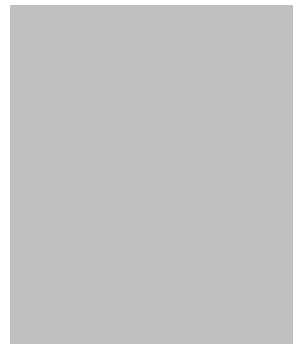
(令和7年度～令和 11 年度)

(素案)

令和6年12月(時点)

印西市

ごあいさつ



印西市長 藤代 健吾

目 次

第1章 計画策定にあたって.....	3
第2章 印西市のこども・若者の現状.....	13
第3章 こども施策の目指す方向.....	68
第4章 ライフステージ別の支援.....	72
第5章 ライフステージを通した支援.....	82
第6章 子育て当事者にやさしい社会.....	96
第7章 子ども・子育て環境の整備.....	108
第8章 計画の推進	132
資料編	138

「こども」、「子ども」の表記について

こども基本法では「こども」を「心身の発達過程にある者」と定義しています。同法の基本理念として、全てのこどもについて、その健やかな成長が図られる権利が等しく保障されること等が定められており、その期間を一定の年齢で画することのないよう、「こども」と表記しています。これを踏まえ、こども家庭庁でも「こども」の使用を推奨していることから、本計画でも原則として「こども」表記としています。

ただし、国の法令や制度、市の条例・規則等に基づく用語や他文献からの引用、固有名詞などについては、「子ども」を使っています。

第 1 章

計画策定にあたって

令和7年度から始まるこの計画は、こども基本法に基づく「市町村こども計画」と「第3期印西市子ども・子育て支援事業計画」を一体的に策定したものです。

第1章は、計画策定にあたっての基本的な要件等を示す章です。策定の目的、計画の位置づけ、計画期間などの基本的事項や、策定の背景となった社会の動向などについてまとめます。

- 1 計画策定の目的
- 2 計画の名称
- 3 計画の位置づけ
- 4 計画の期間
- 5 SDG s の視点を踏まえた計画
- 6 計画の策定体制
- 7 こども・若者を取り巻く社会情勢と国の動向
- 8 こども基本法とこども大綱の概要

1 計画策定の目的

印西市（以下「本市」という。）では、平成27年度からの「印西市子ども・子育て支援事業計画」及び令和2年度からの「第2期印西市子ども・子育て支援事業計画」により、幼稚園や保育園などの教育・保育について必要な量を定めるとともに、就学前のこどもの一時預かりや地域子育て支援拠点事業、学童クラブなどの様々な子育て支援の事業についても提供体制を整備してきました。また、地域の実情に応じた質の高い教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業が総合的かつ効率的に提供されるよう、様々な施策を計画的・総合的に推進してきました。

しかし、全国的では、深刻な少子化の進行、核家族化や地域のつながりの希薄化、家庭や地域の「子育て力・教育力」の低下、こどもや子育て家庭の抱える様々な課題の顕在化などが課題となっており、これからの社会を担う全てのこどもが、心身の状況、置かれている環境等にかかわらず健やかに成長することができ、その権利が守られ、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現が強く求められる状況となっています。

このような状況を踏まえ、引き続き教育・保育の提供や地域における子育て支援の拡充に努める「第3期印西市子ども・子育て支援事業計画」と、本市のこどもや保護者が幸せに住み続けることができるよう、地域の協力のもと、本市のこどもにかかわる取り組みを一元的・総合的に推進する「印西市こども計画」（以下「本計画」という。）を一体的に策定するものです。

2 計画の名称

本計画の名称は「印西市こども計画」とします。

また、本計画が、よりよい子育て環境の構築のみならず、本市において全てのこどもが健やかに成長できるよう、またこどもの最善の利益が実現されるまちとなるよう取り組むための総合的な計画であることから、これまで市民に親しまれてきた計画の愛称「いんざい子育てプラン」を「いんざい こどもプラン」とします。

3 計画の位置づけ

(1) こども基本法に基づく「市町村こども計画」

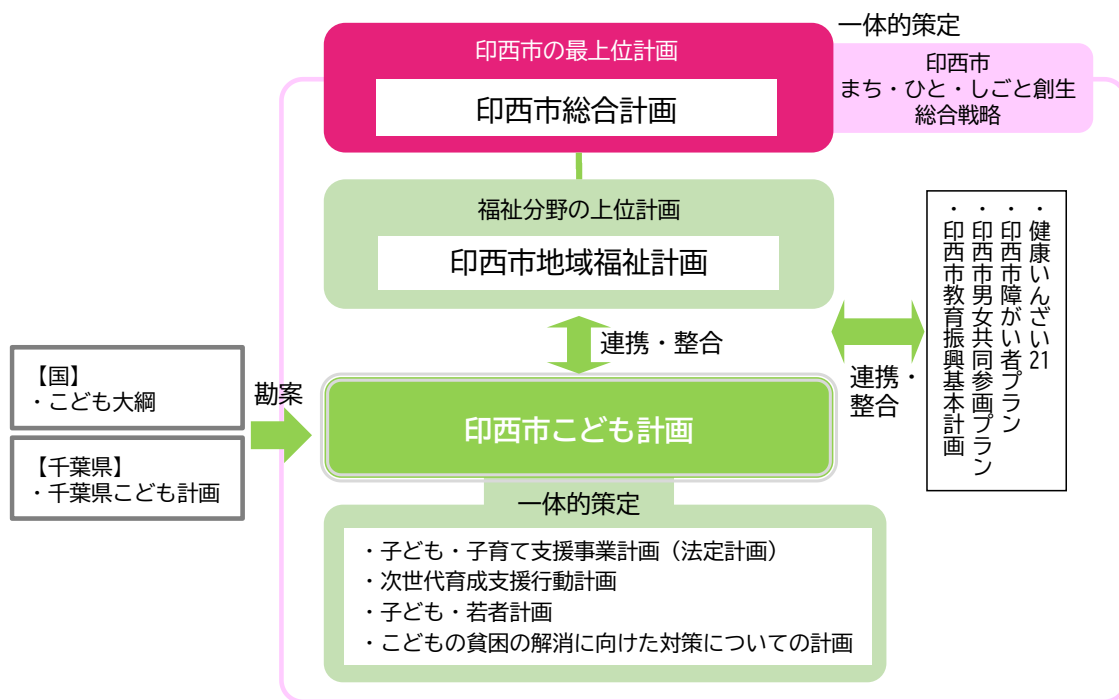
本計画は、令和5年4月に施行されたこども基本法に基づく「市町村こども計画」に該当し、子ども・子育て支援法を根拠とする「市町村子ども・子育て支援事業計画」の内容も併せ持ちます。

国のこども大綱等を勘案するとともに、本市における以下の計画・取り組みを一体的に推進するものです。

- 子ども・子育て支援事業計画（第3期「市町村子ども・子育て支援事業計画」）
- 次世代育成支援行動計画
- 子ども・若者計画
- こどもの貧困の解消に向けた対策についての計画

本市の最上位計画である「印西市総合計画」の部門別計画として位置付けるとともに、国・千葉県による関連計画や、本市の福祉分野の上位計画となる「印西市地域福祉計画」ほか各種分野別計画等との調和が保たれた計画として策定しています。

▼ 計画の位置づけ

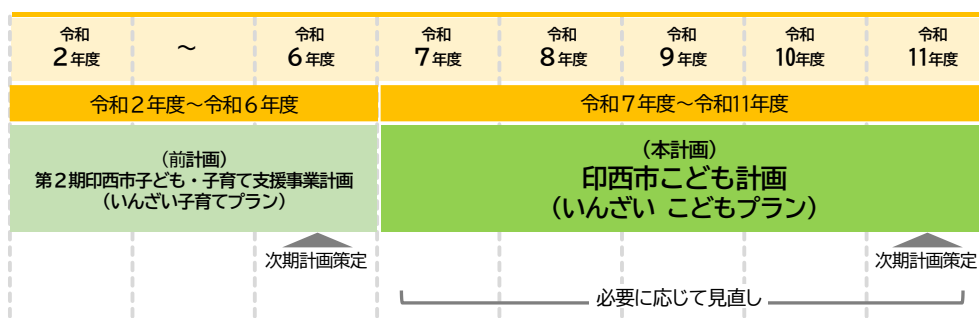


4 計画の期間

本計画の期間は、令和7年度から令和11年度までの5か年とします。

なお、計画期間中に法制度の変更や社会状況の変化等が生じた場合には、必要に応じて見直しを行うこととします。

▼ 計画の期間



5 SDGsの視点を踏まえた計画

SDGs（エスディーゼーズ Sustainable Development Goals）とは、平成27年9月の国連サミットにおいて日本を含む全193カ国の合意により採択された国際社会全体の共通目標です。17のゴール・169のターゲットから構成されており、地球上の「誰一人取り残さない」という理念は、全てのこどもが適切に養育され、権利が守られ、幸福な生活を送ることができる社会を目指す本計画の考え方にもつながるものです。

本計画では、関連が深いと考えられる8つのゴールを意識しながら、取り組みを進めていきます。

▼ SDGsにおける17のゴール



本計画に関連する SDGs のゴール

1 貧困をなくそう	3 すべての人に健康と福祉を
4 質の高い教育をみんなに	8 働きがいも経済成長も
10 人や国の不平等をなくそう	11 住み続けられるまちづくりを
16 平和と公正をすべての人に	17 パートナリーシップで目標を達成しよう

6 計画の策定体制

(1) 印西市子ども・子育て会議

本計画策定にあたっては、こどもの保護者、市内の事業主、子ども・子育て支援に関する事業の従事者、学識経験者、公募市民等により構成される「印西市子ども・子育て会議」で意見聴取及び内容の協議を行いました。

(2) 市民アンケート調査

本計画において推進する施策の検討にあたり、市民の子育てに関する実態や意見等を把握するため「一般市民調査」「就学前児童保護者調査」「小学生保護者調査」「15歳から30歳までの方への調査」「小学5年生及び中学2年生とその保護者調査」を実施しました。

(3) こどもの意見聴取

こども自身の声を計画に反映するため、市内の小中学生の参加による「印西市こどもワークショップ」を実施し、自分がほっとできる場所や大人に聞いてもらいたいことなどの意見をもらいました。

また、市内の児童館や図書館等を利用している小学生、中・高校生に、求める居場所やイベントなどについてのアンケートを実施しました。

(4) こどもに関わる活動団体・個人の意見聴取

市内のこどもや子育て家庭に関わる活動を担っている団体・個人の皆さんに、日頃接しているこどもや子育て家庭の状況などについてアンケートを実施しました。

(5) パブリックコメントの実施

本計画案の段階で市民意見募集（パブリックコメント）を実施し、寄せられた意見を踏まえて計画策定を行いました。

7 こども・若者を取り巻く社会情勢と国の動向

(1) 少子化の進行に伴う本格的な子育て支援のはじまり

平成 15 年
少子化社会対策
基本法、次世代
育成支援対策推
進法

平成15年7月、家庭や地域の子育て力の低下に対応し、次世代を担うこどもを育成する家庭を社会全体で支援する観点から「少子化社会対策基本法」と「次世代育成支援対策推進法」¹が制定され、こどもたちの育成を社会全体で支援する新たな取り組みが示されました。

(2) 「子ども・子育て支援新制度」と「いんざい子育てプラン」

平成 24 年
子ども・子育て
関連 3 法

平成24年8月、待機児童の解消や幼児教育・保育の充実を主な目的として、就学前の子どもの教育・保育及び地域子育て支援に係る新たな制度を実施するため、「子ども・子育て支援法」を核とした「子ども・子育て関連3法」が制定されました。この関連3法に基づき、幼児期の学校教育・保育、地域の子ども・子育て支援を総合的に推進していく「子ども・子育て支援新制度」が平成27年度から施行されました。一方、「次世代育成支援地域行動計画」は策定が任意化され、新たな法定計画「市町村子ども・子育て支援事業計画」と一体のものとして策定することが可能となりました。

平成 27 年度～
いんざい子育て
プラン（印西市
子ども・子育て
支援事業計画）

本市では、上記の流れを踏まえ、平成27年度からの5年間を計画期間とする「いんざい子育てプラン（印西市子ども・子育て支援事業計画）」を平成27年3月に策定し、次世代育成支援地域行動計画に関連する施策も一部に含めた計画として、子ども・子育て支援の量・質の充実及び安心してこどもを産み育てる環境や、全てのこどもが健やかに成長できる社会の実現に向けて取り組みを進めました。

¹ 次世代育成支援対策推進法：当初は10年間の時限立法。令和7年3月までの期限に一旦延長された後、令和6年5月に育児・介護休業法とともに改正され、令和17年3月31日までに再延長された。

(3) こども・若者を取り巻く動向

平成27年の「子ども・子育て支援新制度」施行後、国のこども・若者を取り巻く環境や、国・社会の動向にも様々な変化が起こっています。

平成 22 年
子ども・
若者育成支援
推進法

平成22年4月、子ども・若者育成支援施策の総合的な推進等を目的とした「子ども・若者育成支援推進法」が施行され、全てのこども・若者が自らの居場所を得て成長・活躍できる社会の実現を目指す取り組みが進められることになりました。

平成 26 年
子どもの貧困対
策の推進に関す
る法律

子どもの貧困対策については、平成26年1月に「子どもの貧困対策の推進に関する法律」（以下「子どもの貧困対策法」）が施行され、同年8月に「子供の貧困対策に関する大綱」が策定されました。子どもの貧困対策法は、令和元年9月の「子どもの貧困対策の推進に関する法律の一部を改正する法律」施行による、区市町村計画策定の努力義務化を経て、令和6年6月に「こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律」と改められています。

平成 26 年
母子及び父子並
びに寡婦福祉法

ひとり親家庭への支援については、「母子及び寡婦福祉法」が平成26年10月に「母子及び父子並びに寡婦福祉法」と改められ、父子家庭への支援が拡大されて、ひとり親世帯への就業・自立に向けた総合的な施策へと支援の充実が図られています。

平成 28 年
改正障害者総合
支援法・改正児
童福祉法

障がいのあるこどもへの対応については、平成28年6月に「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）及び児童福祉法の一部を改正する法律」が公布され、医療的ケア児支援や障害児福祉計画が法定化されました。障害児福祉計画の基本指針では、障がい児の利用ニーズについての把握や提供体制の整備等の必要性があげられています。

平成 12 年
児童虐待の防止
等に関する法律

児童虐待については、平成12年、「児童虐待の防止等に関する法律」が制定され、平成23年5月の民法・児童福祉法等の改正後、平成28年6月の児童福祉法改正等で社会的養育・児童虐待防止対策に係る強化が図られました。

令和 2 年
新子育て安心プ
ラン

待機児童対策では、平成29年成立の「子育て安心プラン」が令和2年12月には「新子育て安心プラン」となり、様々な待機児童解消への取組強化策が打ち出されています。

（４）深刻な少子化の進行

令和５年
出生数が過去最
低に

我が国では、少子化の進行に歯止めがかからない状態が続いています。少子化の進行は、経済の成長力を低下させ、生活水準の改善を妨げたり、将来的な年金・医療など社会保障制度の安定性・持続性も大きく揺るがしてしまう深刻な問題です。

令和６年６月の厚生労働省の発表によると、令和５年の出生数は72.7万人と前年より4.3万人減少し、過去最低水準を更新しました。また、合計特殊出生率は、1.20と令和４年の1.26からさらに低下しました。昭和22（1947）年に統計を取り始めて以降最低水準であり、前年を下回るのはこれで８年連続となります。

令和６年
少子化対策関連
法案が成立

令和６年６月、少子化対策関連法案が成立しています。同法では、児童手当の支給対象を高校生年代まで延長することと所得制限の撤廃、第３子以降の支給額の倍増、親の就労に関係なくこどもを預けられる「こども誰でも通園制度」を令和８年４月から全国で開始することなどが定められています。

（５）こども施策の新たな推進

令和５年４月
こども家庭庁
こども基本法

国は令和５年４月にこども家庭庁を創設、こども施策を社会全体で総合的かつ強力に推進していくための包括的な基本法として「こども基本法」を令和５年４月に施行しました。

「こども基本法」は、日本国憲法及び児童の権利に関する条約の精神にのっとり、全てのこどもが、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指し、こども政策を総合的に推進することを目的としています。同法は、こども施策の基本理念、こども大綱の策定やこども等の意見の反映などについて定めています。

令和５年１２月
こども大綱

令和５年１２月には「少子化社会対策基本法」、「子ども・若者育成支援推進法」、「子どもの貧困対策法」に基づく各“大綱”を一元化した「こども大綱」を閣議決定しました。

令和６年４月
改正児童福祉法

令和６年４月には「改正児童福祉法」が施行され、全ての妊産婦、子育て世帯、こどもへ一体的に相談支援を行う機能を有する機関（こども家庭センター）の設置に努めることとされました。

令和6年5月
こどもまんなか
実行計画 2024

令和6年5月には、こども家庭庁が各省庁と連携して進めるこども政策の全体像及びアクションプランとなる「こどもまんなか実行計画2024」が決定しました。

放課後児童対策

放課後児童対策では、全てのこどもが放課後を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができる場所の拡充を目的に、「新・放課後子ども総合プラン」（平成30年9月通知）による取り組みが進められてきましたが、「新・放課後子ども総合プラン」が令和6年度末に終了することから、「令和6年度以降の放課後児童対策について」（令和6年3月29日通知）により、継続的な取り組み推進をしていくとされています。

8 こども基本法とこども大綱の概要

(1) こども基本法の概要

「こども基本法」は令和5年4月1日に施行されました。その目的及び基本理念の概要は以下のとおりです。

目的

日本国憲法及び児童の権利に関する条約の精神にのっとり、次代の社会を担う全てのこどもが、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、こどもの心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、その権利の擁護が図られ、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指して、こども施策を総合的に推進する。

基本理念

- ①全てのこどもについて、個人として尊重されること・基本的人権が保障されること・差別的取扱いを受けることがないようにすること
- ②全てのこどもについて、適切に養育されること・生活を保障されること・愛され保護されること等の福祉に係る権利が等しく保障されるとともに、教育基本法にのっとり教育を受ける機会が等しく与えられること
- ③全てのこどもについて、年齢及び発達に応じて、自己に直接関係する全ての事項に関して意見を表明する機会・多様な社会的活動に参画する機会が確保されること
- ④全てのこどもについて、年齢及び発達に応じて、意見の尊重、最善の利益が優先して考慮されること
- ⑤こどもの養育は家庭を基本として行われ、父母その他の保護者が第一義的責任を有するとの認識の下、十分な養育の支援・家庭での養育が困難なこどもの養育環境の確保
- ⑥家庭や子育てに夢を持ち、子育てに伴う喜びを実感できる社会環境の整備

(2) こども大綱における基本的な方針

「こども大綱」では、日本国憲法、こども基本法及びこどもの権利条約の精神にのっとり、以下の6本の柱を基本的な方針としています。

こども施策に関する基本的な方針

- ①こども・若者を権利の主体として認識し、その多様な人格・個性を尊重し、権利を保障し、こども・若者の今とこれからの最善の利益を図る
- ②こどもや若者、子育て当事者の視点を尊重し、その意見を聴き、対話しながら、ともに進めていく
- ③こどもや若者、子育て当事者のライフステージに応じて切れ目なく対応し、十分に支援する
- ④良好な成育環境を確保し、貧困と格差の解消を図り、全てのこども・若者が幸せな状態で成長できるようにする
- ⑤若い世代の生活の基盤の安定を図るとともに、多様な価値観・考え方を大前提として若い世代の視点に立って結婚、子育てに関する希望の形成と実現を阻む隘路（あいろ）の打破に取り組む
- ⑥施策の総合性を確保するとともに、関係省庁、地方公共団体、民間団体等との連携を重視する

(3) こども施策に関する重要事項

「こども大綱」では、「こどもまんなか社会」を実現するための重要事項を以下のように示しています。

ライフステージを通じた重要事項	○こども・若者が権利の主体であることの社会全体での共有等 ○多様な遊びや体験、活躍できる機会づくり ○こどもや若者への切れ目のない保健・医療の提供 ○こどもの貧困の解消に向けた対策 ○障がい児支援・医療的ケア児等への支援 ○児童虐待防止対策と社会的養護の推進及びヤングケアラーへの支援 ○こども・若者の自殺対策、犯罪などからこども・若者を守る取組
ライフステージ別の重要事項	○こどもの誕生前から幼児期まで 妊娠前から妊娠期、出産、幼児期までの切れ目ない保健・医療の確保／こどもの誕生前から幼児期までのこどもの成長の保障と遊びの充実 ○学童期・思春期 こどもが安心して過ごし学ぶことのできる質の高い公教育の再生等／居場所づくり／小児医療体制、心身の健康等についての情報提供やこころのケアの充実／成年年齢を迎える前に必要となる知識に関する情報提供や教育／いじめ防止／不登校のこどもへの支援／校則の見直し／体罰や不適切な指導の防止／高校中退の予防、高校中退後の支援 ○青年期 高等教育の修学支援、高等教育の充実／就労支援、雇用と経済的基盤の安定／結婚を希望する方への支援、結婚に伴う新生活への支援／悩みや不安を抱える若者やその家族に対する相談体制の充実
子育て当事者への支援に関する重要事項	○子育てや教育に関する経済的負担の軽減 ○地域子育て支援、家庭教育支援 ○共働き・共育での推進、男性の家事・子育てへの主体的な参画促進・拡大 ○ひとり親家庭への支援

第2章

印西市のこども・若者の現状

第2章では、本市のこどもや若者を取り巻く状況について、さまざまな統計データや資料から、人口・世帯、支援の必要性が考えられるこどもや家庭の現状などを確認するとともに、計画策定にあたり実施した市民アンケート等の結果をまとめます。

また、幼児期の教育・保育にかかわる施設や利用者の現状、将来的に予測されるこども・若者の人口などを示し、データや市民意見などから把握したこども・若者を取り巻く課題をまとめます。

- 1 印西市の現状
- 2 幼児期の教育・保育の状況
- 3 第2期印西市子ども・子育て支援事業計画の評価
- 4 アンケート調査結果の概要
- 5 こどもの意見聴取
- 6 こどもに関わる活動団体・個人アンケートの概要
- 7 こども・若者の将来人口推計
- 8 印西市におけるこども・若者を取り巻く課題

1 印西市の現状

(1) 人口・世帯数

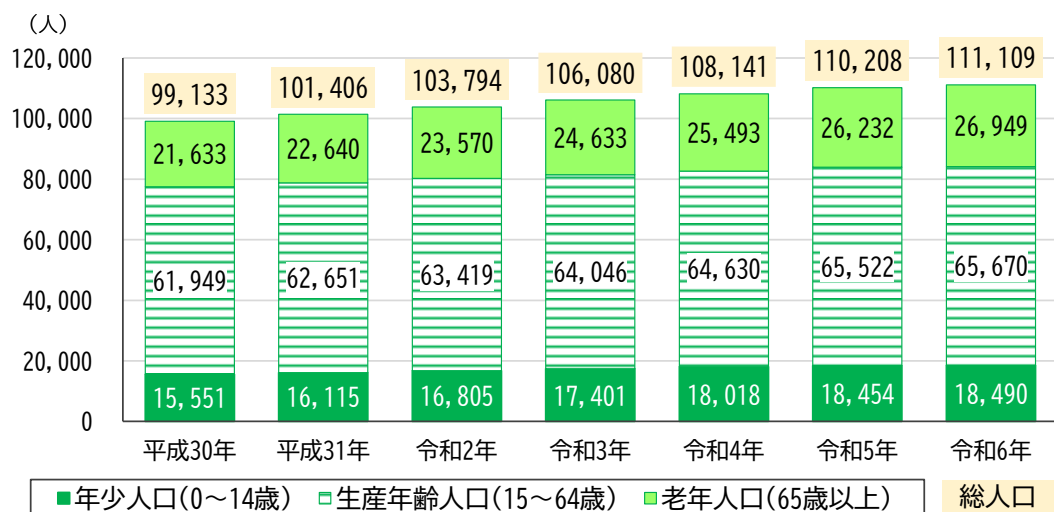
①総人口・年齢3区分別人口

本市の総人口は増加傾向にあり、平成30年の99,133人を100とした場合の、令和6年の111,109人は112.1%にあたります。

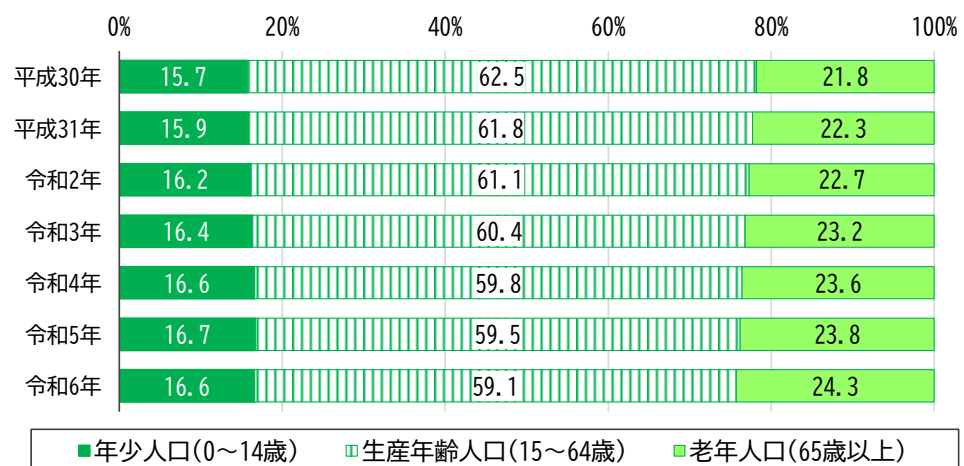
同様に、年齢3区分別で同期間の人口の推移をみると、年少人口（0～14歳）は2,939人の増加で118.9%、生産年齢人口（15～64歳）は3,721人の増加で106.0%、高齢者人口（65歳以上）は5,316人の増加で124.6%となっています。

年齢3区分別人口の割合では、年少人口と老年人口の割合は上昇の傾向にあり、生産年齢人口の割合は下降が続いています。

▼ 年齢3区分別人口の推移



▼ 年齢3区分別人口の割合の推移

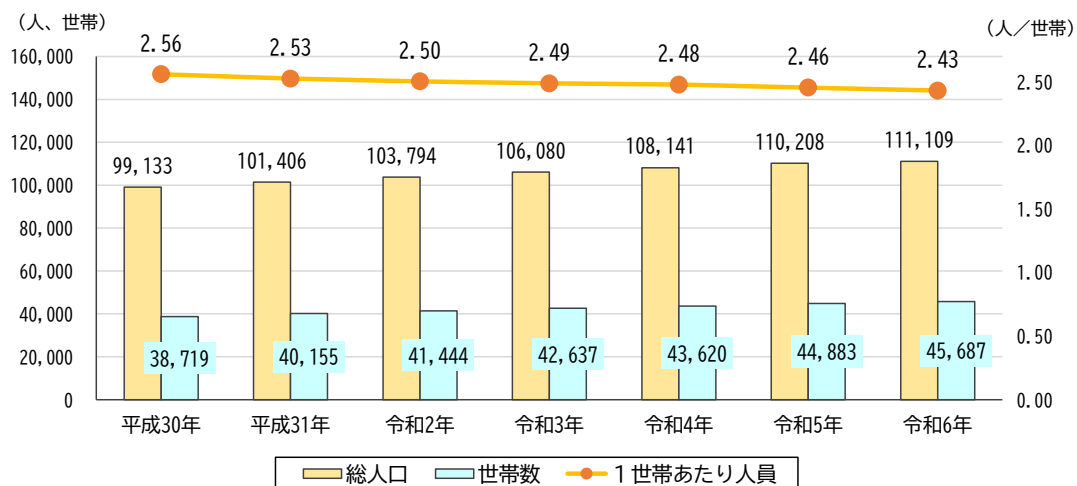


資料：住民基本台帳（各年4月1日現在）

②世帯数と1世帯当たり人員

世帯数は平成30年から令和6年まで増加しています。しかし同期間の総人口の増加はそれよりも緩やかであり、1世帯当たりの人員は平成30年の2.56から令和6年の2.43まで徐々に減少しています。

▼ 世帯数と1世帯当たり人員の推移



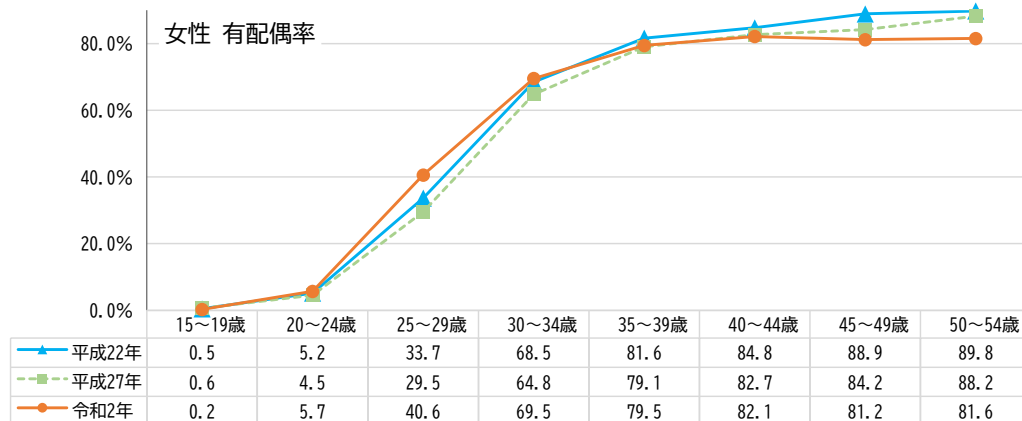
資料：住民基本台帳（各年4月1日現在）

(2) 結婚・出生・就労

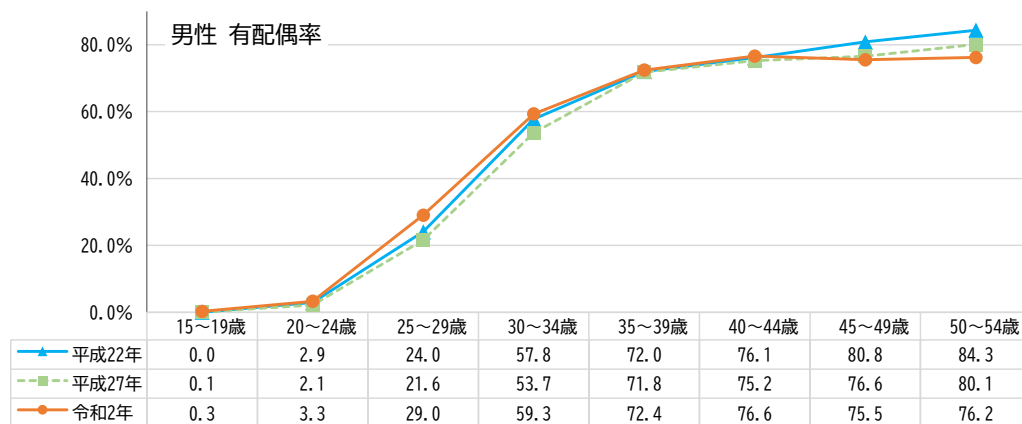
①有配偶率²

有配偶率を平成22年と令和2年で比較すると、女性は20～34歳で増加、特に25～29歳では6.9%増加しています。男性は20～44歳で増加、特に25～29歳では5.0%増加しています。

▼ 女性の年齢別有配偶率の推移



▼ 男性の年齢別有配偶率の推移



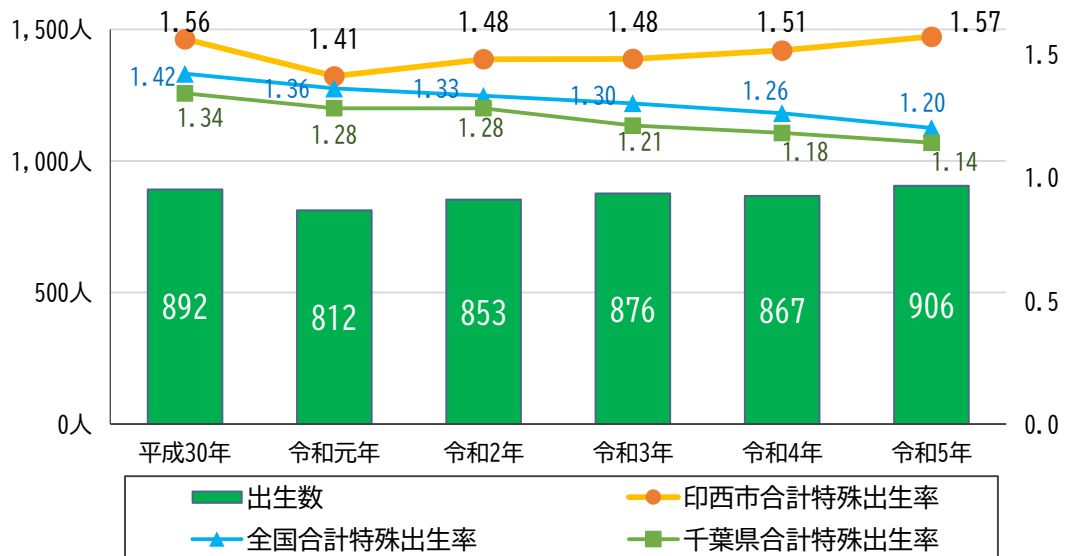
資料：国勢調査

2 有配偶率：15歳以上の人口に占める有配偶者の割合。有配偶者は届出の有無に関わらず妻または夫のある人。

②出生数・合計特殊出生率

出生数は年により増減があり、令和5年では906人となっています。合計特殊出生率は全国・千葉県よりも高い水準で推移しています。令和元年以降、上昇傾向にあり、令和5年では平成30年の1.56を上回る1.57となっています。

▼ 出生数と合計特殊出生率の推移



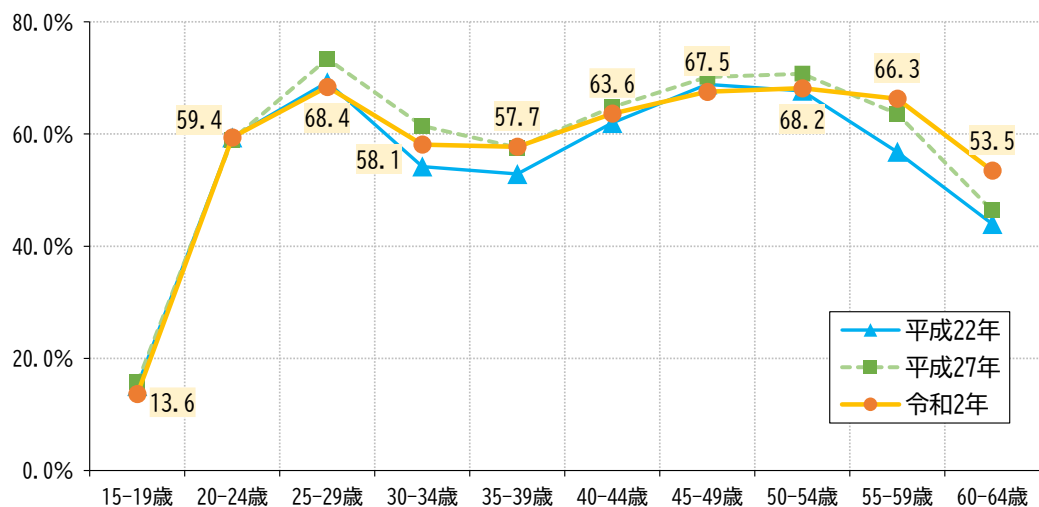
資料：印西市：千葉県衛生統計年報／全国・千葉県：厚生労働省人口動態統計

③女性の就労状況

女性の就労状況では、働く女性の割合が30歳代で一旦低くなる、いわゆる「M字曲線」がみられます。

令和2年の20歳代後半から30歳代前半では、平成27年よりも働いている女性の割合が減少しています。

▼ 女性の労働力率の推移



資料：国勢調査

(3) こどもや家庭のさまざまな状況

①18歳未満の障害者手帳所持者数

18歳未満の障害者手帳の所持者数の推移をみると、身体障害者手帳は令和3年以降減少傾向、療育手帳は平成31年以降増加傾向、精神障害者保健福祉手帳は平成30年から令和2年にかけて横ばいで、以降、年による増減をみせながら総じて増加の傾向となっています。

▼ 18歳未満の障害者手帳所持者数の推移

単位：人

	平成 30年	平成 31年	令和 2年	令和 3年	令和 4年	令和 5年
身体障害者手帳	56	62	64	70	65	54
療育手帳	214	186	219	224	247	273
精神障害者 保健福祉手帳	12	12	12	16	22	18

資料：印西市データ（障がい福祉課）各年度末現在

②外国につながる世帯の状況

全世帯数に対する外国人のいる世帯の割合は、年による増減がみられるものの、総じて上昇の傾向となっています。

▼ 世帯数と外国人のいる世帯数の推移

単位：世帯

	平成 31年	令和 2年	令和 3年	令和 4年	令和 5年	令和 6年
世帯数(A)	40,155	41,444	42,637	43,620	44,883	45,687
混合世帯数(B) ³	1,533	1,795	1,749	1,736	2,069	2,273
(A)に占める (B)の割合	3.82%	4.33%	4.10%	3.98%	4.61%	4.98%

資料：印西市データ（住民基本台帳人口及び国籍別人員調査表）

3 混合世帯：日本人と外国人が結婚した世帯など、1つの世帯に外国人と日本人が含まれる世帯のこと。

③家庭児童相談受付状況の推移

家庭児童相談の受付状況を主な種類別にみると、児童虐待相談は令和元年度から令和5年度にかけて、年による増減がみられるものの総じて増加傾向となっています。性格行動相談も増加の傾向で、不登校相談、育児・しつけ相談は年により増減がみられます。

▼ 主な種類別相談件数の推移

単位：件

	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
児童虐待相談	178	207	258	234	245
性格行動相談	12	13	15	15	20
不登校相談	9	7	10	10	8
育児・しつけ相談	15	8	11	6	6

資料：印西市データ（健康子ども部 印西市健康福祉統計）

④産後ケア事業の実施状況

産後ケアの対象となった人は令和4年度は21人となっていますが、他の年度は概ね10人台前半となっています。居宅（訪問型）は令和3年度からの開始で、令和4年度は利用日数が43日となっています。

▼ 産後ケアの実施状況の推移

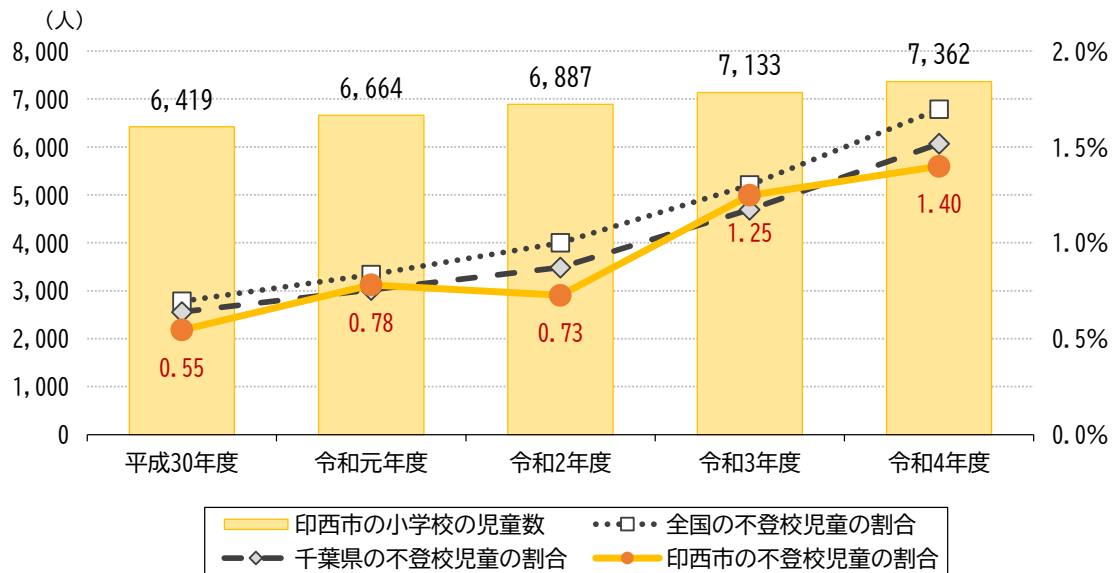
		令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
人数（人）		11	12	14	21	13
日数（日）	短期	56	52	46	68	32
	通所	1	10	11	2	17
	居宅			7	43	11

資料：印西市データ（健康子ども部 印西市健康福祉統計）

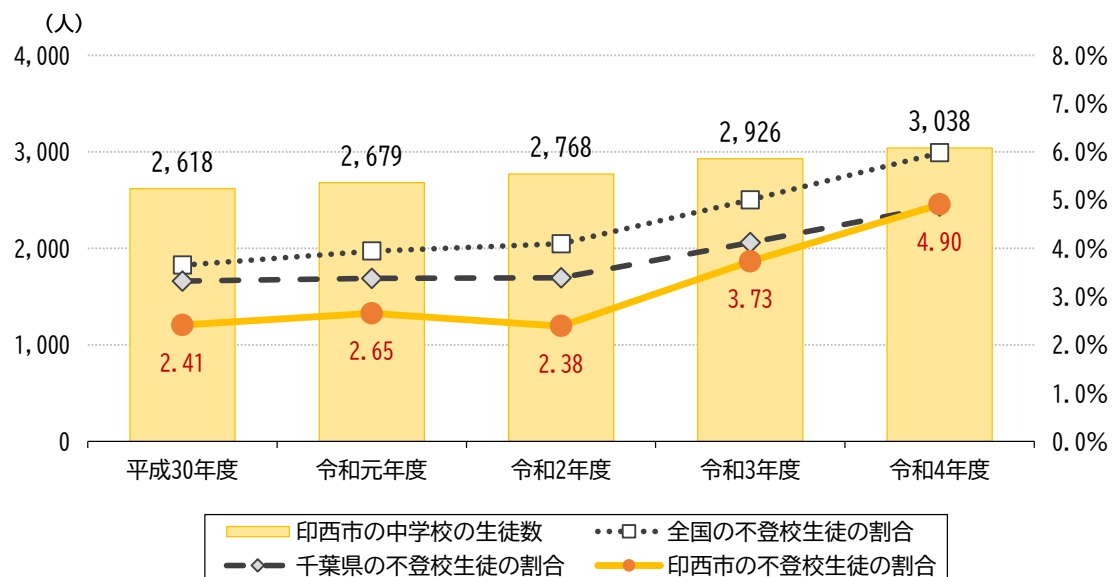
⑤不登校児童生徒数

本市では、小学校児童、中学校生徒ともに増加が続いています。児童生徒数に対する不登校の児童生徒数の割合は、全国及び千葉県よりも低い水準となっていますが、全国及び千葉県と同様に総じて上昇の傾向となっています。

▼ 小学校の不登校児童の割合の推移



▼ 中学校の不登校生徒の割合の推移



資料：国・県は児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査
印西市は月別長期欠席児童生徒数調査

2 幼児期の教育・保育の状況

(1) 幼稚園・保育園等の入所児童数及び施設数の推移

幼稚園は令和6年度に公立が1園減少しました。認可保育園は増加傾向にあり、令和2年度の31園が令和6年度時点で40園となっています。

認可保育園の入所児童数は年齢により増減がみられるものの、全体では増加が続いています。

▼ 幼稚園・保育園等の入所児童数の推移

単位：人

項 目	幼稚園 (認定こども園含む)	認可保育園（認定こども園及び小規模保育施設含む）				
		0歳	1歳	2歳	3～5歳	合 計
令和2年度	1,551	93	337	476	1,390	2,296
令和3年度	1,561	134	438	523	1,559	2,654
令和4年度	1,577	160	490	584	1,764	2,998
令和5年度	1,487	157	562	631	1,932	3,282
令和6年度	1,324	149	560	685	2,021	3,415

各年4月1日現在（幼稚園・認定こども園は5月1日）

▼ 幼稚園・保育園等の施設数の推移

単位：園

項 目	幼稚園 (認定こども園含む)			認可保育園 (認定こども園及び小規模保育施設含む)		
	公 立	私 立	計	公 立	私 立	計
令和2年度	2	6	8	5	26	31
令和3年度	2	6	8	5	28	33
令和4年度	2	6	8	5	33	38
令和5年度	2	6	8	5	35	40
令和6年度	1	6	7	5	35	40

各年4月1日現在
※分園を除く

(2) 幼稚園・保育園等の利用状況

▼ 幼稚園の利用状況

項 目	定員（人）					令和6年5月時点の園児数（人）						
	0歳	1歳	2歳	3～5歳	計	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	計
もとの幼稚園（公立）	-	-	-	315	315	-	-	-	30	47	80	157
天神幼稚園（私立）	-	-	-	240	240	-	-	-	56	53	54	163
小林天神幼稚園（私立）	-	-	-	240	240	-	-	-	62	64	60	186
印西しおん幼稚園（私立）	-	-	-	315	315	-	-	-	63	84	106	253
きかり幼稚園（私立）	-	-	-	300	300	-	-	-	40	52	70	162
原山幼稚園（私立）	-	-	-	150	150	-	-	-	35	48	48	131
合 計	0	0	0	1,560	1,560	0	0	0	286	348	418	1,052

資料：学校基本調査学校調査票

▼ 認定こども園 幼稚園部分の利用状況

項 目	定員（人）					令和6年5月時点の園児数（人）						
	0歳	1歳	2歳	3～5歳	計	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	計
どんぐり保育園（私立）	-	-	-	3	3	-	-	0	1	1	1	3
牧の原宝保育園（私立）	-	-	-	15	15	-	-	0	5	6	7	18
草深こじか保育園（私立）	-	-	-	15	15	-	-	0	6	4	4	14
印西ひかりこども園（私立）	-	-	-	80	80	-	-	0	19	17	23	59
認定こども園 Rainbow Wings International（本園）（私立）	-	-	-	36	36	-	-	0	6	9	9	24
認定こども園 Rainbow Wings International（分園）（私立）	-	-	-	-	0	-	-	0	-	-	-	0
たかさごスクール千葉ニュータウン（私立）	-	-	-	9	9	-	-	0	1	2	1	4
市川学園 西の原幼稚園（私立）	-	-	-	160	160	-	-	0	48	51	51	150
合 計	0	0	0	318	318	0	0	0	86	90	96	272

▼ 保育園等の利用状況

項 目	定員（人）					令和6年4月時点の園児数（人）							
	0歳	1歳	2歳	3～5歳	計	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	計	
認可保育園													
木刈保育園（公立）	9	12	16	63	100	1	6	16	14	13	11	61	
内野保育園（公立）	10	14	16	60	100	2	8	13	15	15	10	63	
高花保育園（公立）	6	10	20	74	110	4	10	15	16	17	20	82	
西の原保育園（公立）	9	16	18	77	120	2	6	13	13	20	18	72	
もとの保育園（公立）	9	18	18	75	120	1	9	13	17	20	20	80	
銀の鈴保育園（私立）	9	16	16	48	89	6	14	16	17	15	17	85	
原山保育園（私立）	3	9	12	45	69	0	12	14	14	16	15	71	
山ゆり保育園（私立）	12	19	24	105	160	0	20	27	34	32	37	150	
スマイル保育園（私立）	15	15	15	45	90	2	17	18	21	20	21	99	
小倉すくすく保育園（私立）	15	21	24	90	150	8	18	27	29	30	24	136	
しおん保育園（本園）（私立）	3	12	12	80	107	0	12	12	23	28	31	106	
しおん保育園（分園中央）（私立）					0	-	-	-	-	-	-	0	
しおん保育園（私立） （分園年少～年長児分園中央）					0	-	-	-	-	-	-	0	
ヒューマンアカデミー印西牧の原 保育園（私立）	7	13	20	0	40	1	18	20	-	-	-	39	
エンジェルハート保育園（私立）	6	15	15	54	90	6	14	17	13	17	17	84	
星虹保育園（私立）	12	12	12	50	86	6	17	18	16	20	18	95	
星虹第二保育園（私立）	18	18	18	66	120	6	22	29	31	27	27	142	
かふう保育園いんざい（私立）	8	22	25	90	145	3	21	24	27	23	24	122	
AIAI NURSERY 千葉ニュータウン中 央（私立）	6	10	11	33	60	6	10	14	12	13	14	69	
かぐる杜の保育園（私立）	6	9	15	60	90	4	12	16	19	16	18	85	
コスモスの丘保育園（私立）	9	12	18	64	103	2	15	18	21	20	19	95	
ゆいのひ保育園（私立）	9	15	15	51	90	4	18	20	19	20	20	101	
AIAI NURSERY 印西牧の原（私立）	6	10	11	33	60	3	11	11	12	12	12	61	
草深こじか第二保育園（私立）	15	15	15	45	90	11	18	17	20	18	16	100	
ちいさな杜の保育（私立）	18	20	24	72	134	6	24	26	15	23	6	100	
HALO 保育園（私立）	15	24	24	72	135	4	30	30	29	30	30	153	
コスモスの丘ひがし野保育園(私立)	9	12	15	54	90	8	12	15	17	18	16	86	
そうほスマイル保育園（私立）	6	15	15	54	90	8	18	18	24	24	24	116	
滝すくすく保育園（私立）	5	10	15	60	90	4	12	17	23	21	19	96	
にじの原のつなぐ保育園（私立）	15	18	18	69	120	2	18	17	12	15	9	73	
NOVA バイリンガル印西東の原保育 園（私立）	6	18	21	75	120	3	9	18	21	26	14	91	
どんぐり保育園（私立） （認定こども園）	3	9	12	41	65	5	11	18	16	15	11	76	
草深こじか保育園（私立） （認定こども園）	12	12	12	39	75	9	13	14	16	14	14	80	
牧の原宝保育園（私立） （認定こども園）	6	12	18	54	90	7	16	17	18	17	19	94	
認定こども園 Rainbow Wings International（本園）（私立） （認定こども園）	9	12	12	84	117	4	12	12	26	28	19	101	
認定こども園 Rainbow Wings International（分園）（私立） （認定こども園）	9	12	12	-	33	2	12	12	-	-	-	26	
印西ひかりこども園（私立） （認定こども園）	6	18	24	85	133	4	16	19	18	25	25	107	
たかさごスクール千葉ニュータ ウン（私立）（認定こども園）	9	24	24	83	140	5	18	24	26	27	26	126	
市川学園西の原幼稚園（私立） （認定こども園）	0	0	0	20	20	0	0	0	7	6	8	21	
計	330	529	612	2,170	3,641	149	529	645	671	701	649	3,344	
小規模保育施設													
やまと小規模保育園（私立）	3	8	8	-	19	0	7	8	-	-	-	15	
カインド・ナーサリー牧の原 第1園（私立）	3	8	8	-	19	0	7	8	-	-	-	15	
カインド・ナーサリー牧の原 第2園（私立）	3	8	8	-	19	0	7	8	-	-	-	15	
リップル保育園 CNT 高花1（私立）	3	8	8	-	19	0	6	8	-	-	-	14	
リップル保育園 CNT 高花2（私立）	3	8	8	-	19	0	4	8	-	-	-	12	
計	15	40	40	0	95	0	31	40	0	0	0	71	
合 計	345	569	652	2,170	3,736	149	560	685	671	701	649	3,415	

(3) 学童クラブの利用状況

令和6年5月時点の学童クラブの入所児童数をみると、1～3年生では1,586人、4～6年生では389人となっています。

全体で定員を上回る入所児童数となっていますが、学童クラブごとでは、充足しているところと、近年の児童数増加により定員を上回る入所児童数となっているところがあり、地区によるニーズと提供量のバランスに偏りがみられます。

▼ 学童クラブの利用状況

項 目	定員	令和6年5月時点の入所児童数（人）							備 考
	(人)	1年生	2年生	3年生	4年生	5年生	6年生	合計	(小学校区等)
滝野学童クラブ	110	25	36	17	15	8	0	101	滝野小学校区
牧の原学童クラブ	80	22	22	29	3	0	0	76	牧の原小学校区
牧の原第2学童クラブ	80	43	29	0	11	0	0	83	牧の原小学校区
小林学童クラブ	45	17	2	10	2	0	0	31	小林北小学校区
小林第2学童クラブ	70	19	19	12	6	2	0	58	小林小学校区
原山学童クラブ	35	17	12	13	0	0	0	42	原山小学校区
高花学童クラブ	55	24	12	13	12	0	3	64	高花小学校区
内野学童クラブ	80	23	19	16	19	7	4	88	内野小学校区
内野第2学童クラブ	45	12	15	11	5	4	4	51	内野小学校区
大森学童クラブ	45	13	10	10	5	0	7	45	大森小学校区
木下学童クラブ	45	19	11	15	9	0	0	54	木下小学校区
木刈学童クラブ	70	34	35	11	0	0	0	80	木刈小学校区
小倉台学童クラブ	40	10	7	10	12	6	5	50	小倉台小学校区
小倉台第2学童クラブ	40	12	9	12	8	5	2	48	小倉台小学校区
小倉台第3学童クラブ	80	25	24	23	17	8	3	100	小倉台小学校区
西の原学童クラブ	80	23	28	23	7	4	2	87	西の原小学校区
西の原第2学童クラブ	45	18	13	12	1	5	1	50	西の原小学校区
原学童クラブ	75	18	15	6	31	7	2	79	原小学校区
原第2学童クラブ	45	19	22	6	0	0	0	47	原小学校区
原第3学童クラブ	80	36	42	17	0	0	0	95	原小学校区
六合学童クラブ	20	3	3	3	7	2	7	25	六合小学校区
平賀学童クラブ	40	3	5	7	2	2	5	24	平賀小学校区
いには野学童クラブ	70	38	23	13	12	2	1	89	いには野小学校区
本埜学童クラブ	15	0	5	2	3	0	3	13	本埜小学校区
松崎学童クラブ	45	6	4	2	2	3	1	18	高花小学校区等
アルカサル学童クラブ	40	3	8	9	9	5	5	39	小倉台小学校区等
BigHop 学童クラブ	40	3	7	6	11	2	2	31	原小学校区等
モア学童クラブ	40	5	6	4	1	4	2	22	牧の原小学校区等
エンジェルハート学童クラブ	30	14	11	8	0	0	0	33	小倉台小学校区等
星虹学童クラブ	45	26	21	2	0	1	0	50	内野小学校区等
HALO 学童クラブ	40	19	19	4	3	0	0	45	滝野小学校区等
レインボー学童クラブ	40	12	15	8	5	0	0	40	西の原小学校区等
レインボー第2学童クラブ	40	11	14	9	6	0	0	40	西の原小学校区等
こじか KIDS クラブ	45	17	12	11	6	0	0	46	原小学校区等
かふう kids 学童クラブ	45	21	22	5	0	0	0	48	滝野小学校区等
学童クラブ アゼリーアカデミア千葉ニュータウン	30	6	8	14	6	6	5	45	高花小学校区等
DUCK 学童クラブ	45	15	8	9	3	3	0	38	小倉台小学校区
1～3年生・4～6年生 計		1,586			389				
合 計	1,915	631	573	382	239	86	64	1,975	37 か所

3 第2期印西市子ども・子育て支援事業計画の評価

本計画策定にあたり、前計画（第2期印西市子ども・子育て支援事業計画）に掲げた計46からなる事業・施策の実施状況評価を行った結果は以下の通りです。

A（予定通り実施できた）が42事業（全体の91%）、B（一部実施できた）が4事業（同9%）、C（実施できなかった）が0事業（同0%）という結果になりました。

実績の評価を問わず、本計画に掲げる事業については、その現状と課題を確認し、引き継ぐこととします。

▼ 第2期印西市子ども・子育て支援事業計画の評価結果

A：予定通り実施できた B：一部実施できた C：実施できなかった

基本目標	施策分野	事業・ 施策数	実績評価		
			A	B	C
基本目標１ 子どもが安心して成長できる環境づくり					
施策１	子どもたちの「居場所」づくりの 推進	6	5	1	0
施策２	子どもの体験活動の充実	2	1	1	0
基本目標２ 子どもと親の健康づくりと子育て家庭への支援の充実					
施策１	子どもと親の健康づくりの推進	4	4	0	0
施策２	障がいのある子どもと家庭への支 援の充実	4	4	0	0
施策３	ひとり親家庭への支援の充実	2	2	0	0
施策４	児童虐待を防止する体制づくりの 推進	2	2	0	0
基本目標３ 個性豊かな子どもを育む教育の充実					
施策１	家庭・地域の「教育力」の向上	2	2	0	0
施策２	就学前教育の充実	3	3	0	0
施策３	学校教育の充実	5	5	0	0
施策４	次代の親の育成	3	3	0	0
基本目標４ 子育て家庭が住みよい環境づくり					
施策１	地域子育て支援の充実	10	10	0	0
施策２	多様な保育サービスの充実	2	0	2	0
施策３	子育て家庭に対する経済的支援の 充実	1	1	0	0
合 計		46	42	4	0
全事業・施策数に対する割合			91%	9%	0%

※数値は事業・施策数

4 アンケート調査結果の概要

こどもの生活状況や、家庭の状況、市の教育・保育サービス等の利用状況や今後の利用希望などをうかがい、こどもや若者の支援に役立てるとともに、今後のこども・若者支援、子育て支援に関する施策を検討するための基礎資料とするため、3つの市民アンケート調査を実施しました。

(1) 子ども・子育て支援事業計画策定のためのアンケート

①調査対象

調査名	調査対象
一般市民調査	市内在住の18歳以上の方1,000人（無作為抽出）
就学前児童保護者調査	就学前児童の保護者2,000人（無作為抽出）
小学生保護者調査	小学生の保護者1,000人（無作為抽出）

②調査時期：令和6年3月27日(水)から4月19日(金)まで

③調査方法：郵送による配布・回収及びWEB回答を併用

④配布・回収状況

調査名	配布数	有効回答数	有効回答率	うちWEB回答数	WEB回答率
一般市民	1,000票	445票	44.5%	162票	16.2%
就学前児童保護者調査	2,000票	854票	42.7%	237票	11.9%
小学生保護者	1,000票	468票	46.8%	153票	15.3%

(2) 子どもの生活実態に関するアンケート

①調査対象：市内在住の小学5年生及び中学2年生とその保護者

②調査時期：令和6年2月29日(木)から3月19日(火)まで

③調査方法：小学5年生及び中学2年生保護者：学校を通じて配布、WEBにて回答
小学5年生及び中学2年生：学校を通じて配布、WEBにて回答

④配布・回収状況

対 象	配布数	有効回答数	有効回答率
小学5年生・中学2年生保護者	2,232票	912票	40.9%
小学5年生	1,208票	765票	63.3%
中学2年生	1,024票	536票	52.3%

(3) こども若者生活実態調査

①調査対象:市内在住の15歳から30歳までの方から無作為に抽出した1,000人

②調査時期:令和6年3月27日(水)から4月19日(金)まで

③調査方法:郵送による配布・回収及びWEB回答を併用

④配布・回収状況

配布数	有効 回答数	有効 回答率	うち WEB 回答数	WEB 回答率
1,000 票	294 票	29.4%	168 票	16.8%

(4) 「子どもの生活実態に関するアンケート」における経済的な状況の分類

子どもの生活アンケートの保護者票では「世帯全体のおおよその年間収入(税込)」の設問と、「お子さんと同居している家族(人数)」の設問を設けています。2つの回答から、等価世帯収入の中央値を求め、「中央値の2分の1未満」に属する家庭を「A層」、「中央値以上」及び「中央値の2分の1以上中央値未満」に属する家庭を「B層」と表記し、経済的な状況別としてクロス集計を行っています。

(5) 結果の概要を読むにあたっての留意点

○図表は、原則として回答者の構成比(百分率)で表現しています。

○「n」は、「Number of case」の略で、その設問への回答者数(構成比算出の母数)を示しています。

○百分率による集計では、回答者数(該当質問においては該当者数)を100%として算出し、本文及び図表の数字は全て小数第2位以下を四捨五入し、小数第1位までを表記しています。このため、全ての割合の合計が100%にならないことがあります。また、複数回答(2つ以上選ぶ問)の設問では、全ての割合の合計が100%を超えることがあります。

○図表中の「0.0」は四捨五入の結果又は、回答者が皆無であることを示しています。

○図表の記載にあたり調査票の質問文、グラフ及び文章中の選択肢を一部簡略化している場合があります。

○以下、「結果の概要」は調査・設問の順によらず、「こども」「若者」「保護者」の視点から分類して記載しています。調査名(対象者)は次のように表記しています。

子ども・子育て支援事業計画策定のためのアンケート:【ニーズ調査】(一般・就学前・小学生)

子どもの生活実態に関するアンケート:【小5中2保護者】【小5】【中2】

こども若者生活実態調査:【こども若者】

○「こども」の表記は調査時の表記に従い、「子ども」としている場合があります。

(6) 結果の概要

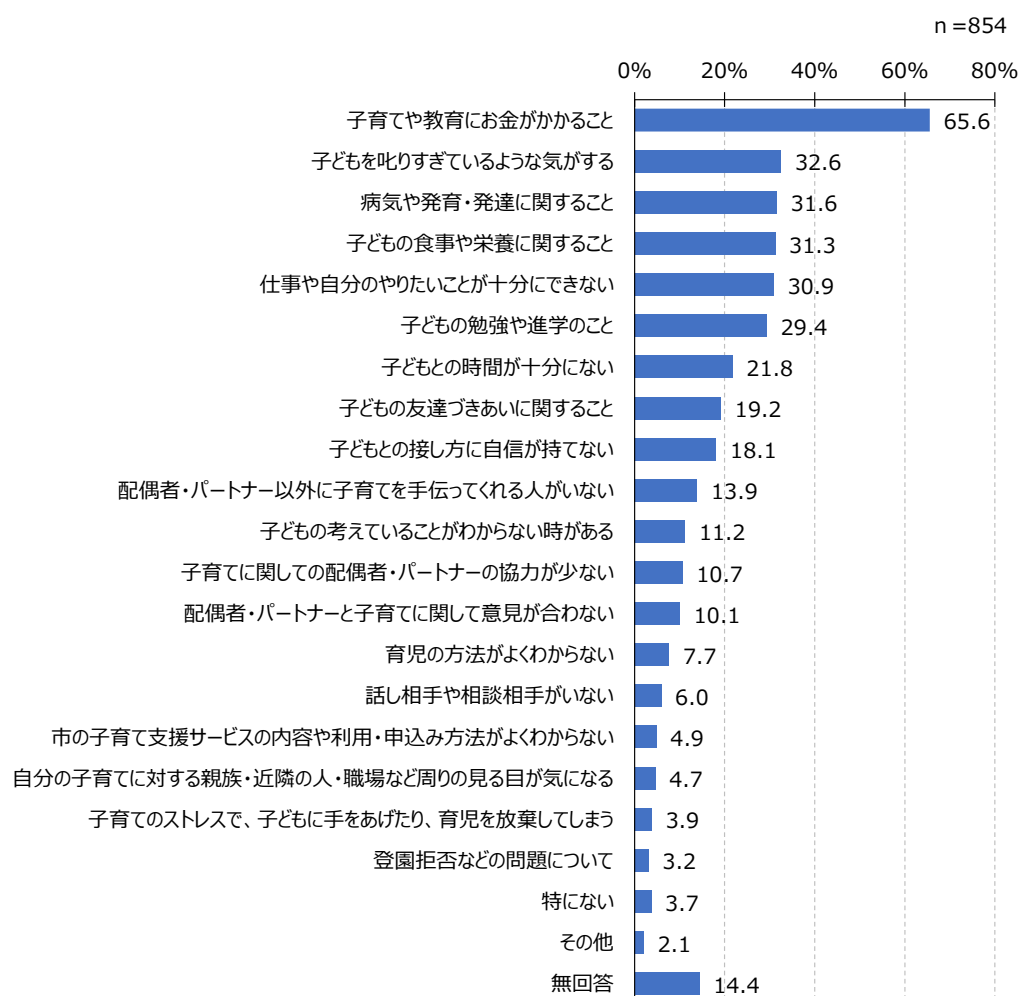
こどもの成長に応じた支援

就学前保護者の悩みごと・気になること

【ニーズ調査(就学前)】

問 あなたは、日常の子育てで悩んでいること、また気になることはありますか。
(複数回答)

「子育てや教育にお金がかかること」が65.6%と最も多く、「子どもを叱りすぎているような気がする」が32.6%、「病気や発育・発達に関すること」が31.6%、「子どもの食事や栄養に関すること」が31.3%、「仕事や自分のやりたいことが十分にできない」が30.9%となっています。

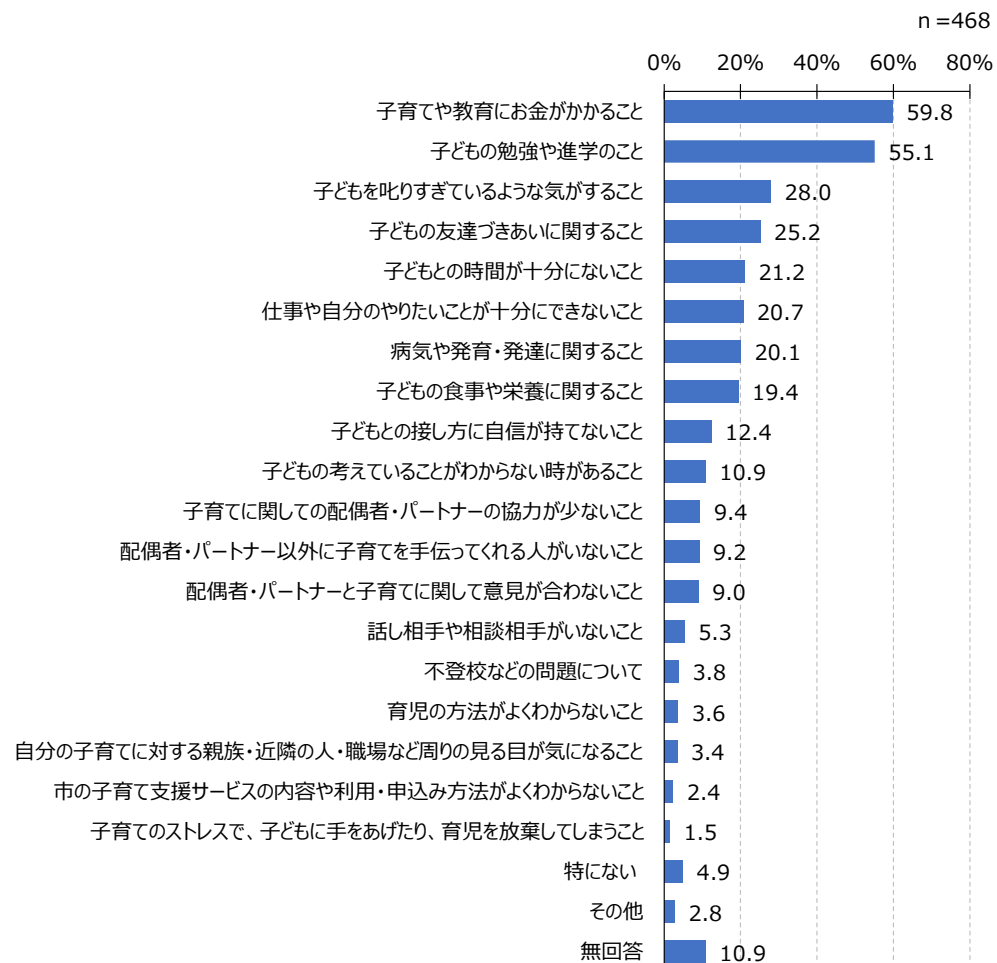


小学生保護者の悩みごと・気になること

【ニーズ調査(小学生)】

問 あなたは、日常の子育てで悩んでいること、また気になることはありますか。
(複数回答)

「子育てや教育にお金がかかること」が 59.8%と最も多く、「子どもの勉強や進学のこと」が 55.1%、「子どもを叱りすぎているような気がする」が 28.0%、「子どもの友達づきあいに関する」が 25.2%、「子どもとの時間が十分でないこと」が 21.2%となっています。



- 就学前保護者も小学生保護者も、1位は経済的な問題となっています。
- 就学前保護者の上位では「病気や発育・発達」(3位)、「子どもの食事や栄養」(4位)と、成長に関わる問題があがっています。
- 小学生保護者の上位では「勉強・進学」(2位)、「友達づきあい」(4位)と、学業・将来やこどもの社会的状況に関わる問題があがっています。
- こどもの成長につれて保護者の悩みや気になることも変わります。各段階に応じた相談や支援のあり方が求められます。
- 「子どもを叱りすぎているような気がする」は、こどもの年齢に関わらず上位です。
- 「仕事や自分のやりたいことが十分にできない」は、就学前保護者では5位ですが、小学生保護者では6位で、それよりも上に「子どもとの時間が十分でないこと」が入ってきます。こどもの成長により親子のふれあいの時間や形やが変わっていくことがうかがえます。

こどもの視点から考える幸せな成長

こどもの主観的健康観

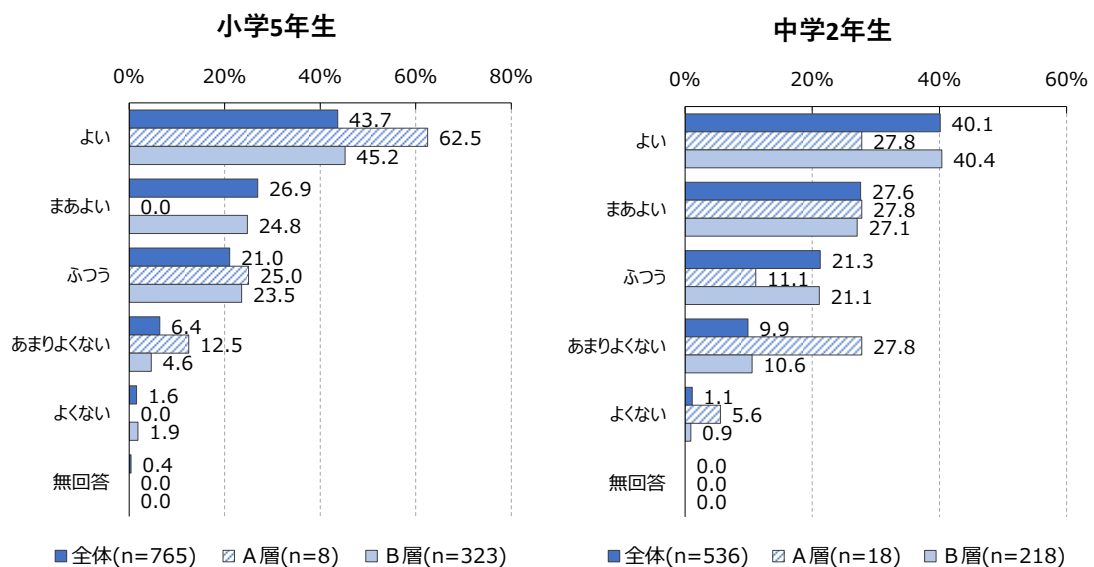
【小5】【中2】

問 あなたは、自分の健康状態についてどう感じていますか。

小学5年生では、「よい」が43.7%と最も多く、「まあよい」が26.9%、「ふつう」が21.0%となっています。

中学2年生では、「よい」が40.1%と最も多く、「まあよい」が27.6%、「ふつう」が21.3%となっています。

経済的な状況別にみると、小学5年生、中学2年生ともに「あまりよくない」の割合がB層よりA層で高くなっており、中学2年生では「よくない」がA層で5.6%となっています。



※A層のn値が小さいことには留意が必要

- 今回の調査の中においては、「あまりよくない」の回答では、家庭の経済的な状況が影響をおよぼしていることがうかがえます。

こどもの自己肯定感

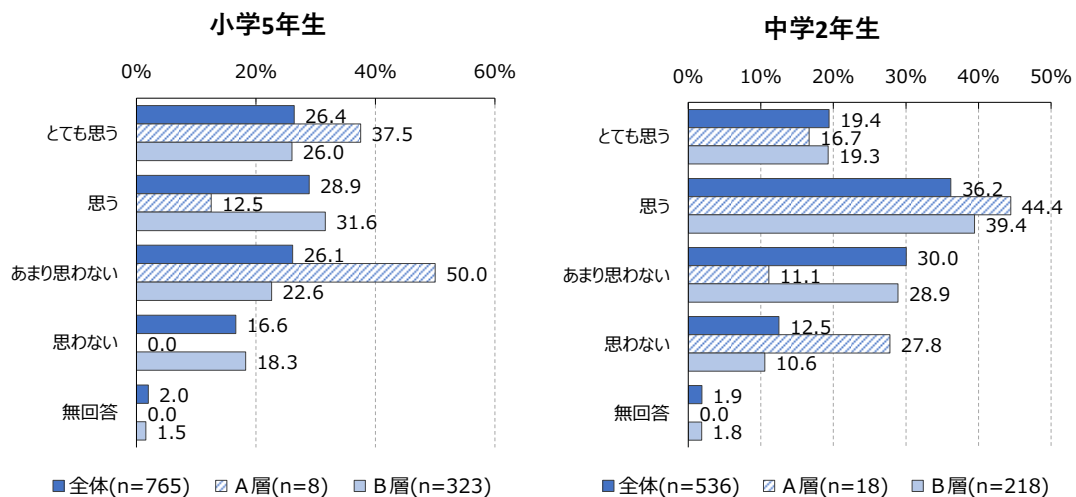
【小5】【中2】

問 あなたの思いや気持ちについて、それぞれもっとも近いものを教えてください。
自分のことが好きだ

小学5年生では、「思う」が28.9%と最も多く、「とても思う」が26.4%、「あまり思わない」が26.1%となっています。

中学2年生では、「思う」が36.2%と最も多く、「あまり思わない」が30.0%、「とても思う」が19.4%となっています。

経済的な状況別にみると、小学5年生では、B層に比べA層で「とても思う」「あまり思わない」の割合は高く、「思う」「思わない」の割合は低くなっています。中学2年生では、B層に比べA層で「とても思う」「あまり思わない」の割合は低く、「思う」「思わない」の割合は高くなっています。



※A層のn値が小さいことには留意が必要

- 今回の調査におけるこどもの自己肯定感には、家庭の経済的な状況との明確な相関関係が現れませんでした。家庭環境によらず全てのこどもの自己肯定感が高まっていくよう努める視点は引き続き重要です。
- 「こども・若者の自己肯定感の高さ」は、こども大綱において「こどもまんなか社会」の実現に向けた数値目標としても設定されています。今回の「思う(とても思う、思うの合計)」の割合、小学5年生での55.3%、中学2年生での55.6%の、さらなる上昇を目指すことは大切です。

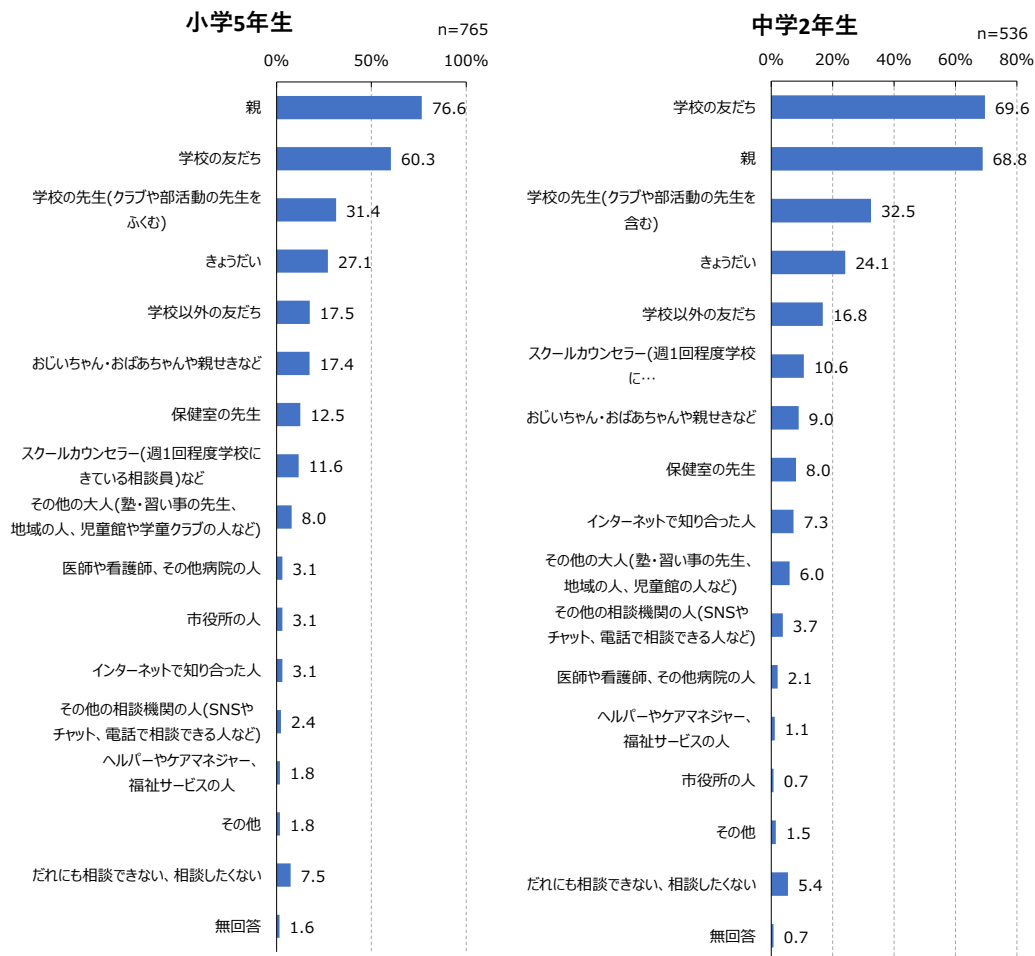
こどもの困りごとや悩みごとの相談先

【小5】【中2】

問 困っていることや悩みごとがあるとき、あなたが相談できると思う人または相談したことのある人はだれですか。(複数回答)

小学5年生では、「親」が76.6%と最も多く、「学校の友だち」が60.3%、「学校の先生(クラブや部活動の先生をふくむ)」が31.4%となっています。

中学2年生では、「学校の友だち」が69.6%と最も多く、「親」が68.8%、「学校の先生(クラブや部活動の先生を含む)」が32.5%となっています。



- こどもが困りごとや悩みごとを相談する先は家族・親族、友人、先生が主であり、公的な機関や支援者は多くありません。これは、こどもが日常的に接する頻度によるものとも考えられます。
- 少数ではあっても、「だれにも相談できない、相談したくない」が、小学5年生で7.5%、中学2年生で5.4%みられることに注視する必要があります。こどもからみたよい相談先が思いつかない状況とも考えられます。
- 家族・親族、友人、先生には相談しにくい悩みや困りごとがあったとき、それを受け止めてくれる機関や支援者の存在がこどもに伝わっていること、また、それらがこどもたちからみて「相談しやすいところ・人」と捉えられるようにすることも大切です。

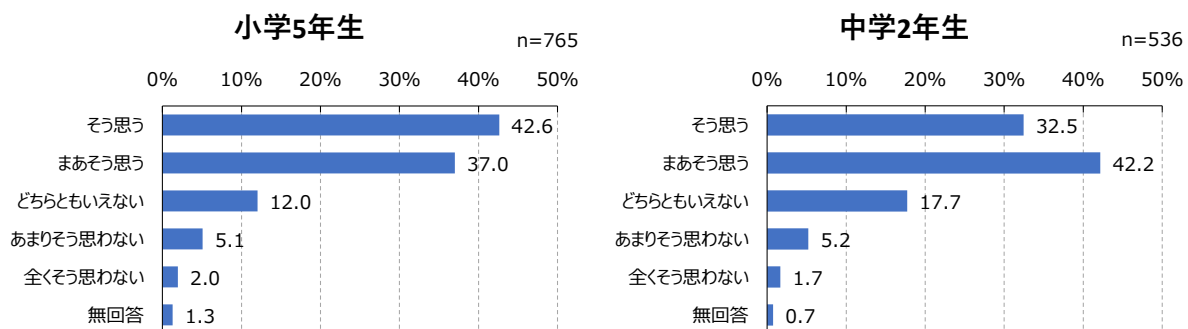
こどもの意見の尊重

【小5】【中2】

問 自分の意見や考えは、まわりの大人にきちんと聞いてもらえていると思いますか。

小学5年生では、「そう思う」が42.6%と最も多く、「まあそう思う」が37.0%、「どちらともいえない」が12.0%となっています。

中学2年生では、「まあそう思う」が42.2%と最も多く、「そう思う」が32.5%、「どちらともいえない」が17.7%となっています。



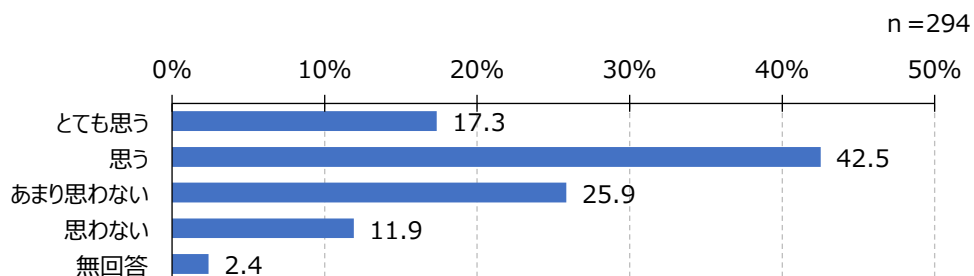
- 小学5年生では「そう思う」が最多ですが、中学2年生では「まあそう思う」が最多となります。
- 「どちらともいえない」は、自分の意見や考えに対する大人の反応がその時々で異なるという感触をこどもが持っていることの表れとも考えられます。「どちらともいえない」は小学5年生で12.0%、中学2年生で17.7%となっており、年齢が上がると、大人の態度が一定していないと感じることが多くなっている可能性も考えられます。

自分の将来が楽しみだと思う若者

【こども若者】

問 自分の将来が楽しみだと思えますか。

「思う」が42.5%と最も多く、「あまり思わない」が25.9%、「とても思う」が17.3%となっています。「思う」と「とても思う」を合わせた『思う』は59.8%となっています。



- 自分の将来について希望があると思うこども・若者の割合は、こども大綱において「こどもまんなか社会の実現に向けた」指標とされているものです。その増加は、単体の事業・施策で成されるものではなく、様々な取り組みによる総合的な成果として現れるものと考えられます。

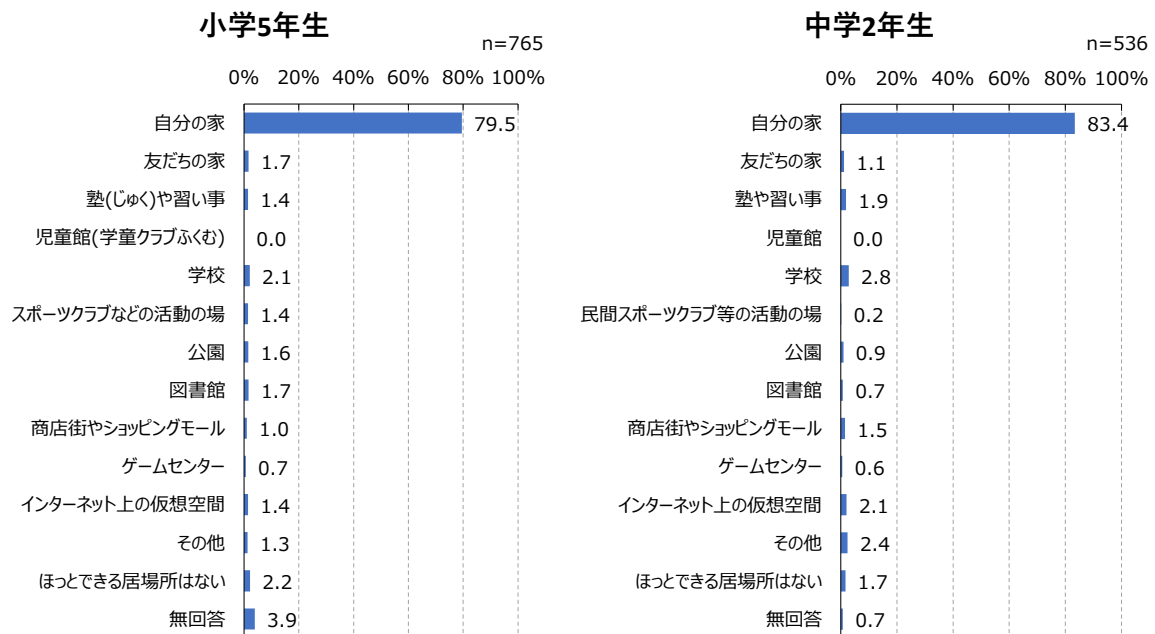
ほっとできる居場所

【小5】【中2】

問 あなたが一番ほっとできる居場所はどこですか。

小学5年生では、「自分の家」が79.5%と最も多く、「ほっとできる居場所はない」が2.2%、「学校（クラブ活動、放課後子ども教室など）」が2.1%となっています。

中学2年生では、「自分の家」が83.4%と最も多く、「学校（部活動など）」が2.8%、「その他」が2.4%となっています。



- 「自分の家」が最も多いのは、当然の結果であるともいえます。
- 「自分の家」以外の選択肢は、こどもの居場所になっていることを目的に整備された場や活動はもちろん、結果としてこども・若者の居場所になっているもの、オンライン空間など多様ですが、いずれにせよ回答は極めて少なくなっています。これは、「一番ほっとできる…」という択一の設問であったためであり、回答のあったものの中には、実質的に安心して過ごせる自宅以外の居場所になっているものも多くあると考えられます。
- 注視しなければいけないのは、「ほっとできる居場所はない」の回答であり、小学5年生で2.2%、中学2年生で1.7%となっています。
- こども・若者の声を聞きながら、「そこに居たい」「そこに行きたい」「そこで何かをやりたい」という選択肢がより増えるよう、こども・若者の居場所づくりを進めていくことが重要です。

こどもに寄りそう人がいる居場所

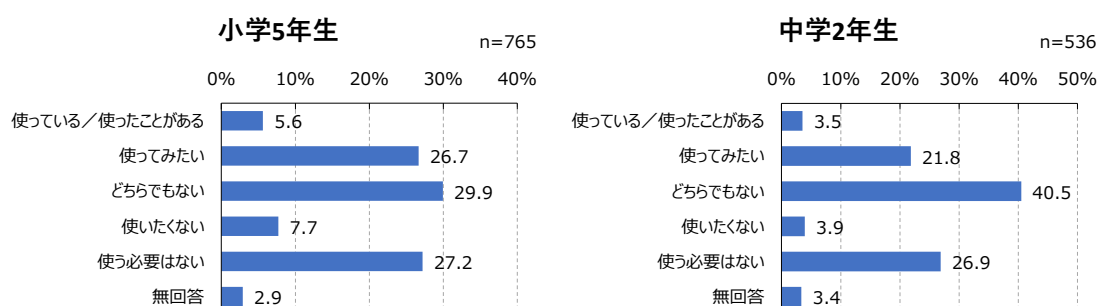
【小5】【中2】

問 あなたは、以下のような場所があれば使ってみたいと思いますか。

こどもに寄りそう人がいる居場所

小学5年生では、「どちらでもない」が29.9%と最も多く、次いで「使う必要はない」が27.2%、「使ってみたい」が26.7%となっています。

中学2年生では、「どちらでもない」が40.5%と最も多く、次いで「使う必要はない」が26.9%、「使ってみたい」が21.8%となっています。



- 「どちらでもない」が、小学5年生でも中学2年生でも最多となっていますが、設問にある「こどもに寄りそう人」がどのような人のことなのか、こどもには具体的なイメージがもてなかったことも考えられます。
- それぞれが「こどもに寄りそう人」のイメージをもっていたとしても、小学5年生の26.7%、中学2年生の21.8%が「使ってみたい」と答えています。その時々に関わり添ってほしい人が、勉強をみてる人なのか、相談にのってくれる人なのか、遊んでくれる人なのか、こどもを取り巻く関係者には、積極的にニーズをくみ取っていく努力が求められます。

子育て当事者の状況

子育てを主に行っている人

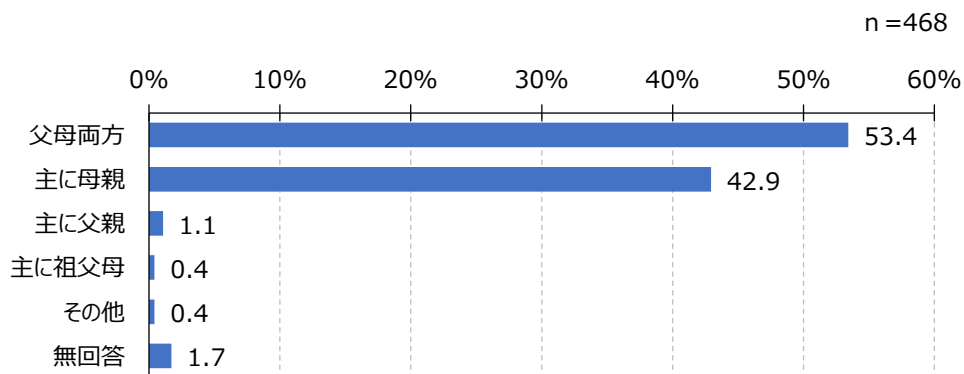
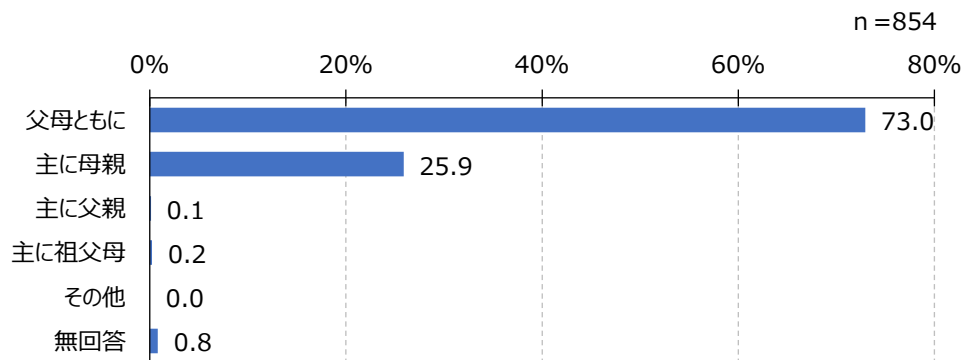
【ニーズ調査(就学前・小学生)】

問 あて名のお子さんの子育てや教育を主に行っているのはどなたですか。

就学前保護者では、「父母ともに」が73.0%と最も多く、「主に母親」が25.9%、「主に父親」が0.1%となっています。

小学生保護者では、「父母両方」が53.4%と最も多く、「主に母親」が42.9%、「主に父親」が1.1%となっています。

上：就学前保護者
下：小学生保護者



- 「父母ともに(父母両方)」は就学前保護者の方が多くなっています。小学生保護者では就学前保護者より「主に母親」が多くなりますが、それでも「父母両方」は過半数となります。
- 就労の場での男女共同参画は今後も推進されると思われますが、子育て当事者への支援においても「子育てをしている母親への支援」から、父親も含めた「子育てをしている家庭への支援」という視点の転換が本格的に求められていくことになると思われます。

日頃、こどもをみてもらえる親族や知人等

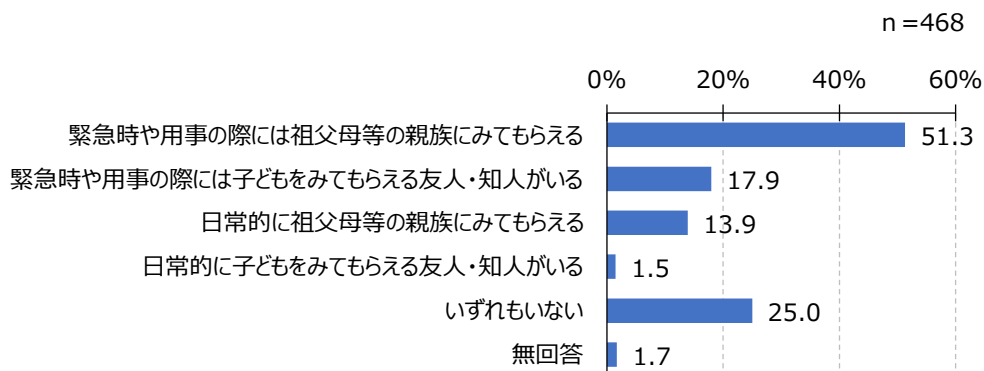
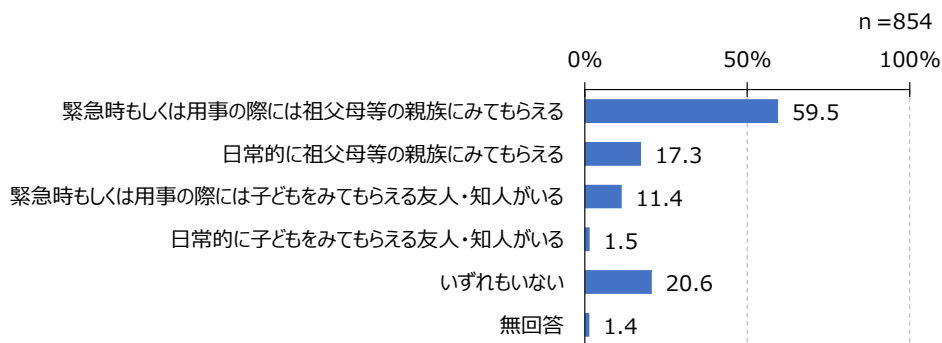
【ニーズ調査(就学前・小学生)】

問 日頃、お子さんをみてもらえる親族・知人はいますか。(複数回答)

就学前保護者では、「緊急時もしくは用事の際には祖父母等の親族にみてもらえる」が59.5%と最も多く、「いずれもない」が20.6%、「日常的に祖父母等の親族にみてもらえる」が17.3%となっています。

小学生保護者では、「緊急時や用事の際には祖父母等の親族にみてもらえる」が51.3%と最も多く、「いずれもない」が25.0%、「緊急時や用事の際には子どもをみてもらえる友人・知人がいる」が17.9%となっています。

上：就学前保護者
下：小学生保護者



- こどもをみてくれる祖父母等の親族は必ずしも同居とは限りませんが、緊急時や用事の際にはその手助けをもらっていることがわかります。
- 目を向ける必要があるのは、「いずれもない」の回答が2割以上(就学前保護者20.6%、小学生保護者25.0%)となっていることです。
- 世帯人員の減少傾向が続く中、こどもをみてくれるサービスのニーズは引き続き高まっていくと考えられます。

保護者の子育て感

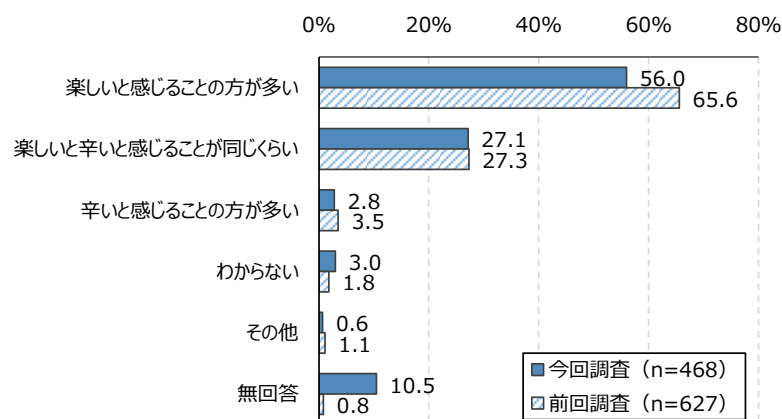
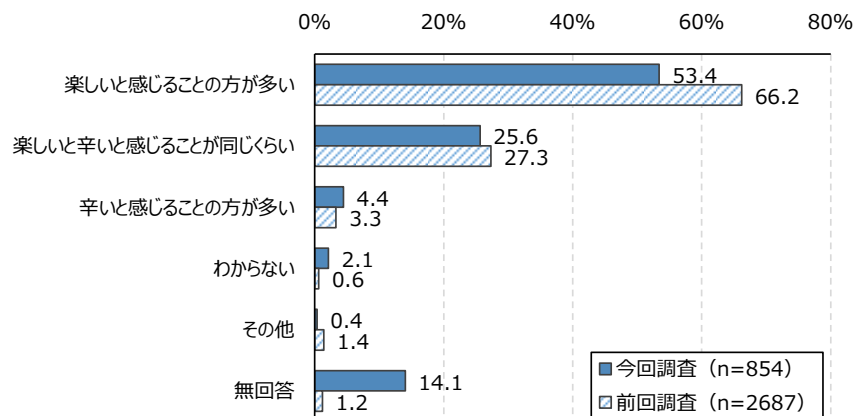
【ニーズ調査(就学前・小学生)】

問 あなたは、子育てを楽しんでいることが多いですか。それとも辛いと感じることが多いですか。

就学前保護者では、「楽しいと感じることの方が多い」が53.4%と最も多く、「楽しいと辛いと感じることが同じくらい」が25.6%、「辛いと感じることの方が多い」が4.4%となっています。前回調査と比較すると、「楽しいと感じることの方が多い」が12.8ポイント減少しています。

小学生保護者では、「楽しいと感じることの方が多い」が56.0%と最も多く、「楽しいと辛いと感じることが同じくらい」が27.1%、「わからない」が3.0%となっています。前回調査と比較すると、「楽しいと感じることの方が多い」が9.6ポイント減少しています。

上：就学前保護者
下：小学生保護者



- 就学前保護者、小学生保護者とも「楽しいと感じることの方が多い」が最も多くなっていますが、その回答割合は前回調査よりも減少しています。
- 子育て当事者が自己肯定感とゆとりをもってこどもに向き合えるようにすることは、こども大綱にも記載されている重要な事項です。

子育てに関する不安や負担感

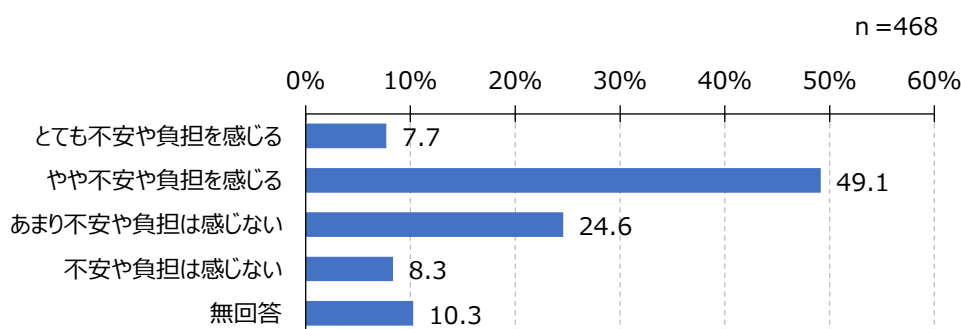
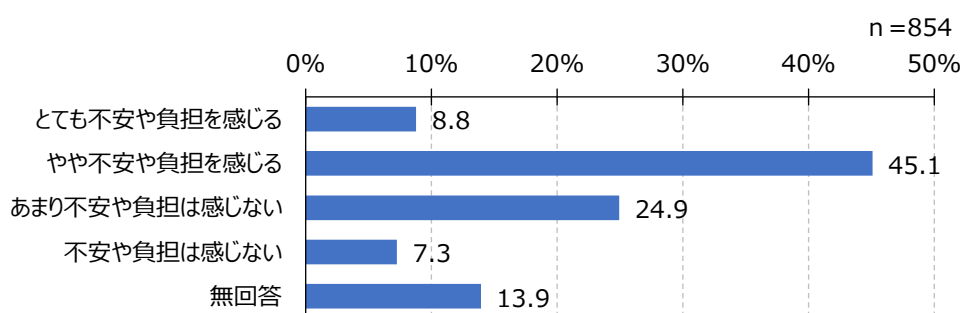
【ニーズ調査(就学前・小学生)】

問 あなたは、子育てに関して不安や負担を感じますか。

就学前保護者では、「やや不安や負担を感じる」が45.1%と最も多く、「あまり不安や負担は感じない」が24.9%、「とても不安や負担を感じる」が8.8%、「不安や負担は感じない」が7.3%となっています。

小学生保護者では、「やや不安や負担を感じる」が49.1%と最も多く、「あまり不安や負担は感じない」が24.6%、「不安や負担は感じない」が8.3%、「とても不安や負担を感じる」が7.7%となっています。

上：就学前保護者
下：小学生保護者



- 「とても感じる」と「やや感じる」を合わせた「不安や負担を感じる」の割合は、就学前保護者で53.9%、小学生保護者で56.8%となります。
- 保護者が子育てに不安や負担を感じている状況が、そのままネグレクトや児童虐待につながるということではありませんが、保護者の不安感や負担感に対しては少しでも早く相談や支援の手が差し伸べられることが、こどもの健やかな成育のためにも重要です。

保護者の相談先の有無

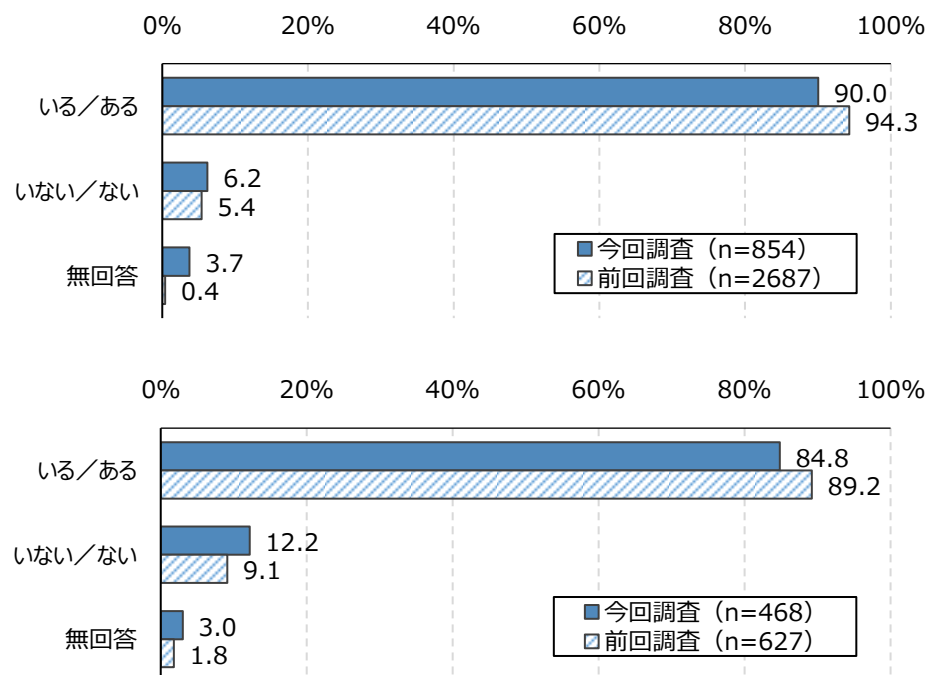
【ニーズ調査(就学前・小学生)】

問 子育てをするうえで、気軽に相談できる人はいますか。または、相談できる場所がありますか。

就学前保護者では、「いる／ある」が90.0%、「いない／ない」が6.2%となっています。前回調査と比較すると、「いる／ある」が4.3ポイント減少しています。

小学生保護者では、「いる／ある」が84.8%、「いない／ない」が12.2%となっています。前回調査と比較すると、「いる／ある」が4.4ポイント減少しています。

上：就学前保護者
下：小学生保護者



- 就学前保護者、小学生保護者ともに、気軽に相談できる人・場所が前回調査より減少しています。

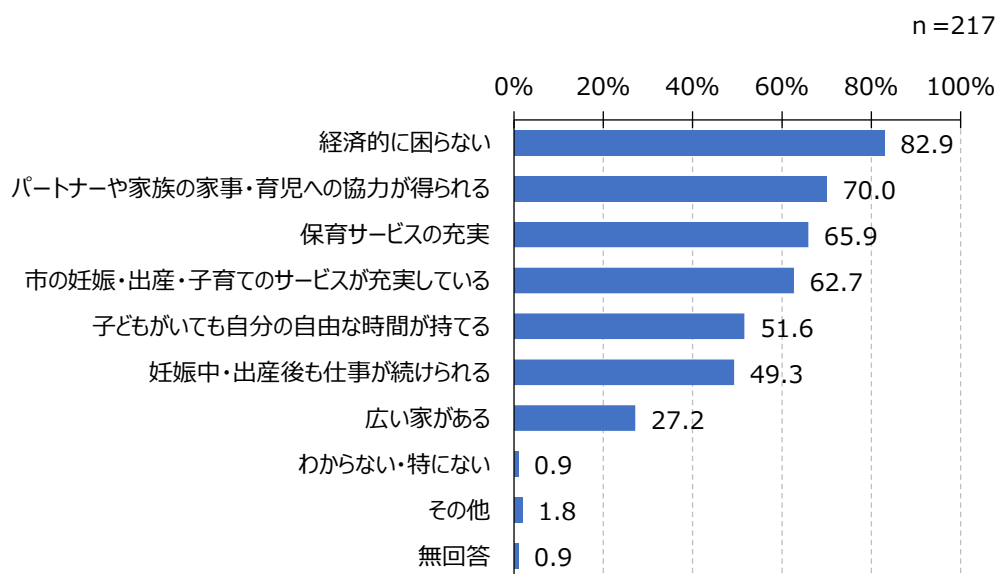
経済的負担の軽減

理想のこどもの数の実現

【こども若者】

問 理想の数の子どもをもてるようになるには、どのようなことがあればいいと思いますか。（複数回答）

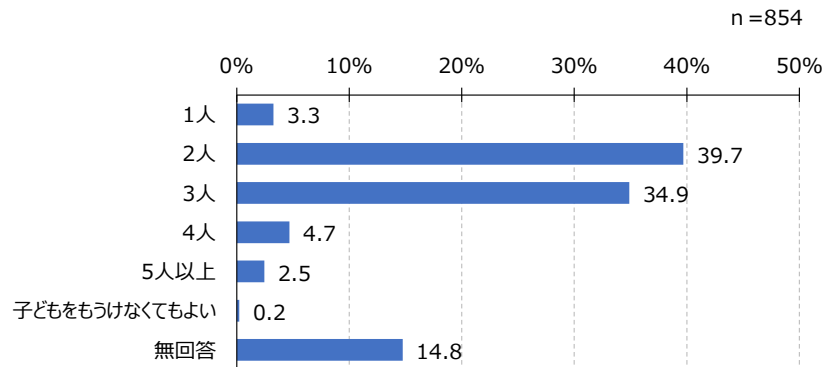
「経済的に困らない」が82.9%と最も多く、「パートナーや家族の家事・育児への協力が得られる」が70.0%、「保育サービスの充実」が65.9%、「市の妊娠・出産・子育てのサービスが充実している」が62.7%、「子どもがいても自分の自由な時間が持てる」が51.6%となっています。



- 2位は家庭における共育で、3位は保育サービス、4位は妊娠・出産・子育てのサービス、5位は親の自己実現、6位は出産前後の就労環境というように、若い世代が理想のこどもの数をもてるようになるために必要と考えるものは多岐にわたっていますが、それらより上位、1位が経済的問題です。
- 経済的負担を懸念して出産を控えてしまうことを防ぐためにも、様々な経済的支援が用意されていることを効果的に周知していくことが重要です。

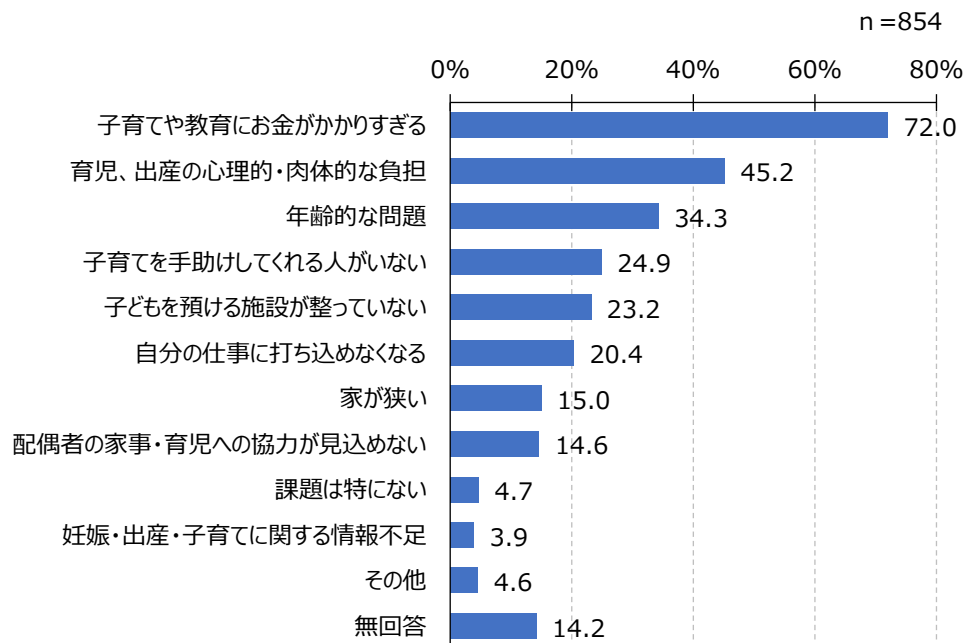
問 あなたの家族で理想的な子どもの数は何人ですか。

「2人」が39.7%と最も多く、「3人」が34.9%、「4人」が4.7%、「1人」が3.3%、「5人以上」が2.5%となっています。



問 理想的な子どもの人数を実現するために、課題となること(なりそうなこと)は何ですか。(複数回答)

「子育てや教育にお金がかかりすぎる」が72.0%と最も多く、「育児、出産の心理的・肉体的な負担」が45.2%、「年齢的な問題」が34.3%、「子育てを手助けしてくれる人がいない」が24.9%、「子どもを預ける施設が整っていない」が23.2%となっています。



- 若い世代と同様に、すでにこどものいる保護者でも、理想のこどもの数を実現するための課題としてあげた1位は経済的問題です。
- 2人、3人という理想のこどもの数が実現できるよう、経済的支援とその周知は重要です。

地域における支援

近所や地域に望むこと

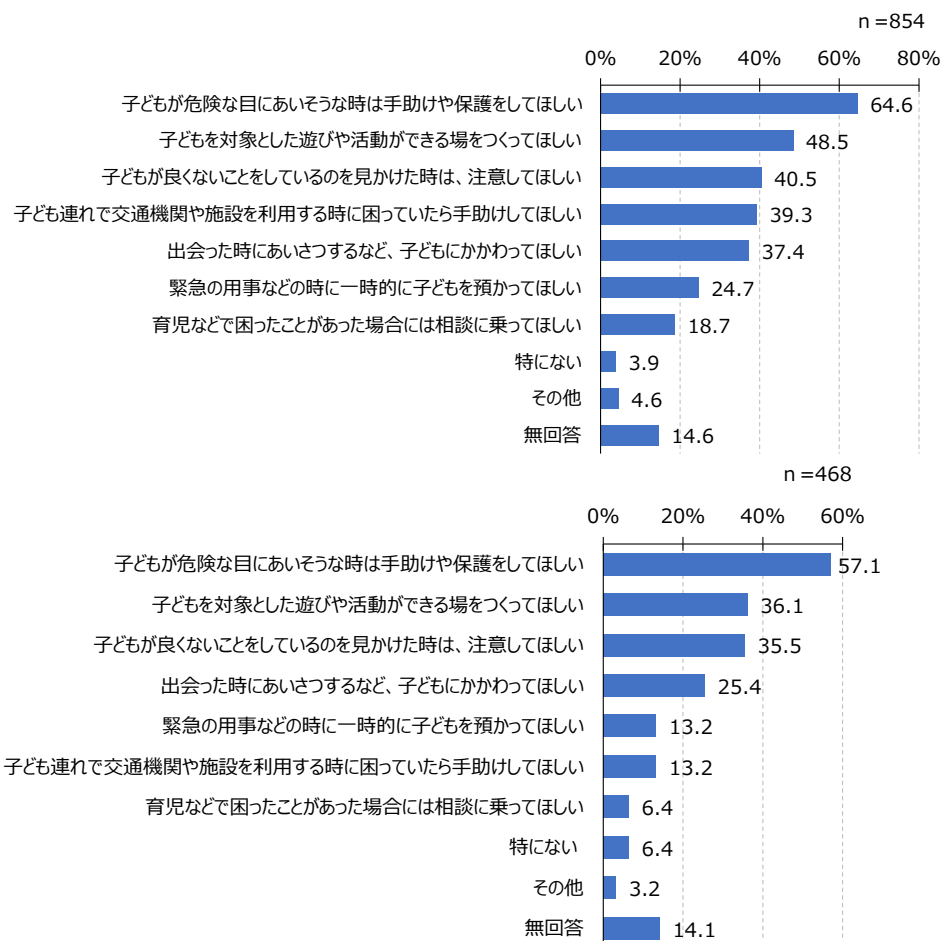
【ニーズ調査(就学前・小学生)】

問 子育てをするうえで、近所や地域に望むことはありますか。(複数回答)

就学前保護者では、「子どもが危険な目にあいそうな時は手助けや保護をしてほしい」が64.6%と最も多く、「子どもを対象とした遊びや活動ができる場をつくってほしい」が48.5%、「子どもが良くないことをしているのを見かけた時は、注意してほしい」が40.5%となっています。

小学生保護者では、「子どもが危険な目にあいそうな時は手助けや保護をしてほしい」が57.1%と最も多く、「子どもを対象とした遊びや活動ができる場をつくってほしい」が36.1%、「子どもが良くないことをしているのを見かけた時は、注意してほしい」が35.5%となっています。

上：就学前保護者
下：小学生保護者



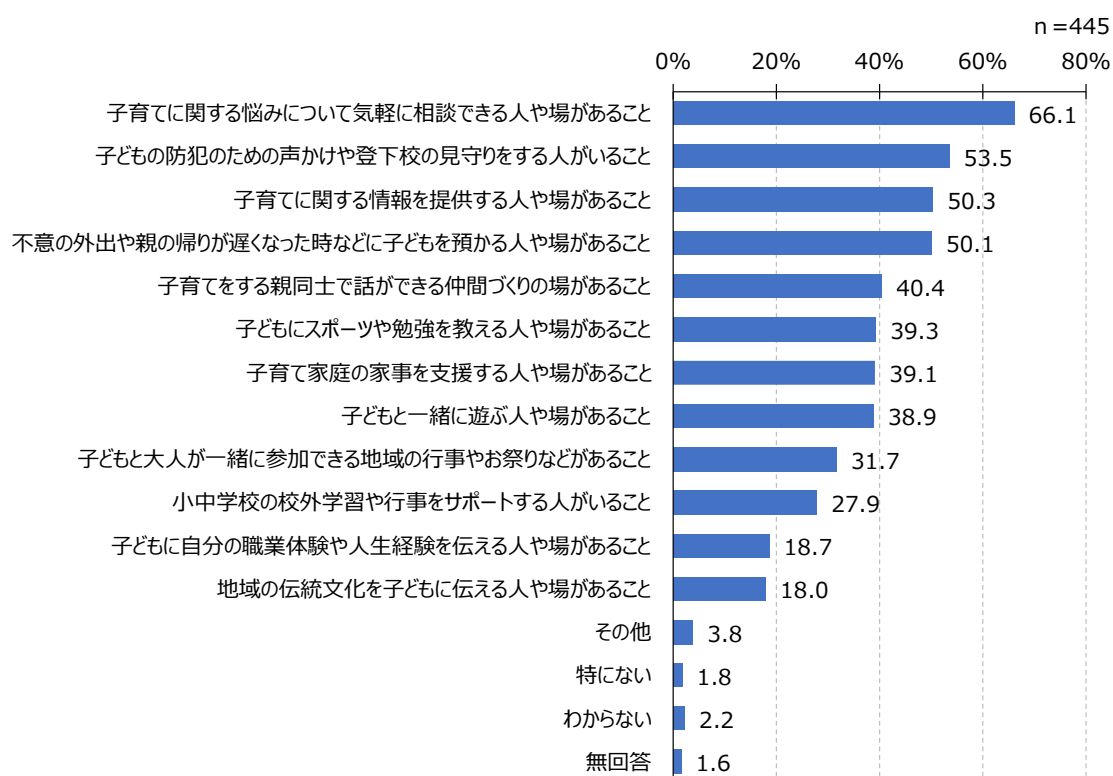
- 上位5位のうち、こどもが危険な目にあいそうな時の手助けや保護、こどもが良くないことをしているのを見かけた時の注意、出会った時のあいさつなどは、近所や地域の人が直接的に、積極的にこどもとの関わりをもってくれることを期待しているものと捉えられます。

市民の思う、地域での子育て支援

【ニーズ調査(一般)】

問 地域で子育てを支えるために、どのようなことが重要だと思いますか。
(複数回答)

「子育てに関する悩みについて気軽に相談できる人や場があること」が 66.1%と最も多く、「子どもの防犯のための声かけや登下校の見守りをする人がいること」が 53.5%、「子育てに関する情報を提供する人や場があること」が 50.3%、「不意の外出や親の帰りが遅くなった時などに子どもを預かる人や場があること」が 50.1%、「子育てをする親同士で話ができる仲間づくりの場があること」が 40.4%となっています。



- 3位の情報提供、4位の不規則なこどもの預かりは、サービス(事業)による支援の側面も大きいものですが、1位の気軽な相談先、2位の声かけや見守り、5位の当事者同士で話ができる仲間づくりは、地域の人がある一端を担える可能性も大きいものと考えられます。

子ども・子育て環境の整備

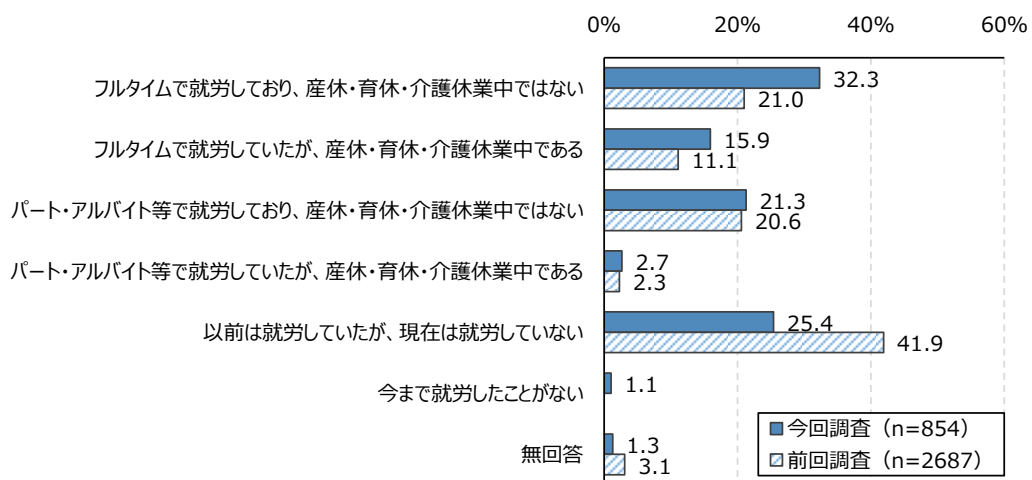
母親の現在の就労状況

【ニーズ調査(就学前)】

問 お子さんの保護者の就労状況（自営業の方とその家族従事者を含む）についてうかがいます。（母親）

「フルタイムで就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」が32.3%と最も多く、「以前は就労していたが、現在は就労していない」が25.4%、「パート・アルバイト等で就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」が21.3%、「フルタイムで就労していたが、産休・育休・介護休業中である」が15.9%となっています。

前回調査と比較すると、「以前は就労していたが、現在は就労していない」が16.5ポイント減少し、「フルタイムで就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」が11.3ポイント増加しています。



- 就学前の母親のフルタイムの就労は5年前より増加しています(前回調査は平成30年度に実施)。幼児期の母親がフルタイム就労を選ぶ(あるいは求める)傾向は今後も続く可能性が大きいと思われます。

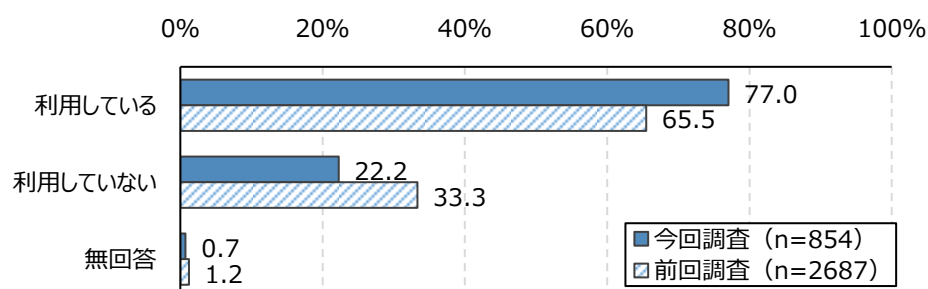
家庭での教育・保育

【ニーズ調査(就学前)】

問 お子さんは現在、市内にある幼稚園や保育園などの「定期的な教育・保育の事業」を利用されていますか。

「利用している」が77.0%、「利用していない」が22.2%となっています。

前回調査と比較すると、「利用している」が11.5ポイント増加し、「利用していない」が11.1ポイント減少しています。



- アンケートの回答者において、定期的な教育・保育の事業を利用してる人は増加し、利用していない人は減少していますが、それでも約2割は家庭での教育・保育を行っている状況です。
- 事業利用の有無に関わらず、どのような家庭でも子育ての苦労や悩みは生じ得るという観点から、保護者の負担感軽減や子育てに関わる課題解決が図られるよう、さまざまな機会を通じた各家庭へのリーチや、地域の中での子育て家庭の支えが重要となります。

子育てのしやすい環境だと感じるか

【ニーズ調査(就学前・小学生)】

問 住まいの地区は、子育てのしやすい環境だと感じますか。

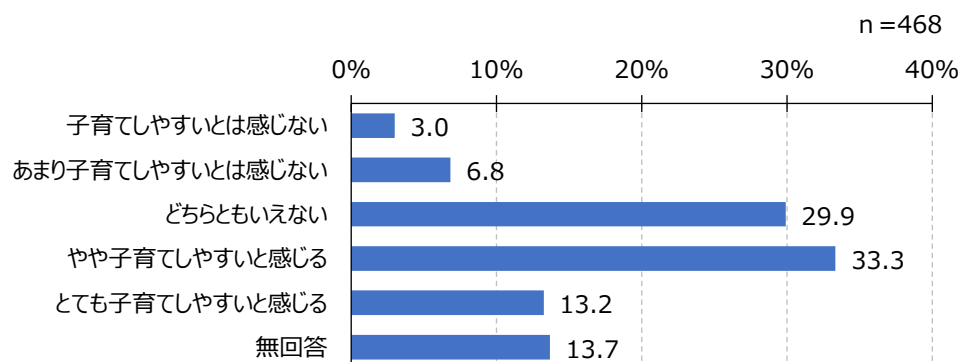
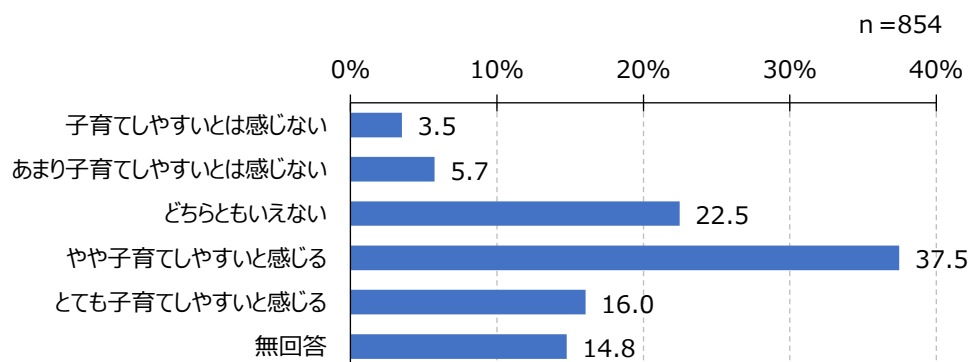
就学前保護者では、「やや子育てしやすいと感じる」が37.5%と最も多く、「どちらともいえない」が22.5%、「とても子育てしやすいと感じる」が16.0%となっています。

「とても…」と「やや…」を合わせた「子育てしやすいと感じる」は53.5%となっています。

小学生保護者では、「やや子育てしやすいと感じる」が33.3%と最も多く、「どちらともいえない」が29.9%、「とても子育てしやすいと感じる」が13.2%となっています。

「とても…」と「やや…」を合わせた「子育てしやすいと感じる」は46.5%となっています。

上：就学前保護者
下：小学生保護者



- 小学生保護者より就学前保護者の方が、子育てのしやすい環境だと感じています。

市の子育て情報提供方法の満足度

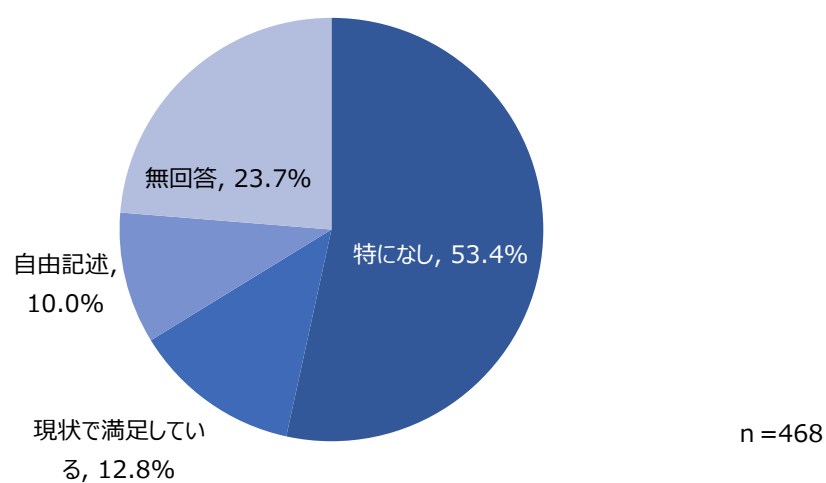
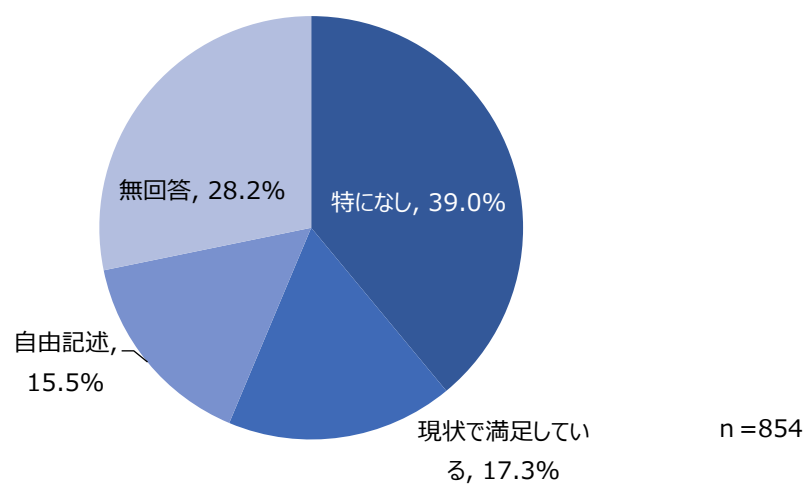
【ニーズ調査(就学前・小学生)】

問 市の子育ての情報提供方法への満足度やご意見をお聞かせください。

就学前保護者では、「特になし」が39.0%と最も多く、「現状で満足している」が17.3%となっています。

小学生保護者では、「特になし」が53.4%と最も多く、「現状で満足している」が12.8%となっています。

上：就学前保護者
下：小学生保護者



5 こどもの意見聴取

こどもの意見を計画に反映するため、市内の小中学生の参加による「印西市こどもワークショップ」及び児童館や図書館等を利用している小学生、中・高校生にアンケートを実施しました。

(1) 印西市こどもワークショップ

①開催日時:令和6年9月8日(日)10:00～11:45

②開催場所:順天堂大学さくらキャンパス 3号館8Fカンファレンスホール

③参加者:小学4年生:11名
小学5年生:3名
中学1年生:5名 合計19名

④内 容

4つのグループ(A～D)に分かれてテーブルにつき、「ほっとできるのはどんな場所?」「大人に聞いてもらいたいこと、言いたいこと」のテーマでグループワークを行いました。

最後に、「こんなところがあって」「大人がこれを聞いてくれると」こどもにやさしい印西市になると思う、という意見をまとめ、「こどもにやさしい印西市」(こんな印西市になるといい)というテーマでキャッチフレーズを考えて、グループごとに発表しました。

⑤結果の概要

ほっとする居場所・好きな場所

家(自分の部屋、ベッド、ソファでスマホ、こたつ、トイレ、おばあちゃんの家)／本関係(図書館、図書室、本屋、本に囲まれているところ)／学校(教室、図書室)／車の中／公園／プール／家の外では(図書館、順天堂大学、プール)／地区の集会場に誰でも行けるようにしてほしい／友だちの家／人が少ないところ、山奥／施設(所属しているスポーツクラブ)／デジタル(テレビがみられる、映画館、VR空間、ゲームできる場所)／乗り物／せまいところ(ふとんの中、田んぼのはじ、ベッドの下、教室の角、机の下、おしいれ)／国(日本)／習い事(習い事、塾)／遊び(体育館、遊園地、公園)など

大人に聞いてもらいたい・これがほしい

ほしいもの（スマホ、犬や猫、本、ゲーム、プライベートジェットを買いたい、おもちゃ）／行きたいところ（学校、高級レストラン、ヨーロッパ、韓国、プール、出身地）／やりたいこと（毎日修学旅行、学校から飛行機で外出、スキー、好きなソフトを食べる、ラーメン食べる、学校に泊まる）／こうしてほしい（学校全部体育、喧嘩したときなぐさめてほしい、図書室を大きく、スマホを見てるとき話を聞いてほしい）／やめてほしい（友だちの前で変顔するのをやめて、長電話するのをやめて）／

公共（グラウンドがせまいので大きく、お金がないとできない…を少なくする、4時・5時すぎでも子どもたちが安全に遊べる屋内・バスで送り迎えする、学校に広い校庭、公園の野球ができる場所を分けて）／お金（おこづかい増やす、高い買い物を買ってくれる）／寝る（ぐうたらさせて、寝ながら通学、1日でもいいからふとんで生活）／時間（授業の時間を減らして、登下校時間を減らして、部活の時間を長く）／バス通学したい／バス通学でなく歩きたい

ゲームの時間がほしい、怒られたくない／部屋に入る時はノックしてほしい／外出（野球を見に行く、海外、北海道、香川にいったさぬきうどん、オリンピックをみたい／家（家にドリンクバー、広いトイレ、庭に大きなプール、室内プール、別荘）／学校（学校でバーベキュー、給食バイキング、給食でスーパーカップ、休み時間を長く、中学校アルバイトOKに）

これを作って（公園みたいにすぐに行ける無料の遊園地、クレーンゲームが簡単なところ、何でも売っている百円ショップ、近くで友だちとバトミントンできる施設、博物館、無料でラーメン食べられるところ）／災害防止（寝ている時ベッドが変形しない、食べ物と水の確保、避難場所、津波の水が入らない車）／お父さん・お母さんへ（北海道へ行きたい、毎月旅行に行きたい、ゲーム時間延長を、中国で売っているかわいいカチューシャを買って、ハンドメイドで使っている食べられないクリームとハンドメイド用のピンを買って）／願望（小学校をきれいに、毎月身長を測りたい、先生は友だち感覚で接してほしい、お金がほしい） など

こどもにやさしい印西市（こんな印西市がいい）

○住民 環境 優しい印西市（みんな仲良く）
○一人になれる 自由で（治安がいい）平和な町
○大人がやさしくしてくれる町
○災害・犯罪・事故がなく、安全な街
スーパーが近い印西市／公園が近い印西市／観光地がいっぱい印西市／自然がいっぱい印西市／地盤が強い印西市／災害がない印西市 など

(2) 児童館及び図書館等利用者（小・中・高校生）へのアンケート

①調査対象

市内児童館、子育て支援センター、図書館、公民館及び松山下総合体育館への来館者（小学生、中学生及び高校生）

②調査時期

令和6年7月23日（火）から8月8日（木）まで

③調査方法：

各施設に「小学生」「中学生・高校生」用のアンケート用紙及び回収箱を設置し、来館した対象者が自由に記入し、回収箱にて回収。

④アンケート設置施設

14施設

⑤回収状況

調査名	回収票数
小学生	270 票
中学生・高校生	72 票

小学生：施設・地区別回収状況

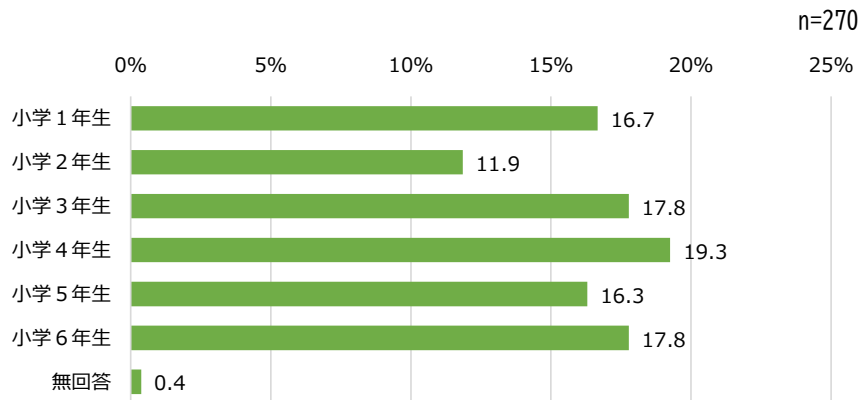
	実施施設	n	%
1	そうふけ（児童館・図書館・公民館）	65	24.1
2	印旛・いんば（児童館・図書館・公民館）	104	38.5
3	小林（図書館・公民館）	40	14.8
4	小倉台（図書館）	14	5.2
5	本埜（図書館）	11	4.1
6	中央公民館	1	0.4
7	中央駅前地域交流館	30	11.1
8	松山下公園総合体育館	5	1.9
	計	270	100.0

中学生・高校生：施設・地区別回収状況

	実施施設	n	%
1	そうふけ（児童館・図書館・公民館）	6	8.3
2	印旛・いんば（児童館・図書館・公民館）	7	9.7
3	小林（図書館・公民館）	21	29.2
4	小倉台（図書館）	0	0.0
5	本埜（図書館）	1	1.4
6	中央公民館	0	0.0
7	中央駅前地域交流館	22	30.6
8	松山下公園総合体育館	15	20.8
	計	72	100.0

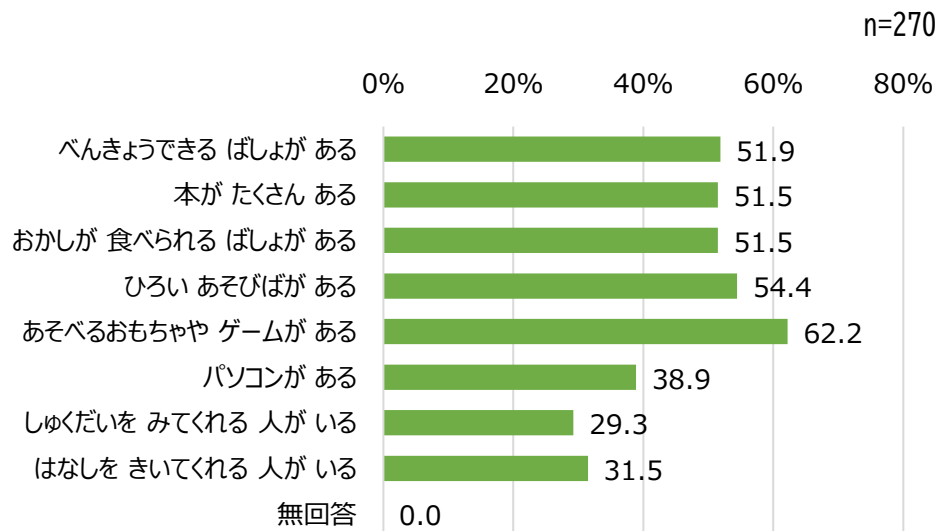
1 小学生

問 あなたは何年生ですか。



問 あなたは、学校が おわったあとや、お休みの日に いられる ばしょに、どんなことがあれば いいなと おもいますか。(複数回答)

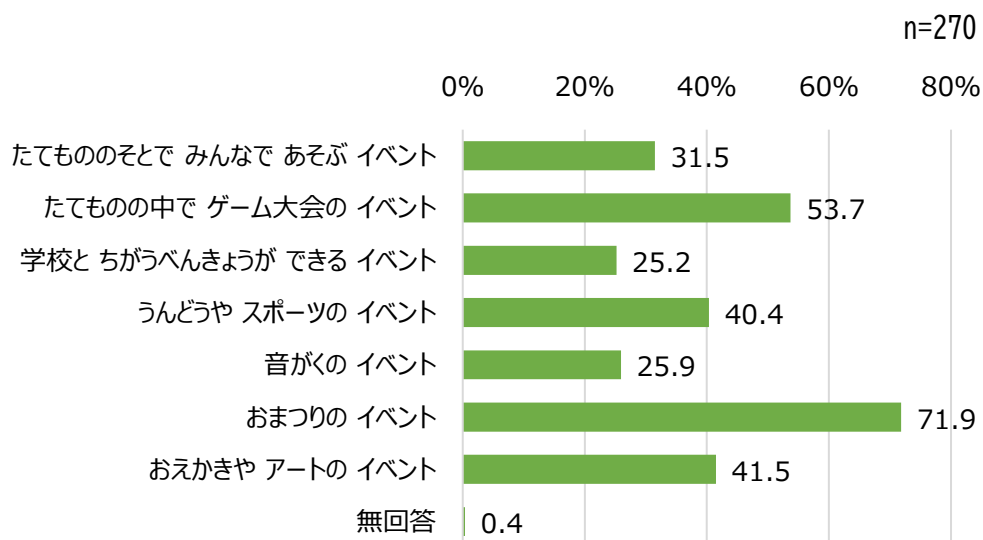
「あそべるおもちゃや ゲームが ある」が62.2%で最も多く、「ひろい あそびばが ある」が54.4%が続いています。「しゅくだいを みてくれる 人が いる」は29.3%、「はなしを きいてくれる 人が いる」は31.5%と少なくなっています。



- 宿題をみてくれる人や相談できる人がいるところよりも、遊べるところの方がよいとの意見の方が多くなっています。

問 あなたは、どんなイベントがあれば いきたいと おもいますか。(複数回答)

「おまつりの イベント」が 71.9%で最も多く、「たてものの中で ゲーム大会の イベント」が53.7%が続いています。「音がくの イベント」(25.9%)や、「学校と ちがうべんきょうが できる イベント」(25.2%)は少なくなっています。



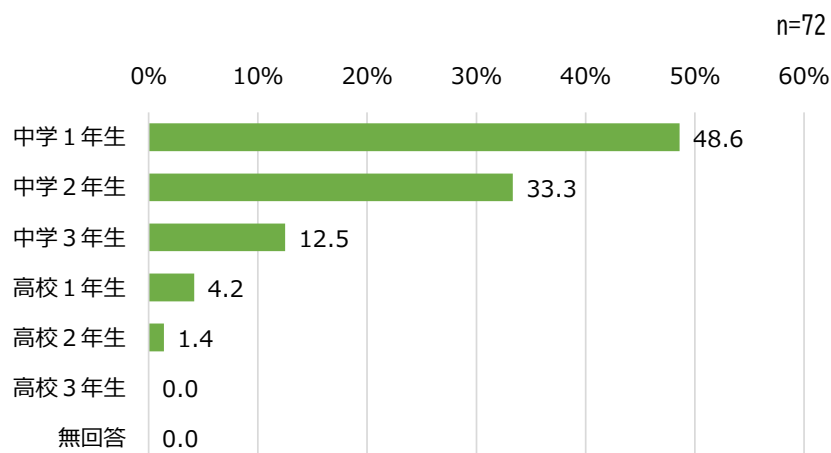
➤ おまつりやゲーム大会には魅力を感じているようですが、音楽や学校の教科と違う勉強への興味は多くありません。文科系のイベントでも、おえかきやアートは音楽より多くなっています。

問 あなたは、学校が おわったあとや、お休みの日に いられるばしょで、あったら いいなと おもうものは ありますか。(おもいついたことを じゆうに かいて ください) (自由記入)

主な意見	件数
ゲームができる場所	31
自由に遊べる場所	27
本がたくさんある場所	22
友達と交流できる場所	22
みんなで遊べる場所	20
プールで遊べる場所	18
スポーツができる場所	18
お菓子が食べられる場所	17
静かに過ごせる場所	17
勉強ができる場所	17

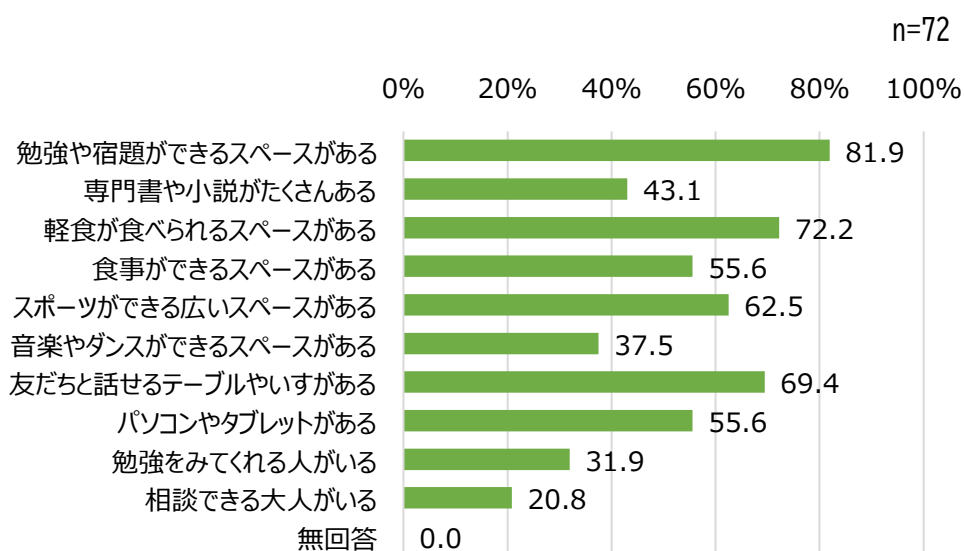
2 中学生・高校生

問 あなたは何年生ですか。



問 あなたは、学校や家以外で子どもや若者が過ごせる場所として、どのようなところがあれば行ってみたいと思いますか。(複数回答)

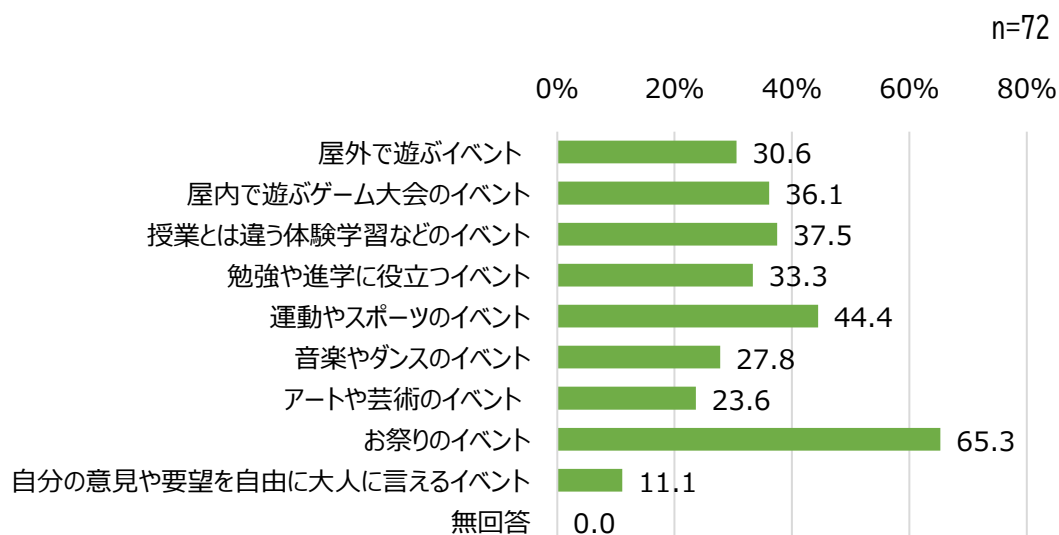
「勉強や宿題ができるスペースがある」が 81.9%で最も多く、「軽食が食べられるスペースがある」が 72.2%が続いています。「相談できる大人がいる」は 20.8%と少なくなっています。



- 勉強や宿題ができるスペースが最上位であることは、遊びやゲームが上位になっている小学生と異なる点です。

問 あなたは、どんなイベントがあれば参加したいと思いますか。（複数回答）

「お祭りのイベント」が 65.3%で最も多く、「運動やスポーツのイベント」が 44.4%で続いています。「自分の意見や要望を自由に大人に言えるイベント」は 11.1%と少なくなっています。



- お祭りが最上位であることは小学生と同様です。「自分の意見や要望を自由に大人に言えるイベント」は、具体的なイベントのイメージがわからなかった可能性があります。

問 あなたは、学校と家以外の場所で子どもや若者が過ごせる場所に、何があったらいいと思いますか。（思ったことを自由に書いてください）（自由記入）

主な意見	件数
友達と遊べる場所	44
ゲームができる場所	31
運動ができる場所	22
本が読める場所	21
水遊びができる場所	19
お菓子が食べられる場所	17
アトラクションがある場所	17
勉強ができる場所	16
静かに過ごせる場所	13
涼しく過ごせる場所	12

6 こどもに関わる活動団体・個人アンケートの概要

市内のこどもや子育て家庭に関わる活動を担っている団体・個人の方に、日頃接しているこどもや子育て家庭の状況などについて伺い、計画における施策検討の参考とするため実施しました。

①調査対象

- ①市民活動団体 10団体
- ②印西市スポーツ少年団
- ③ファミリーサポートセンター提供会員
- ④子どもの学習支援事業者
- ⑤主任児童委員
- ⑥印西市家庭相談員

②調査時期

令和6年8月1日（水）から8月31日（土）まで

③調査方法

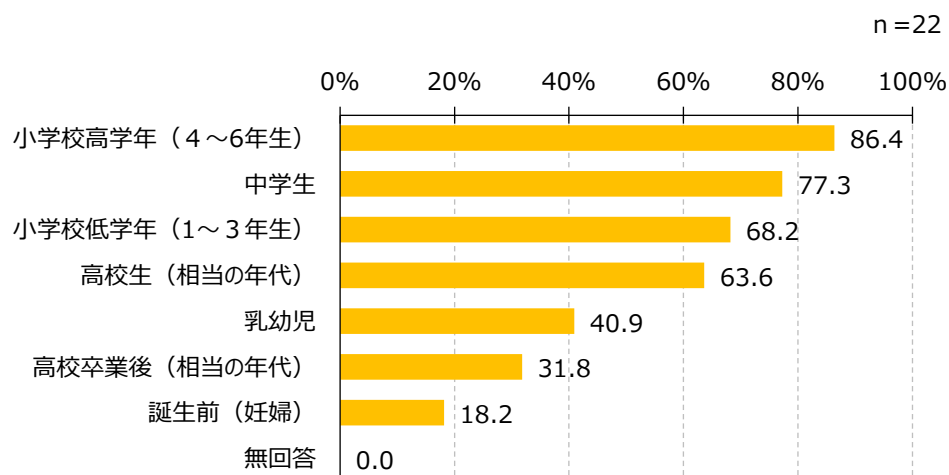
アンケート用紙を郵送にて配付・回収

④回収状況

回答数 22件（配布数 28件）

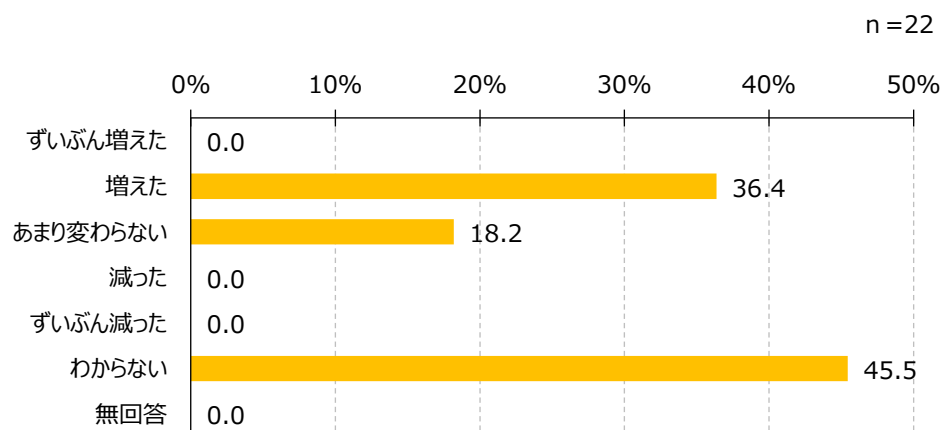
問 活動・職務で接することのあるこどもの年代をお教えてください。(複数回答)

「小学校高学年(4～6年生)」が86.4%と最も多く、「中学生」が77.3%、「小学校低学年(1～3年生)」が68.2%、「高校生(相当の年代)」が63.6%、「乳幼児」が40.9%となっています。



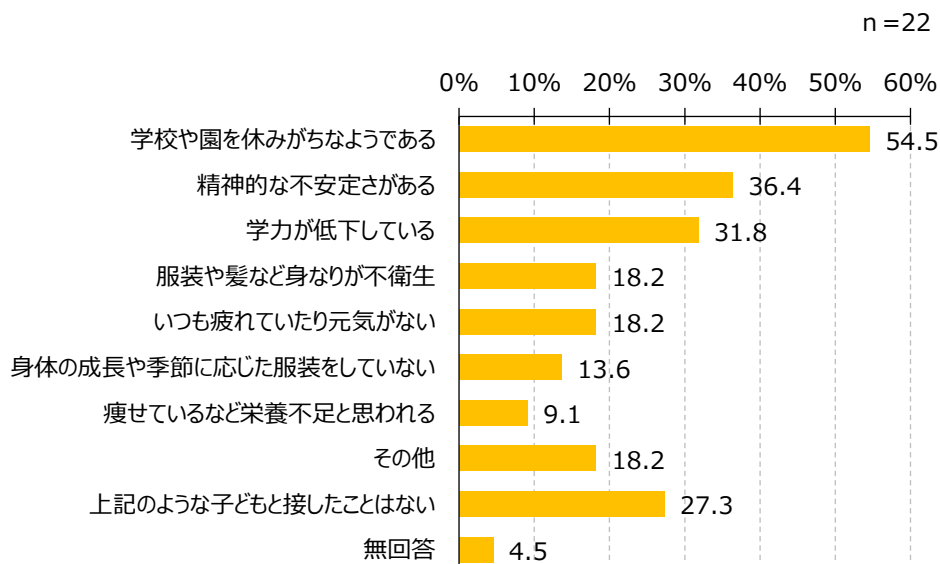
問 この5年間で、生活が困窮していると思われる子育て世帯の動向をどのように感じていますか。

「わからない」が45.5%と最も多く、「増えた」が36.4%、「あまり変わらない」が18.2%となっています。



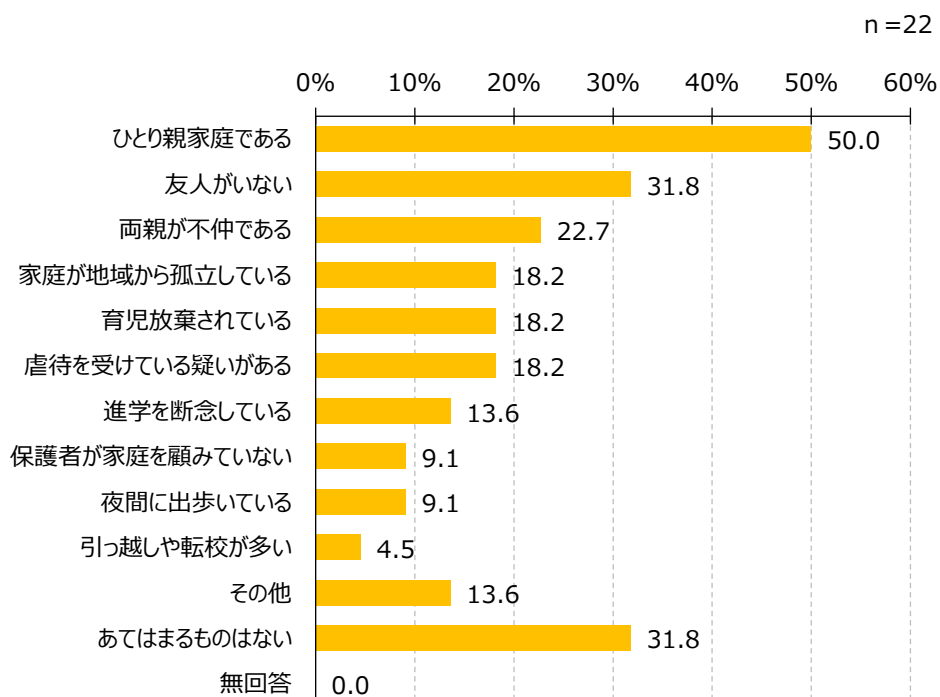
問 これまでに、次のような気になることもと接したことはありますか。(複数回答)

「学校や園を休みがちなようである」が54.5%と最も多く、「精神的な不安定さがある」が36.4%、「学力が低下している」が31.8%、「上記のようなことと接したことはない」が27.3%、「服装や髪など身なりが不衛生」、「いつも疲れていたり元気がない」及び「その他」が18.2%となっています。



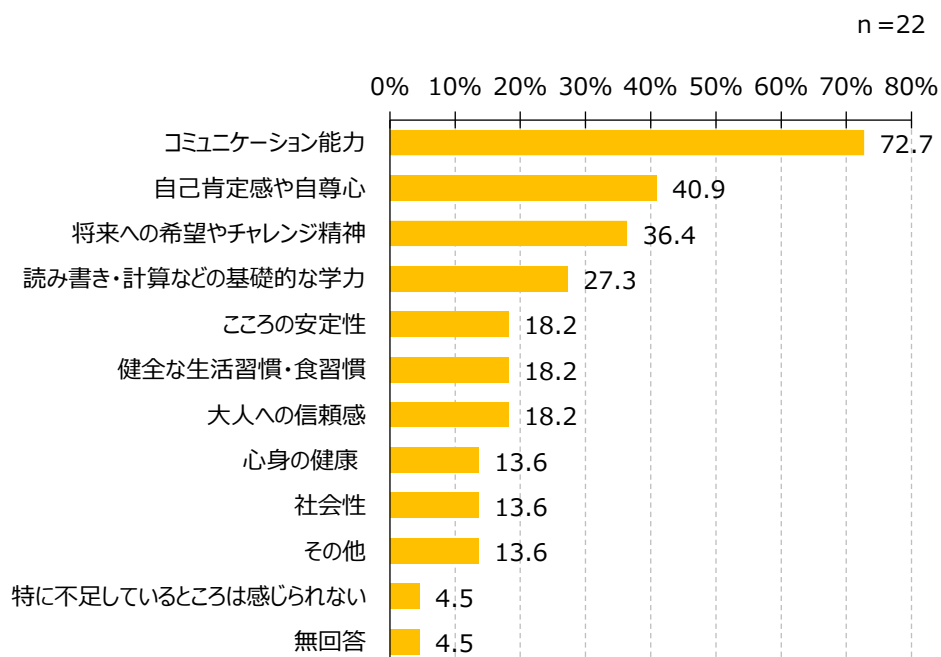
問 子どもやその環境で、次のような気になる点を感じたことはありますか。(複数回答)

「ひとり親家庭である」が50.0%と最も多く、「友人がいない」及び「あてはまるものはない」が31.8%、「両親が不仲である」が22.7%、「家庭が地域から孤立している」、「育児放棄されている」及び「虐待を受けている疑いがある」が18.2%となっています。



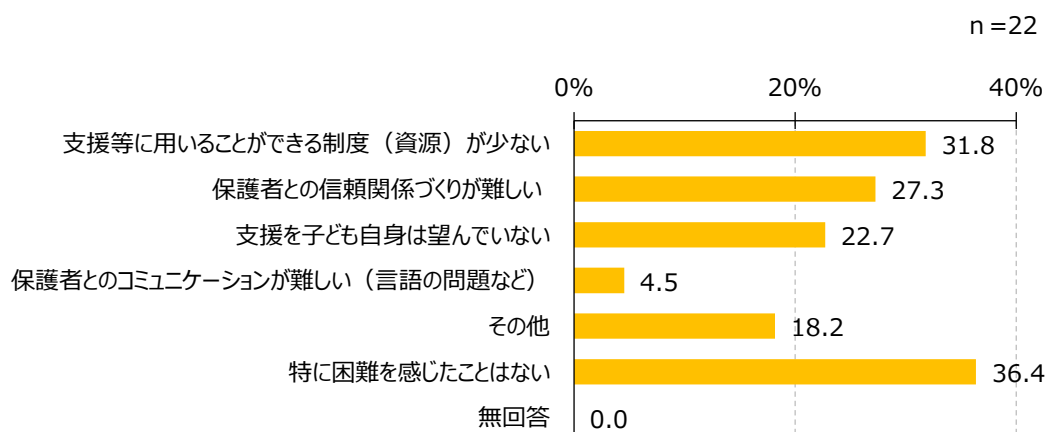
問 接したこどもで、不足していると感じたものがありますか。（複数回答）

「コミュニケーション能力」が 72.7%と最も多く、「自己肯定感や自尊心」が 40.9%、「将来への希望やチャレンジ精神」が 36.4%、「読み書き・計算などの基礎的な学力」が 27.3%、「こころの安定性」、「健全な生活習慣・食習慣」及び「大人への信頼感」が 18.2%となっています。



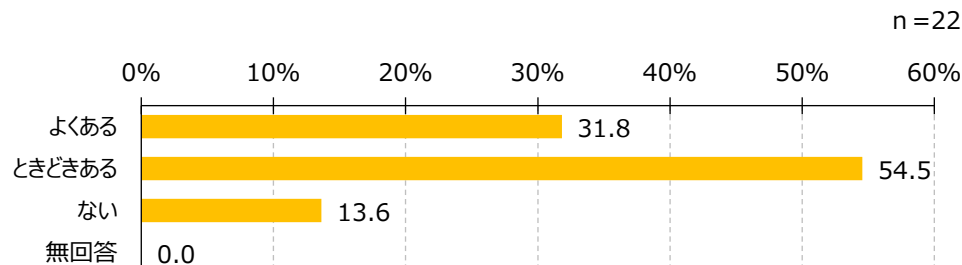
問 家庭や保護者との関わりの中で、困難だと感じたことはありますか。（複数回答）

「特に困難を感じたことはない」が 36.4%と最も多く、「支援等に用いることができる制度（資源）が少ない」が 31.8%、「保護者との信頼関係づくりが難しい」が 27.3%、「支援をこども自身は望んでいない」が 22.7%、「その他」が 18.2%となっています。



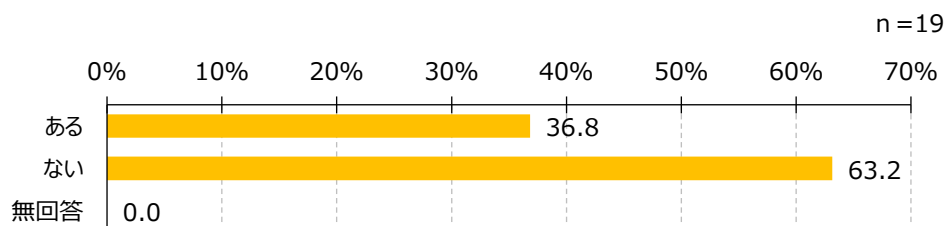
問 こどもや家庭の困りごとや課題について、あなたの職域や団体の活動内容だけでは解決・向上が難しいと感じたことはありますか。

「ときどきある」が54.5%と最も多く、「よくある」が31.8%、「ない」が13.6%となっています。



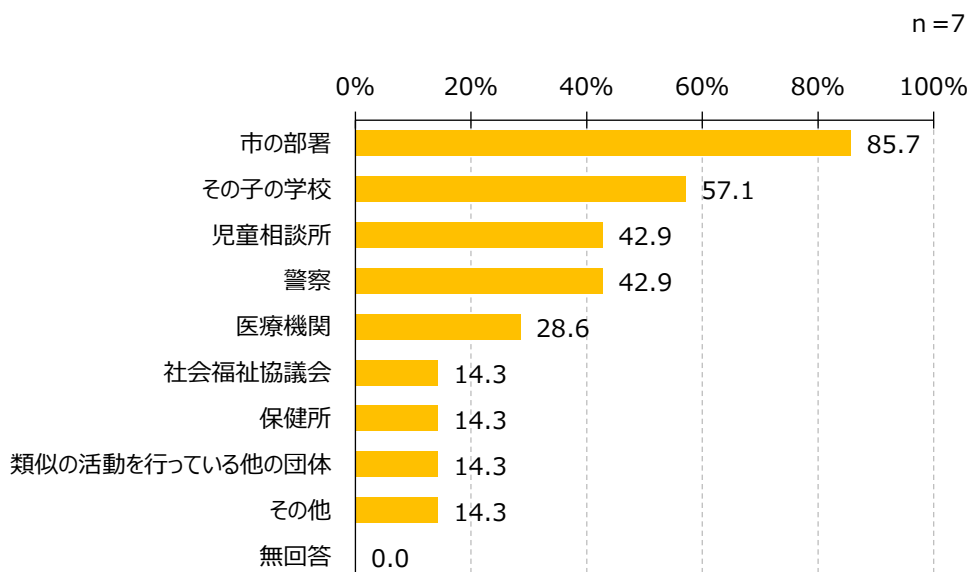
問 （前問で「ある」「ときどきある」の場合） あなたの職域や団体の活動だけでは解決・向上が難しいと感じたケースで、他の機関や団体に支援をつないだり情報のやりとりをしたことはありますか。

「ある」が36.8%、「ない」が63.2%となっています。



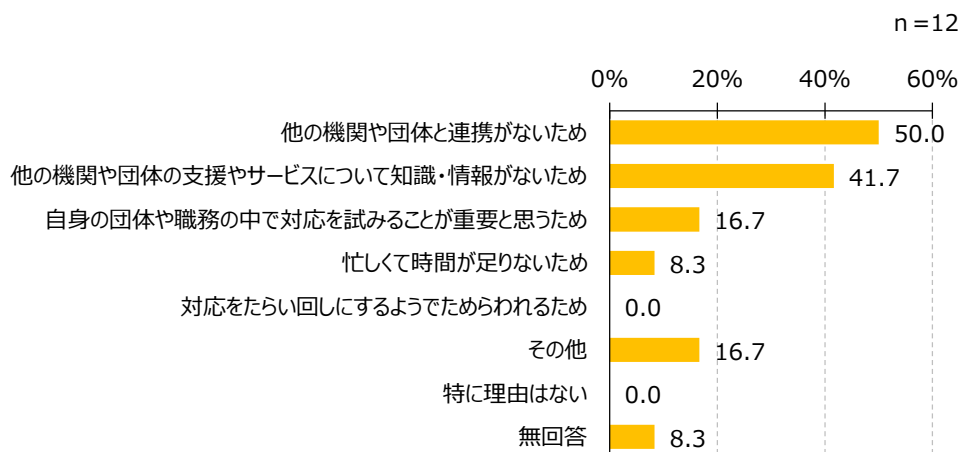
問 （前問で「ある」の場合） 支援をつないだり、情報のやりとりをした他の機関や団体はどこですか。（複数回答）

「市の部署」が85.7%と最も多く、「その子の学校」が57.1%、「児童相談所」及び「警察」が42.9%、「医療機関」が28.6%となっています。



問 （前々問で「ない」の場合） 他の機関や団体に支援をつないだり、情報のやりとりをしない理由はありますか。（複数回答）

「他の機関や団体と連携がないため」が50.0%と最も多く、「他の機関や団体の支援やサービスについて知識・情報がなかったため」が41.7%、「自身の団体や職務の中で対応を試みることに重要と思うため」が16.7%、「その他」が16.7%、「忙しくて時間が足りないため」が8.3%となっています。



7 こども・若者の将来人口推計

0～17歳の人口は令和2年から令和6年にかけて増加傾向となっています。今後
も増加が続く見込みで、本計画の最終年度である令和11年度には23,694人となる
予測です。⁴

年齢	実績					本計画の計画期間				
	令和 2年	令和 3年	令和 4年	令和 5年	令和 6年	推計				
0歳	920	898	972	953	916	917	913	907	905	902
1歳	1,097	1,086	1,091	1,108	1,044	1,071	1,071	1,067	1,059	1,058
2歳	1,214	1,218	1,195	1,190	1,153	1,142	1,171	1,172	1,168	1,158
3歳	1,204	1,312	1,327	1,292	1,217	1,237	1,226	1,256	1,257	1,253
4歳	1,172	1,272	1,363	1,363	1,312	1,268	1,290	1,277	1,310	1,311
5歳	1,228	1,209	1,322	1,396	1,379	1,351	1,306	1,328	1,315	1,348
6歳	1,195	1,288	1,275	1,376	1,423	1,444	1,414	1,367	1,390	1,377
7歳	1,171	1,210	1,312	1,301	1,390	1,448	1,469	1,439	1,391	1,414
8歳	1,145	1,195	1,234	1,335	1,301	1,410	1,468	1,489	1,459	1,411
9歳	1,164	1,150	1,205	1,259	1,341	1,319	1,428	1,488	1,510	1,478
10歳	1,127	1,186	1,163	1,222	1,246	1,359	1,335	1,447	1,507	1,530
11歳	1,109	1,146	1,198	1,180	1,226	1,260	1,373	1,351	1,463	1,523
12歳	1,093	1,117	1,151	1,208	1,177	1,233	1,267	1,382	1,358	1,472
13歳	1,009	1,097	1,114	1,153	1,204	1,178	1,234	1,268	1,382	1,359
14歳	957	1,017	1,096	1,118	1,161	1,209	1,183	1,239	1,273	1,389
15歳	978	968	1,019	1,098	1,114	1,166	1,214	1,188	1,244	1,278
16歳	931	978	975	1,014	1,093	1,114	1,165	1,214	1,187	1,243
17歳	942	936	975	979	1,014	1,095	1,116	1,168	1,217	1,190
0-17歳	19,656	20,283	20,987	21,545	21,711	22,221	22,643	23,047	23,395	23,694
18-39歳	24,999	25,251	25,255	25,348	24,862	24,878	24,929	25,068	25,177	25,314
合計	44,655	45,534	46,242	46,893	46,573	47,099	47,572	48,115	48,572	49,008

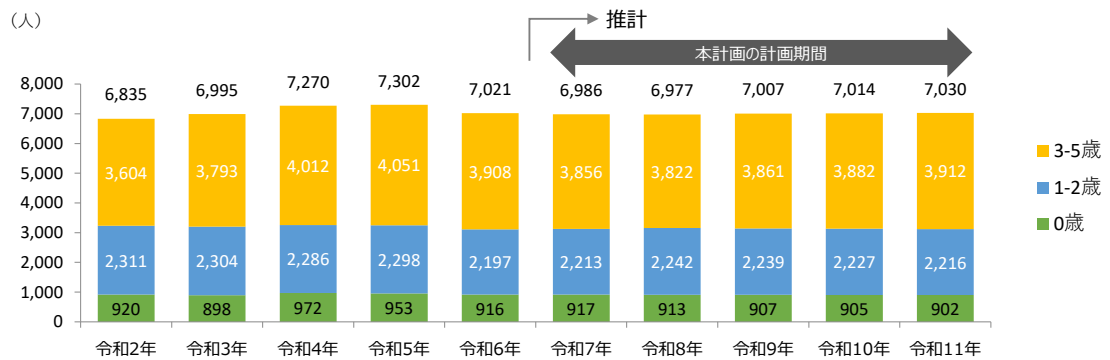
(単位：人)

※令和2～6年：住民基本台帳（各年4月1日）

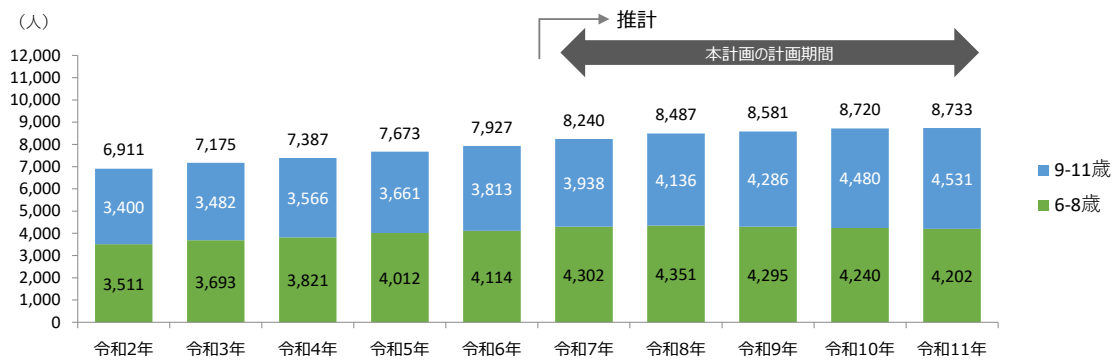
※令和7年～11年：推計値

⁴ 住民基本台帳（平成30年～令和6年）実績からコーホート変化率法により推計。変化率は平成30～令和6年の7年間の実績における6区間の平均値としている。0歳児人口は、15歳から49歳までの女性人口の推計に対する出生数の実績が将来も維持されると仮定して算出。

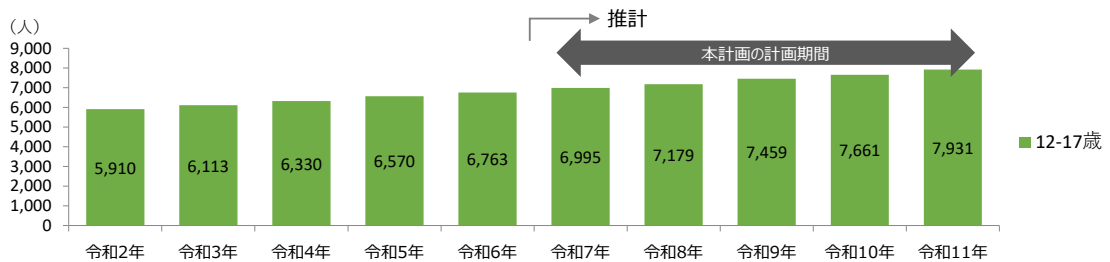
▼ 0歳～5歳の人口実績と推計



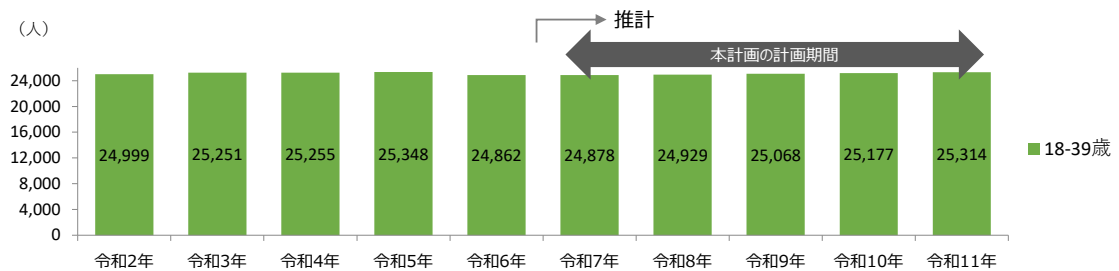
▼ 6歳～11歳の人口実績と推計



▼ 12歳～17歳の人口実績と推計



▼ 18歳～39歳の人口実績と推計



8 印西市におけるこども・若者を取り巻く課題

統計的データやアンケート調査、こどもの意見聴取、活動団体アンケート等から、本市のこども・若者、子育て当事者を取り巻く主な課題を次のようにまとめます。

(1) こどもの誕生前から幼児期

出産前からの母子の健康

本市の合計特殊出生率は近年上昇の傾向にあります。将来人口推計によれば0歳児の人口は今後わずかに減少するものの、一定数が維持される予測です。産後の母子に対して心身のケアを行う産後ケア事業の利用者も毎年一定数が認められており、専門職による妊娠届出時の全数面接から始まる母子の支援は今後も充実を続けていくことが必要です。

幼児期の保護者の不安

就学前保護者の調査では、定期的な教育・保育事業の利用者が5年前より増加していますが、全体の約2割は事業を利用せず家庭での教育・保育を行っています。同調査による子育てに関する不安・負担感では、過半数が不安や負担感を感じると回答しています。一方、一般市民調査では、地域で子育てを支えるために必要だと思うことで、「子育てに関する悩みについて気軽に相談できる人や場があること」が最も多くなっています。

事業利用の有無によらず、どのような家庭にも子育てに関する不安や負担感は発生し得るという視点に立ち、保護者が地域で孤立化することなく、少しでも早い段階から支援の対応がなされるよう、相談支援体制の充実などが求められます。

(2) 学童期・思春期・青年期

安心して過ごせる居場所

小学5年生・中学2年生の調査の、「一番ほっとできる居場所」では、「自分の家」が大多数で、そのほかの場所もあげられていましたが、「ほっとできる居場所はない」との回答も2%前後とわずかながらありました。

こどもワークショップにおける「ほっとできる場所」では、自分の家と、自宅内の具体的な部屋・場所の意見が多いものの、学校、公園、プール、図書館といった自宅外の場所をあげる声とともに、「(それらの場所が) こうなるとよい」「こんな場所もほしい」といった意見も多く出ています。

児童館及び図書館等利用者(小・中・高校生)へのアンケートでは、あったらいいと思う場所として、小学生では、おもちゃやゲーム、広い遊び場があるところ、中・高校生では勉強や宿題ができるスペース、軽食が食べられるスペース、友だちと話せるテーブルやいすがあるところの要望が多くなっており、居場所に求めるものが年齢により変わってくることがわかりました。

屋内であるか屋外であるか、平日の放課後の利用か休日や長期休みの間の利用か等に関わらず、こども・若者自身が、居たい、行きたい、そこで何かをやりたい、と思える場所であれば、こどもや若者の居場所になり得るものですが、それがどこであれ、安心・安全に過ごせることは必須の条件です。安心・安全の確保を前提に、こども・若者の意見や要望の把握に努め、楽しく過ごせる居場所の選択肢を増やすことが重要です。

こどもの成長につれて変わる保護者の悩みや育成環境

小学生保護者調査の、「日常の子育てで悩んでいること、気になること」では、「病気や発育・発達」、「こどもの食事や栄養」といった成長に関わる問題が多い就学前保護者とは異なり、「こどもの勉強や進学のこと」、「こどもの友達づきあいに関すること」といった、学業・将来やこどもの社会の中での状況に関わる問題が上位にあがっています。「こどもを叱りすぎているような気がする」は、就学前保護者で2位、小学生保護者で3位となっており、こどもとの関わり方についての悩みはこどもの年齢が上がってもなくなることがうかがえます。

また、就学前保護者調査、小学生保護者調査では、こどもが小学生になると子育てを主に行っている人が「父母ともに」から「主に母親」に移っていくこともわかりました。

こども自身の行動の範囲が広がり、勉強にも忙しくなる学童期以降、こどもや子育てに関する悩みごとにも多様になりますが、面接相談・電話相談やスクールカウンセラーなど、こどもが多く時間を過ごす学校をプラットフォームとした相談・指導の充実や、母親だけが悩みを抱え込むようなことのないよう、男女関わりなく市民全体に向けた教育相談の窓口周知等に努めることが重要です。

(3) 全てのこどもの幸せな成長

こどもの権利

小学5年生・中学2年生の調査では、「自分のことが好き」と感じる割合は高く、こどもの自己肯定感は高くなっていますが、そう感じていないこどもも一定の割合で見られます。また、同調査によるこどもの主観的健康観では、「あまりよくない」の回答において家庭の経済的な状況による影響が見られます。

こどもに関わる活動団体・個人アンケートでは、こどもやその環境について感じたことで「家庭が地域から孤立している」、「育児放棄されている」、「虐待を受けている疑いがある」の回答が2割弱あり、家庭児童相談受付における児童虐待相談件数は増加の傾向にあります。

こどもの権利が守られ、その最善の利益が尊重されることは、こどもの健全な成長の大前提であり、家庭や地域社会はもちろん、こどもたち自身もこどもの権利について理解を深められるよう図ることが重要です。

こども自身の悩みごと相談体制

小学5年生・中学2年生の調査の、「困りごとや悩みごとの相談先」について、小学5年生では「親」、「学校の友だち」の順に多く、中学2年生では「学校の友だち」、「親」の順に多くなっています。家族・親族、友人、先生が主な相談先で、スクールカウンセラー、市役所、相談機関は多くありませんが、これはこどもが日常的に接する頻度によるものとも考えられます。少数ですが、「だれにも相談できない、相談したくない」の回答が、小学5年生で約7%、中学2年生で約5%あり、こどもからみたよい相談先が思いつかない状況も考えられます。

家族・親族、友人、先生には相談しにくい悩みや困りごとがあったとき、それを受け止めてくれる機関や支援者の存在がこどもに伝わっていること、また、それらがこどもたちからみて「相談しやすいところ・人」と感じられるようにすることも重要です。

こどもの意見の尊重

小学5年生・中学2年生の調査の、「自分の意見や考えは、まわりの大人にきちんと聞いてもらえていると思うか」について、小学5年生では「そう思う」、中学2年生では「まあそう思う」が最も多くなっており、年齢が上がるとそう思う度合いが少し低くなります。「どちらともいえない」は、小学5年生で約12%、中学2年生で約17%で、年齢が上がると自分の意見や考えに対する大人の反応がその時々で異なるという感触をこどもが持つようになっているとも考えられます。

こどもワークショップでは、「周りの大人に聞いてもらいたいこと」として、欲しいものや、連れて行ってほしいところなど、保護者への要望が多数ですが、公園、学校、図書室など自分たちの利用する施設や生活環境に関する要望、さらには防災上の安心など市全体・世の中全体に関する要望・意見もありました。

年齢や発達の程度に応じて、自分に関係する事項に関する意見を表明する機会や多様な社会的活動に参画する機会が確保されることは、こども基本法の基本理念の一つです。本市においてもその機会を様々なかたちで設け、続けていくことが大切です。

（４）子育て当事者への支援

多様な教育・保育ニーズへの対応

小学生保護者調査の母親の就労状況では、母親のフルタイムの就労が増加しています。同調査による「日頃こどもをみてもらえる親族・知人の有無」では、緊急時・用事の際、親族・知人の「いずれもない」が約20%となっています。また、統計データでは、女性が子育て期と考えられる30代に仕事を離れる状況があります。

定期的な教育・保育を利用している場合でも、家庭で教育・保育を行っている場合でも、幼児期の教育・保育に対するニーズは多様化しており、一時預かりや延長保育、あるいは乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）など、幼稚園、保育園、認定

こども園等による教育・保育の提供を引き続き充実し、多様なニーズに対応していくことが重要です。

経済的負担感の軽減

就学前保護者調査、小学生保護者の「日常の子育てで悩んでいること、気になること」では、就学前・小学生いずれの保護者でも「子育てや教育にお金がかかること」が最も多くなっています。こども若者調査の「理想の数のこどもをもてるようになるために、あればいいと思うこと」では、「経済的に困らない」が最も多くなっています。

背景には、物価の上昇など社会的な要因があることも考えられますが、出産から子育てまで、また家庭の経済的状況に応じて様々な経済的支援が用意されていることを、効果的に周知していくことが重要です。

(5) 地域全体での子育て支援

地域への期待と市民の考える地域での子育て支援

就学前保護者調査、小学生保護者調査の「子育てをするうえで、近所や地域に望むこと」では、就学前・小学生いずれの保護者でも、こどもが危険な目にあいそうな時の手助けや保護、こどもが良くないことをしているのを見かけた時の注意、出会った時のあいさつなどが上位5位までにあがっており、近所や地域の人が直接的に、積極的にこどもとの関わりをもってくれることへの期待がうかがえます。

また、一般市民調査の「地域で子育てを支えるために必要だと思うこと」では、気軽に相談できる人や場がある、こどもの防犯のための声かけや見守り、子育てをする親同士で話ができる仲間づくりといった、地域の人が一端を担える可能性の大きいものが5位までにあがっています。

子育て当事者が望んでいることと、市民が重要だと考える地域での子育て支援が結びつくような、側面からの支援や仕組みづくりが大切です。

こどもの未来をともに創る意識

こどもに関わる活動団体・個人アンケートの自由記述の中には、「地域で子育て支援活動などを行っている団体同士につながりができるとよい」「何らかの形で組織どうしの交流ができれば、全体でこどもを育てていけるようになるのではないか」「ファミリー・サポート・センターへ提供会員として登録してもらい、子育ての手助けを一緒にしていきたい」「地域で子育てする者同士や学校、店舗などみんなでこどもを温かく見守り、声をかけ合えるつながりが必要」といった意見もありました。

こどもに関わる活動や、こどもとの積極的な関わりが地域に広がっていくよう、こどもの未来をともに創ろうという意識の高まりを目指すことが重要です。

第 3 章

こども施策の目指す方向

第3章では、本市がこども施策でどのような社会を目指していくかを示します。

こども・若者を取り巻く現状などを基に、これから本計画で取り組みを進めていく際の方向性や基本理念、取り組み分野ごとの基本目標をまとめます。

- 1 本計画の方向
- 2 計画の基本目標
- 3 施策の体系

1 本計画の方向

印西市の全てのこどもが健やかに成長し、今もこれからもその最善の利益が実現されることを目的に、本計画の基本理念を定めます。

基本理念

**未来をともに創る すべてのこどもが健やかに
幸せに育つまち いんざい**

「第2期印西市子ども・子育て支援事業計画」では、「子どもが健やかに育ち 安心して子育てできるまち」を基本理念として、誰もが安心してこどもを出産し、子育てとこどもの成長に喜びや生きがいを感じ、全てのこどもが健やかで心豊かに成長できる環境づくりに取り組んできました。

本計画は、子育てのためのより良い環境づくりはもちろんのこと、こども基本法の考え方に基づき、すべてのこどもが適切に養育され、愛され保護される等の権利が等しく守られるとともに、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指していくものです。

このことから、「すべてのこども」「健やか」「幸せ（ウェルビーイング）」という3つの方向性と、こどもを主体とした「育つ」を理念の基礎に据えます。

そして、こどもの幸せな未来が実現するまちを、みなでとも創ろうという決意を込め、「未来をともに創る・・・いんざい」でフレーズをまとめ、「未来をともに創る すべてのこどもが健やかに 幸せに育つまち いんざい」を基本理念に設定します。

基本理念の実現に向けて、次の4つの基本目標を定め、総合的な施策の展開を図ります。

基本理念

未来をともに創る
すべてのこどもが健やかに
幸せに育つまち いんざい

基本目標1

成長に応じて切れ目なく支援する

基本目標2

全てのこどもの幸せな成長を支援する

基本目標3

こどもの育ちを社会全体で支える

基本目標4

安心して子育てできる環境をつくる

2 計画の基本目標

基本目標1 成長に応じて切れ目なく支援する

1

こどもは、乳幼児期から学童期、思春期、青年期まで、各成長段階における様々な体験を通じて成長していきます。また、子育ては、乳幼児期だけではなく誕生前から男女ともに始まり、こどもがおとなになるまで続くものです。各ライフステージで起こり得る課題に対し、関係機関・団体が連携し、教育・保育、保健、医療、療育、福祉といった分野、またはこどもの年齢等による切れ目がないよう支援を行います。

基本目標2 全てのこどもの幸せな成長を支援する

2

全てのこどもが、生まれ育つ環境や障がい・病気などの有無にかかわらず権利や安全を守られ、困難な状況にあってもその解消が図られて幸せに成長していけるよう、特定のライフステージのみではなくライフステージを通して縦断的な支援が行き届くよう努めます。また、健やかな成長の原点となる様々な遊びや体験の機会・場所を提供し、こどもたちの生涯にわたる幸せな人生の礎を培います。

基本目標3 こどもの育ちを社会全体で支える

3

子育ては家庭を基本として行われ、保護者等が第一義的責任を有するものですが、社会環境の変化などにより子育ての不安や負担感を抱える保護者等も増加していると考えられます。様々な制度等を組み合わせた経済的支援や、保育等の子育てサービスを利用しやすくする支援、地域や学校を含む社会全体がこどもや子育て家庭に寄り添い家庭教育を支援する取り組みを進めます。

基本目標4 安心して子育てできる環境をつくる

4

こどもや子育て家庭の状況や生活様式の多様化を踏まえ、幼児期の教育・保育、地域における多様な子ども・子育て支援の量的拡充と質的改善を図ることで、印西市において安心して子育てできる環境と、「子どもの最善の利益」が実現される社会を目指します。

3 施策の体系

基本理念	分野	基本目標	施策の展開
未来とともに創る すべてのこどもが健やかに 幸せに育つまち いんざい	ライフステージ別の支援	基本目標1 成長に応じて切れ目なく支援する	1 こどもの誕生前から幼児期 2 学童期・思春期・青年期
	ライフステージを通じた支援	基本目標2 全てのこどもの 幸せな成長を支援する	1 多様な遊び・体験、活躍できる機会づくり 2 困難な状況にあるこどもや家庭への支援 3 こどもの権利を守る取り組み 4 こどもの安全を守る取り組み
	子育て当事者にやさしい社会	基本目標3 こどもの育ちを 社会全体で支える	1 子育て・教育に関する経済的負担の軽減 2 地域子育て支援と家庭教育支援 3 共働き、共育での推進とひとり親家庭への支援
	子ども・子育て環境の整備	基本目標4 安心して子育てできる 環境をつくる	1 教育・保育の提供区域 2 教育・保育の基本事項 3 教育・保育の量の見込みと確保方策 4 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと提供体制 5 その他の基本的な取り組み

第4章

ライフステージ別の支援

こどもの誕生前から幼児期までは、人生の確かなスタートを切るための重要な時期です。学童期・思春期は、こどもが身体も心も大きく成長し、自己肯定感や道徳性を育む時期であるとともに、さまざまなことに悩んだりする繊細な時期でもあります。

第4章では、こどもや子育て家庭への支援にかかわる施策を、こどもの成長段階ごとにまとめます。

1 こどもの誕生前から幼児期

2 学童期・思春期・青年期

1 こどもの誕生前から幼児期

こどもの誕生前から幼児期までは、将来にわたり身体的、精神的、社会的に幸せに成長していく基礎を培い、人生の確かなスタートを切るための重要な時期です。

出産から乳幼児期は、保護者が様々な課題や不安に直面しやすい時期でもあるため、妊娠時からサポートを始め、家庭環境それぞれの多様性を尊重しながら、保育の環境整備や親子支援などにより保護者・養育者の「子育て」を支援します。

現状と課題

- 専門職による妊娠届出時の全数面接が、妊娠期から子育て期の不安軽減を図るとともに、特定妊婦や養育支援の必要な家庭の早期把握につながっています。産後にケアが必要と考えられる産婦及び乳児の全てに支援が行き届くよう、提供体制の充実が求められます。
- 乳幼児に対する各種相談・健康診査の利用はコロナ禍で落ち込んだ時期がありましたが、回復に向かっています。保護者の就労は増加しており、相談しやすい体制の強化が求められます。
- 幼児期の教育・保育については、個々の特性に応じた支援や保護者に対する情報提供などの重要性が高まっています。また、保護者の生活様式の多様化に伴う様々な保育ニーズやこどもの体調不良などにも柔軟に対応できる保育の充実が求められます。

施策の方向

相談しやすい環境づくり

妊娠期から子育て期にわたり、健診時や児童館等子育て支援拠点施設での相談、SNSを活用した相談やプッシュ型支援など、より相談しやすく情報を得やすい環境づくりを行います。

産後のケア

ケアが必要な産婦及び乳児には、医療機関や助産施設における短期入所や通所による支援、居宅への訪問支援などを行います。

身近な場所での切れ目ない相談支援

こども家庭センターで、専門職による妊娠期から子育て期までの切れ目ない相談支援を行います。

子育てコンシェルジュの移動相談では、日常の育児の悩みを聞いたり、子育て支援センター等の利用や子育てサービス、市内幼稚園、保育園等の案内などの相談支援を行います（具体的な施策は62で記載）。

幼児期の教育・保育

保育園等では延長保育、一時預かり、病児保育など通常の預かりに加えた保育サービスの充実を図ります。また、保育の利便性を高めるため送迎保育ステーションの整備を進めます。

幼稚園、保育園等ではこども一人ひとりの特性に応じた教育・保育の推進に努めます。

教育・保育と小中学校の連携

幼稚園、保育園、認定こども園等と小中学校の連携を充実するため、「幼保こ小架け橋プログラム実施に向けた会議」を継続し、職場見学や体験を通しての交流、諸行事を通じての交流、情報交換会の開催などを行います。

■具体的な施策

1 安心して妊娠・出産できる環境の確保

- 保健師・助産師・看護師による妊娠届出時の全数面接を行い、特定妊婦や養育支援が必要な家庭の早期把握に努めています。
- プレママクラス、妊産婦・新生児訪問事業（乳児全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん訪問）を含む）、助産師による全戸電話相談事業（こんにちは助産師電話）を継続し、状況把握や相談・指導を実施します。
- 妊婦健康診査・産婦健康診査の公費負担、不育症治療費等助成事業、低所得の妊婦に対する初回産科受診料助成事業により、妊娠、出産に関する医療費負担の軽減を図るとともに、母子の健康管理に寄与します。
- 未熟児養育医療給付制度の周知に努め、対象となる乳児に係る医療費負担の軽減を図ります。

子ども家庭課／子育て支援課

2	産後ケア事業の実施	
	○産後ケアが必要である産婦及び乳児に対して、医療機関または助産施設において短期入所や通所又は対象者の居宅において訪問による支援を提供します。 ○支援を必要とする全ての方が利用できるよう、提供体制の確保に向けた取り組みを引き続き進めます。	
		子ども家庭課
3	乳幼児に対する相談・健康診査の充実	
	○乳児健康診査、幼児健診（1歳6か月児健診、2歳児歯科健診、3歳児健診）、健診事後相談事業（子育て相談、ことばの相談等）、離乳食教室、児童館・子育て支援センターを巡回して行う相談事業、乳児相談、5歳児相談などを通じて、健康、育児、発達の相談や支援を実施しています。 ○保護者の就労が増加している状況を踏まえ、健診内で各種相談が受けられるなどの相談体制を強化していきます。 ○令和6年度から開始したInstagramによるプッシュ型支援を引き続き実施します。	
		子ども家庭課
4	予防接種についての支援	
	○乳幼児に受ける予防接種について、様々な媒体により周知・啓発を行います。 ○接種期間内に接種が完了できるよう、勧奨を行います。	
		健康増進課
5	「こまつな LINE」による専門的相談	
	○令和6年1月から「こまつな LINE」を開設し、妊娠、子育てに関する医療専門職が行う相談を開始しています。 ○こまつなは、「困る前につながる」の意味で、匿名で、気軽に相談ができるものです。育児上の様々な問題に早期に関わり、相談内容によっては他の支援に適切につなげていきます。	
		子ども家庭課
6	こども家庭センターによる支援	
	○令和6年4月1日からこども家庭センターを設置しています。 ○専門職を配置し、妊産婦・乳幼児等の実情を把握して、妊娠・出産、子育てに関する各種の相談、情報提供、助言、保健指導を行い、「サポートプラン」を作成して、児童福祉と母子保健の一体的な相談支援等を行います。	
		子ども家庭課

7	保育園等における保育サービスの充実	
	○延長保育、一時預かり事業、病児保育事業（体調不良児対応型）を実施します。 ○実施している私立保育施設への補助金交付、現場の視察や利用者アンケート等によりより良い保育サービスの提供を図っていきます。 ○子育てに関する情報や保育園で行っている子育て支援について掲載した「にこにこだより」を発行し、地域の保護者等に対する子育て支援のための育児相談・電話相談を行っています。	
		保育課
8	送迎保育ステーションの整備	
	○保育サービス利用に係る保護者の負担を軽減するため、駅前等に設置され保育園等との間でバス送迎を行う「送迎保育ステーション」の整備を行います。 ○設置場所の選定・確保、送迎業務の体制整備、対象とする保育園等との調整などを着実に進め、できるだけ早期の整備を目指します。	
		保育課
9	ブックスタート事業の実施	
	○生後4か月～5か月のお子さんと保護者を対象に絵本の引換券及び会場の案内を事前に通知して、そうふけ児童館、いんば児童館、中央駅前児童館、滝野子育て支援センターにおいて、児童館等職員・ボランティアによる絵本の読み聞かせ及び絵本のプレゼントを実施します。 ○当日参加できなかった対象者には、児童館で絵本を直接お渡しできるよう努めます。	
		子育て支援課
10	就学相談、個に応じた支援の充実	
	○子ども発達センター、こども家庭センター等との連携、相談支援ファイルを活用した早期就学相談の実施、介助や指導補助のための非常勤講師の配置等により、個に応じた教育の推進に努めます。 ○早期の就学相談につながるよう、今後も就学説明会等を実施し、適切な情報提供を行っています。	
		学務課／指導課
11	幼児教育についての情報提供	
	○幼児教育についての情報提供と学習機会の充実のため、公立幼稚園に対して、幼児教育に関する様々な情報提供、組織的・計画的な園内研修の推進、保護者や地域懇談会の開催などを引き続き実施します。 ○幼児教育アドバイザーの招聘や、県教育委員会から発出される情報を速やかに伝達するなどにより、園の課題やニーズに応じた研修が計画的に実施できるよう、相談に応じながら適切な情報提供を行っています。	
		指導課

12 幼稚園、保育園、認定こども園、小中学校との連携体制の強化

- 幼稚園・保育園等・小中学校の連携を充実させるため、職場見学や体験を通しての交流、諸行事を通じての交流、情報交換会の開催などを行います。
- 「幼保こ小架け橋プログラム実施に向けた会議」を継続し、保育園、幼稚園、こども園、小学校それぞれの立場から意見を出し合って互いに理解を深めながら、印西市の幼保小連携の体制づくり、架け橋期のカリキュラムづくりを行います。

指導課

2 学童期・思春期・青年期

学童期は、身体も心も大きく成長する時期です。思春期は、心身が変化し、他者との関わりや社会との関わりの中でアイデンティティを形成していく時期です。青年期は、成人期へと移行していくための準備期間であり、進学や就職、結婚といった様々なライフイベントが重なる時期でもあります。

就学後から若者まで、豊かな心や健やかな体を育成し、悩みや不安があればその軽減が図られ、心身ともにひとしく健やかに成長できるよう支援していきます。

現状と課題

○市内に37か所の「学童クラブ」があります。新設や学校施設の利用等により公立学童クラブの整備を行ってきましたが、地区によるニーズの差が大きく、待機児童が発生している地域があります。放課後子ども教室は教室運営を担ってくださる地域人材の確保が課題となっています。

○こどもの個性や能力を尊重し伸ばす教育、いじめ、ヤングケアラーなど全国で表面化している人権に係る課題、熱中症予防など児童生徒の健康・安全を確保しての体育指導など、多様化する課題への対応の充実が重要です。

○不登校や登校渋りに関する教育相談が増えており、その要因や必要な支援も個別ケースで様々なため、適切な支援を組み合わせしていく連携体制の重要性が高まっています。また、悩みごとを抱え込まず、気軽に相談できるよう、窓口を周知していくことも必要です。

施策の方向

放課後児童対策

学童保育に待機児童が発生している地域については引き続き施設の整備・確保を推進していきます。また、放課後子ども教室の実施を支援し、地域・学校・家庭のつながりを強めていきます。

学力向上・豊かな心や健やかな体の育成

児童生徒の指導に携わる教員・職員の資質向上のための研修や、専門的な知識・技能をもち生徒に適切な指導・助言を行う指導者の派遣などを行い、学力向上・豊かな心や健やかな体の育成に努めます。

悩みごとへのスムーズな対応・支援

悩みごとなどに対し、面談に限らず電話相談などにも応じること、スクールカウンセラーの存在など、多様な相談の方法や窓口があることを様々な媒体で周知していきます。また、関係機関の連携を強化し、相談者へのスムーズな対応・支援につなげていきます。

若者の就労支援

若者の就労を支援するため、国や千葉県の事業との連携を図り、市の窓口やホームページなどを通じてその利活用を周知していきます。

■具体的な施策

13 学童保育（学童クラブ）の整備及びサービスの充実

- 保護者が就労等により昼間家庭にいない小学生児童を対象に、学校の放課後に適切な遊び及び生活の場を提供し、健全な育成を図ります。
- 新設や学校施設の利用等により公立学童クラブの整備を行っていますが、待機児童が発生している地域については引き続き施設の整備・確保を推進していきます。
- 利用者の様々なニーズに対応し、サービスの充実に努めます。

保育課

14 放課後子ども教室の充実

- 全てのこどもを対象に、放課後に小学校の余裕教室等を活用し、安全・安心なこどもの活動拠点（居場所）を設け、地域の方々の参画を得て、勉強、スポーツ、文化芸術活動、地域住民との交流活動等の機会を提供します。
- 地域のニーズを把握し、人材確保などの支援を行いながら教室の増設を目指し、地域・学校・家庭における繋がりを強化していきます。

生涯学習課

15 確かな学力の育成

- 学級経営相談支援の実施、漢字級別認定テスト「印西漢字マスター」の実施、英語力コミュニケーションテスト「印西英語マスター」の実施、生徒指導の機能を重視した「わかる授業」の展開を行い、個性や能力を伸ばす教育の推進に努めます。
- 教材研究等に関する研修会、ICT実技研修会及びICT活用研修会の開催を行い、指導法等の研修の充実に努めます。

指導課

16	豊かな心の育成	○道徳教育全体計画の改善と校内推進体制の充実、道徳教育授業実践研修会の年3回開催、学校人権教育全体計画の適宜修正を行い、道徳教育の充実に努めます。 ○学校人権教育全体計画の作成、人権教育研修の実施を行い、人権教育の推進に努めます。 ○さわやかハートフルコンサート、小学校芸術鑑賞教室を開催し、文化芸術体験事業の充実に努めます。 ○自分の学級に入りづらい児童生徒が、校内において安心して過ごすことのできる校内サポート教室を整備し、教室以外の居場所づくりを進めます。	指導課
17	健やかな体の育成	○中学校武道学習における外部指導者の活用、運動を楽しむ能力を育成するための授業改善指導などを行い、学校体育の充実に努めます。併せて、熱中症予防や児童生徒の健康状態を十分に把握しながらの指導など、安全に活動できるようにしていきます。 ○部活動サポート事業による指導者派遣、部活動補助金交付事業による経済的支援、部活動の適切な運営に向けた指導・助言を行い、運動部活動の充実に努めます。教育的配慮を行いながら、技能・体力の向上を支援していきます。 ○保健指導教材の整備、薬物乱用防止教育の推進を行い、健康教育の充実に努めます。	指導課
18	予防接種についての支援	○学童期などで受ける予防接種について、周知・啓発や接種勧奨を行います。	健康増進課
19	悩みごと相談体制の充実	○面接相談・電話相談の充実、不登校児童生徒等の相談の充実、関係機関との連携、訪問指導の充実、スクールカウンセラー等の活用、学校諸問題に対する助言・指導などを行い、教育相談の充実に努めます。 ○チラシやポスター、電子媒体等を活用して教育相談（面談及び相談ダイヤル）の窓口周知に努めます。 ○不登校に関する相談が増加していることから、教育委員会内や関係機関との連携強化に努め、相談者へのスムーズな対応・支援につなげていきます。	指導課
20	思春期保健対策	○助産師及び保健師等による性に関する教育、妊婦疑似体験や育児体験等への活用のため沐浴人形の貸出などを実施します。 ○性への意識の違いなど児童生徒の状況を確認しながら引き続き実施します。 ○家庭における年齢ごとの性教育の取り組み方について周知を図っていきます。	子ども家庭課／指導課

21 自殺予防・自殺対策の普及啓発

- こどもや若者に自殺予防や自殺対策について、啓発物資などを用いて周知・啓発を図っていきます。
- 児童生徒が自己肯定感を高め、ともに尊重しながら生きていくことについて考え、困難やストレスに直面した時に、信頼できる大人（親・教職員・相談窓口）に助けの声があげられるよう「SOSの出し方教育」を含めた自殺予防教育の実施を進めてまいります。

健康増進課／指導課

22 若者の就労支援

- 「地域若者サポートステーション出張相談会」として、国が設置する地域若者サポートステーションと連携し、働くことに悩みを抱えている15歳から49歳までの方とその家族を対象に、市内公共施設で出張相談会を開催します。
- 「ジョブカフェちばカウンセラー派遣事業」として、千葉県が設置する若者の就職サポート施設「ジョブカフェちば」及び近隣市と連携し、若年求職者就職相談会を開催します。
- 就労支援サイト「いんざいお仕事探しナビ」を活用した求人情報の発信やハローワークと連携した求人情報を公共施設の窓口で提供し、若者の就労に関する情報提供を行います。
- 若年者向けの就労支援施設について、市のホームページ等で周知します。

経済振興課

第 5 章

ライフステージを通した支援

第5章では、特定のライフステージのみでなくライフステージを通して縦断的に実施すべき取り組み、また、全てのライフステージに共通する取り組みについてまとめます。

- 1 多様な遊び・体験、活躍できる機会づくり
- 2 困難な状況にあるこどもや家庭への支援
- 3 こどもの権利を守る取り組み
- 4 こどもの安全を守る取り組み

1 多様な遊び・体験、活躍できる機会づくり

遊びや体験活動は、こどもの健やかな成長の原点といえます。

幼児期の教育・保育や学校での学習のみならず、地域における多様な体験やスポーツ活動の充実、楽しく安全な遊び場・居場所の充実などを通じて、こどもがのびのびと社会で活躍できる機会の拡充を進めます。

現状と課題

○児童館等は、そうふけ児童館、いんば児童館、中央駅前児童館、子どもふれあいセンターの4館を設置しています。児童館等は中高生も利用できますが、その利用は就学前児童や小学生に比べ極めて少ない現状となっています。

○児童遊園は、六軒弁天児童遊園、木下児童遊園、鎌苅児童遊園、造谷児童遊園、瀬戸児童遊園、師戸児童遊園の6か所、子どもの遊び場は、木下池田子どもの遊び場、木下町並み子どもの遊び場、荒野子どもの遊び場、やわら子どもの遊び場の4か所が整備されています。

○保育園や幼稚園に未就園のこどもとその保護者を対象に、同年齢や異年齢との交流の場、親同士のコミュニケーションの場として園開放を行っています。

○福祉施設での交流や手伝いをする奉仕等体験活動、恵まれた自然環境を活用した自然科学体験学習、自然に親しみみどりを育むみどりの少年団活動などが実施されています。また、市内でスポーツ少年団や総合型地域スポーツクラブが活動しています。こどもたちの豊かな人間性の育成と、健やかな成長のためには、引き続き様々な体験活動やスポーツ活動が活発に行われていくための支援が重要です。

施策の方向

児童館等

児童館等は小学校卒業後のこどもにも安心安全な居場所となるため、子育てナビや市公式LINE等を活用して利用を広めるよう努めます。

児童遊園・子どもの遊び場

児童遊園・子どもの遊び場は、地域住民の憩いの場、健全育成の場でもあることから、インクルーシブ遊具やベンチの設置、草刈、遊具点検等を引き続き行い、誰もが使いやすい安心安全な場所としての管理に努めます。

保育園の園開放

引き続き保育園の園庭開放を行い、こども同士がふれあう機会やのびのびと遊べる場所を提供し、保護者同士や保育士との会話を通した育児不安の解消に努めます。

多様な体験活動・スポーツ活動

多様な体験活動は、各学校において創意工夫を重ねながら引き続き実施・拡充していきます。また、スポーツ少年団や総合型地域スポーツクラブに対する活動支援を今後も継続的行っていきます。

■具体的な施策

23 児童館等の充実

- 児童館等は、そうふけ児童館、いんば児童館、中央駅前児童館、子どもふれあいセンターの4館を設置しています。
- 地域のこどもたちに健全な遊びの場を提供するとともに、こどもたちの健康を増進し情緒を豊かにするために、施設ごとに事業を展開しています。
- 小学生だけでなく、中学・高校生にとっても安全な居場所であるため、子育てナビや市公式LINEを有効活用しながら周知に努めていきます。

子育て支援課

24 児童遊園・子どもの遊び場の充実

- こどもたちの健康を増進し情緒を豊かにすることを目的とし、健全育成の場を提供しています。
- 市内に、児童遊園は6か所、子どもの遊び場は4か所が設置されています。草刈や遊具点検などを引き続き行い、老朽化した遊具の撤去及びインクルーシブ遊具の設置等、こどもたちが安心安全に過ごせるよう管理に努めます。

子育て支援課

25	保育園の園開放 ○保育園や幼稚園等に未就園のこどもとその保護者に対し、同年齢や異年齢のこどもとの交流と、保護者同士の交流の場の提供として園開放を行っています。 ○こども同士がふれあう機会やのびのびと遊べる場所を提供するとともに、保護者同士や保育士との会話を通して育児不安の解消に努めます。	保育課
26	多様な体験活動を通じ、豊かな人間性や生きる力を育む ○豊かな人間性や生きる力の育成に向け、異年齢・世代間の交流や自然とのふれあい体験、遊びなど、様々な体験活動の充実を図ります。 ○奉仕等体験活動や自然科学体験学習、みどりの少年団活動などの実施に努めます。 ○みどりの少年団活動は、全小中学校において、学校の実情に合わせ工夫して実施しており、今後も継続していきます。 ○里山に代表される豊かな自然環境を次世代に残すため、こどもたちが地域環境や保全活動及びカーボンニュートラルの実現への関心がもてるよう、環境講座やイベントなどを開催し、自然環境を大切にする心を育てます。 ○各公民館や各団体等が実施している、こどもを対象とした体験活動事業について、生涯学習ガイドによる情報提供に努めます。	指導課／環境保全課／生涯学習課
27	スポーツ活動の推進 ○スポーツ少年団や総合型地域スポーツクラブへの活動に対し継続的な支援に努めます。 ○小中学生を主な対象として、各種スポーツ教室を実施するとともに、スポーツイベントにおいて、様々なスポーツの体験ができるよう努めていきます。	スポーツ振興課

2 困難な状況にある子どもや家庭への支援

すべての子どもの最善の利益が実現されるためには、生まれ育つ環境や障がい・病気などの有無によらず、それぞれの状況に応じて自立、社会参加を支援することが重要です。

困難な状況にある子どもや家庭に対し、課題を早期に把握することによる早期対応や、様々な悩み・困りごとを受け止めて必要な支援につないでいく支援の連携を進めます。

現状と課題

- 家庭の抱える課題は複雑化・複合化しており、一つの福祉分野のみでは解決の難しい悩み・困りごとをワンストップで受け止める総合的な相談窓口の重要性が高まっています。
- 経済的な困窮、ヤングケアラーなど、課題を抱える家庭や子ども本人が自ら声をあげにくいケースも多く、教育・保育、地域活動など様々な場面で子どもや家庭と接する周囲の気付きは重要です。また、必要と思われる支援に適切につないでいく体制づくりも求められます。
- 外国にルーツを持つ子どもが増加し、また国籍の多様化も進んでいる中、就学年齢の子どもが就学の機会を逸することがないよう保護者への就学案内や就学状況の管理、把握や日本語が理解できず学校生活に適用できないことがないよう児童生徒に対する支援が求められます。
- 障がい、発達上の特性のある幼児や保護者に適切な支援を行うためには、健康診査、各種相談、訪問等のあらゆる機会を通じて状況を早期に把握し、親子に寄り添いながら支援していくことが重要です。

施策の方向

悩み・困りごとを受け止める体制

福祉の総合相談窓口は、どこに相談してよいかわからない方や、複雑化・複合化した課題を抱える方の悩み・困りごとを受け止め、適切な相談機関や支援機関等へつなぐ役割を担っていきます。

今後、市の重層的支援体制整備を進めていく中で、アウトリーチ等も視野に入れながら機能充実を検討していきます。

外国につながるこどもや家庭への支援

外国人のこどもや帰国したこどもについて、就学支援や適応支援、日本語指導等、個々の状況に応じた支援に努めていきます。

障がいの早期発見・早期対応

幼稚園、保育園、こども家庭センター、子ども発達センター、医療機関等が連携を図ることにより、障がいを早期に発見できるよう努めます。

必要な支援は個々の状況により異なり、適切な時期での関わりも大切になるため、支援機関同士の連携を強化し、障がいの状況に応じた適切な支援を受けられるよう努めていきます。

こどもの学習支援

生活保護世帯、児童扶養手当を受給するひとり親世帯、生活困窮世帯等のこどもに対し「こどもの学習支援事業」を実施し、学習習慣の定着を図ります。

具体的な施策

28 福祉の総合相談窓口の設置・運営

- 地域における課題が複雑化・複合化する中、育児や子育てに限らず、いくつもの悩み・困りごとを抱える家庭もあります。どこに相談してよいかわからない人、複雑な課題に悩む人が、気軽に悩みを相談できる環境づくりを目指します。
- 一つの福祉分野だけの制度では支援が届きにくい人などに対して、内容によらず困りごとを受け止め、適切な支援の提供や適切な支援へのつなぎを行う包括的な福祉総合相談窓口の設置・運営を行います。

社会福祉課

29 こども家庭センターにおける相談支援の充実

- 18歳までのこどもが健やかに成長するよう、育児や子育てに関する不安だけでなく、家庭内の問題などの相談についての相談体制を構築しています。
- 専門職を配置し、困難な状況にある家庭についても関係機関と連携を図りながら、個々の家庭の実情に応じた適切な支援を図っていきます。

子ども家庭課

30	ヤングケアラーへの支援 ○福祉、介護、医療、教育等の関係機関が連携して、支援を必要とするヤングケアラーの早期発見・把握に努め、こどもの意向に寄り添いながら、必要な支援につなげていきます。	子ども家庭課
31	子育て世帯訪問支援事業の実施 ○家事・子育て等に対して不安や負担を抱える子育て世帯、妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭に対して、家庭や養育環境を整え、虐待リスク等の高まりを未然に防ぐことを目的として、訪問支援員が訪問をします。	子ども家庭課
32	子育て短期支援事業（ショートステイ事業）の実施 ○保護者の疾病、育児疲れ、出産、看護、事故、冠婚葬祭、出張などにより、家庭での養育が一時的に困難になったこどもについて、児童養護施設や里親家庭の利用により必要な保護を行います。 ○養育困難な状況に限らず、レスパイトとしても活用できるよう、事業者の開拓など体制の拡充に努めます。	子ども家庭課
33	養育支援訪問事業の実施 ○養育支援が必要である家庭に対して、適切な養育の確保を目的として、保健師や助産師が訪問をします。 ○声をあげにくい家庭や、自ら支援を求めることができない乳幼児と積極的に関わりをもち、関係機関や各種サービスも導入しながら継続した支援を行っていきます。サポートプランを通して相互に支援の必要性を確認し、支援が途切れないようにする信頼関係づくりも行っていきます。	子ども家庭課
34	日本語指導員の配置 ○日本語のわからない児童生徒に基礎的な日本語指導や学校生活を含めた日常生活のルールを教えます。	学務課
35	外国語版母子健康手帳の発行 ○言語の差異なく母子保健に関する知識普及を図り、必要な保健サービスが受けられるようにするため、日本語がわからない家庭の妊娠届出の際に、母子健康手帳を外国語版で発行しています。（10言語対応）	子ども家庭課

36	障がいの早期発見・早期対応	
	○幼稚園、保育園、こども家庭センター、医療機関等と連携を図ることにより、障がいを早期に発見できるよう努めます。 ○健康診査、各種相談、訪問等を通じて、発達上の特性をもつ幼児が適切な支援につながるよう、親子に寄り添い支援します。	障がい福祉課／子ども家庭課
37	障がい児保育・教育の充実	
	○個別の指導計画や個別の教育支援計画の作成と活用、指導補助や支援のための非常勤職員の配置、特別支援教育コーディネーターを核とした校内支援体制の充実を行い、特別支援教育の充実に努めます。 ○特別支援連携協議会では、発達障害を含め障がいのある幼児児童生徒に対する支援体制の推進に向け、関係機関の情報交換、意見交換を行い、乳幼児期から学校卒業後までの一貫した総合支援体制の整備を図ります。	学務課／指導課
38	療育相談・指導、情報提供の充実	
	○日常生活における基本的な動作の習得、集団生活への適応など様々なニーズに応じて適切な支援ができるよう、療育体制、保育所等訪問支援の充実を図ります。 ○計画相談・モニタリング等を実施し保護者支援の充実を図っていきます。 ○就学前のこどもの成長や発達の心配について、専門の職員がアドバイスを行う専門相談（発達相談、小児神経相談、運動発達相談、言語聴覚相談、作業療法相談、巡回相談）の充実を図り適切な支援及び療育につなげていきます。 ○学童期から18歳までの一般相談に関しては、相談内容を把握し必要な情報の提供を行っています。 ○ホームページへの掲載や各関係機関にチラシを配布し、情報提供を行います。	障がい福祉課
39	障がい福祉サービスの充実	
	○全てのこどもが、健やかに成長するため、乳幼児療育部署、保育・教育部署等との連携を図り、専門的で良質かつ適切な支援を受けられるよう支援します。 ○障がいのあるこどもに対し、障がいの状況に応じた適切な支援を受けられるよう支援します。	障がい福祉課
40	子どもの学習支援事業の実施	
	○生活保護世帯、児童扶養手当を受給するひとり親世帯、生活困窮世帯等の小学校4年生から18歳までを対象に、毎週水曜日・土曜日・日曜日に「子どもの学習支援事業」を実施し、学習習慣の定着を図るとともに、社会性を育む子どもの居場所を提供します。	子育て支援課

3 こどもの権利を守る取り組み

虐待にさいなまれたり、保護者からの適正な養育・保護を受けられないような状況に置かれることなく、安心して生きていけることは、すべてのこどもが持つ権利です。

児童虐待の発生予防や、こどもとの関わりに悩みや不安をもつ保護者など、当事者への支援とともに、社会全体でこどもの権利を守る意識の醸成などの取り組みを進めます。

現状と課題

- 「印西市子ども虐待防止対策協議会」を組織し、関係機関等との連携により、児童虐待の早期発見・早期対応に努めています。
- 特に出産後間もない時期など、子育てについての不安や悩みが誰にも相談できずに積み重なってしまうことが、児童虐待につながるケースもあります。家庭児童相談やその他専門職による電話相談、家庭訪問等を実施し、子育て家庭の不安や悩みの軽減を図っています。
- 各機関での情報共有が必要となる妊産婦を支援につなげるためには、医療機関と連携することが重要となっています。
- 核家族化の進展により、こどもとの関わりにおいて支援の必要な家庭が増加していると考えられます。支援を担うスタッフの拡充が課題です。
- こどもたち自身が基本的人権についての理解を深められるよう、学校における人権教育を充実させていくことも重要です。

施策の方向

児童虐待防止

児童虐待の早期発見・早期対応について、印西市子ども虐待防止対策協議会を組織し、関係機関等との連携強化を図るとともに、実務者会議や個別支援会議を設置し、個別の事案に対する情報共有や具体的な支援内容等を検討していきます

出産直後のケア

こんにちは助産師電話、こんにちは赤ちゃん訪問を通じて、産婦や養育者の心身の状況やこどもの発育発達を把握し、必要な助言を行うとともに不安や悩み等の相談に応じていきます。

支援者の確保と技術の向上

支援の担い手の確保に努め、適切な働きがけができるよう研修会等を通じて支援者の対応技術の向上に努めていきます。

人権教育

学校での人権教育を推進するため、児童生徒を対象とした人権教育の実施や教職員を対象とした研修を行っていきます。今後、ヤングケアラー、こどもの貧困、SNS上の誹謗中傷など、現代的な課題にも対応したテーマも設定していきます。

親子関係の形成

こどもとの関わり方や子育てに悩みや不安を抱えている保護者等に対し、講義やグループワーク等を行い、親子間の適切な関係性の構築を図ります。

具体的な施策

41 児童虐待の発生予防

- 子育て家庭の不安や悩みの軽減に向け、相談体制の整備充実に努めます。
- 医療機関と連携をとり、情報共有が必要な妊産婦の支援に努めます。
- 母子保健手帳交付時や妊産婦・新生児訪問等の各種事業において、専門職により、養育者の心身の状況や養育状況等を把握し、必要な助言を行うとともに不安や悩み等の相談に応じます。
- 核家族化の進展により支援の必要な家庭が増加しているため、支援体制の強化を図り、適切な働きがけができるよう研修会等を通じて支援者の資質向上に努めます。

子ども家庭課

42 児童虐待の早期発見・早期対応

- 「印西市子ども虐待防止対策協議会」を組織し、関係機関等との連携により、児童虐待の早期発見・早期対応に努めます。また、実務者会議や個別支援会議を設置し、個別の事案に対する情報共有や具体的な支援内容等を検討します。

子ども家庭課

43 人権教育の推進

- 児童生徒を対象に思いやりの心や生命の尊さなど、豊かな人権感覚を身につけることを目的とした人権教室を実施します。
- こどもの人権を意識した教育が行われるよう、教職員を対象として、人権尊重や男女共同参画などをテーマに、知識を広げたり、実践例を紹介するなど人権教育に関する研修を行います。
- 今後、ヤングケアラー、こどもの貧困、虐待、SNS上の誹謗中傷など、こどもの権利擁護に関わる現代的な課題にも対応できるようにテーマを設定し、継続します。

市民活動推進課／指導課

44 親子関係形成支援事業の実施

- こどもとの関わり方や子育てに悩みや不安を抱えている保護者等に対し、講義やグループワーク等を通じて、こどもの心身の発達の状況等に応じた情報の提供、相談及び助言を実施するなど、親子間における適切な関係性の構築を図ります。

子ども家庭課

4 こどもの安全を守る取り組み

犯罪や事故などによってこどもの生命・尊厳・安全が脅かされることがなく、急病などの際には迅速・適切に医療が提供されることは、すべてのこどもの健やかな育ちと、安心できる地域での暮らしを実現させるために必須の環境といえます。

幼児期の教育・保育に関わる施設、学校、地域等が協力してこどもの安全を守る取り組みを進めます。

現状と課題

- 保育園等における安全への取り組みとして、市内保育園等における安全計画を策定し、各種マニュアルの整備、職員研修の充実を推進しています。また送迎用バスに対する安全装置の整備を徹底し、キッズゾーンの創設に取り組んでいます。
- 全小中学校にて交通安全教室や防犯教育を実施し、安全教育の充実に努めています。また、防犯ブザー及び自転車通学用ヘルメットの貸与、全小学校区の安全マップの作成及び関係機関への配布等により、通学時の安全確保に努めています。こどもの安全を守るためには、学校での取り組みと併せて、地域との連携も必要です。
- こどものインターネット利用が進む中、健やかな成長を阻害する情報が氾濫し、それによる犯罪被害につながらないように、こどもが安全にインターネットを利用できる環境整備が重要です。
- 救急医療体制の充実を図るため、救急医療運営事業への財政支援を実施しています。受診のタイミングや医療機関の場所など情報提供と相談体制の充実を図り、いざという時の不安を軽減することが重要です。

施策の方向

安全に配慮した保育の推進

保育における安全については、今後も、施設や保育士が保育をするうえで本当に必要とする支援を検討し、適宜に見直しを行いながら実施していきます。

学校を通じた安全安心

安全教育の充実と、通学時等の安全確保に引き続き努めるとともに、学校ホームページを活用した学校広報の充実や地域人材の活用により、こどもの安全を守るための地域との連携を進めます。

ネットリテラシー教育の充実

こどもが情報活用能力を身につけ、情報を適切に取捨選択して利用するとともに、インターネットによる情報発信を適切に行うことができるように環境整備に取り組んでいきます。

小児救急医療体制の充実

印旛市郡小児初期急病診療所については、支援を継続して実施するとともに、一層の周知を図っていきます。

具体的な施策

45 安全に配慮した保育の推進

- 地震・火災等の避難訓練、防犯教室、交通安全教室を実施し、安全教育に努めます。
- 安全計画やマニュアルの周知・見直しを行い、定期的な安全点検及び職員研修の実施、重大事故の起こりやすい園外活動時や食事中、午睡中を含めた園児の安全確保に努めます。
- 安全計画等に基づく、職員への研修等の充実に努めます。

保育課

46 キッズゾーンの設定

- 保育所等が散歩等の園外活動等の安全を確保するため、保育所等の周辺で園児等に対する注意をすべきという意識の啓発、安全対策の一層の推進、それによる保育所等の周辺の道路における自動車の運転手等に対する注意喚起を行うことを目的とした「キッズ・ゾーン」を設定し、園児等の安全安心な活動を進めます。

保育課

47 信頼される学校づくり

- 交通安全教室、防犯教育を実施し、安全教育の充実に努めます。
- 学校安全に関する計画やマニュアルの見直しと定期的な施設点検、防犯ブザー及び自転車通学用ヘルメットの貸与を行い、児童生徒・園児の安全確保に努めます。
- 全小中学校での通学路の危険箇所点検、学校・警察・関係各課合同点検、全小学校区の安全マップの作成及び関係機関への配布を行い、通学路の安全確保に努めます。
- 学校ホームページを活用した学校広報の充実、地域人材の活用などにより、学校情報公開と地域の連携に努めます。

指導課／市民活動推進課

48	こども１１０番の家の推進	
	○こどもが犯罪などの被害にあったり、あいそうになったとき、地域の家庭や事業所などに助けを求めて駆け込むことができるよう、犯罪から守り、被害を最小限に食い止めようとする運動を推進していきます。	生涯学習課
49	ネットリテラシー教育の充実	
	○社会全体的にこどものインターネット利用の低年齢化が進む中、犯罪被害につながるようなインターネットトラブルに巻き込まれないためにも、こどもが主体的にインターネットを利用できる能力習得の支援や、情報リテラシーの習得支援等に取り組んでいきます。 ○SNS等対応ネットリテラシー教育の充実を図るなど、情報化社会に対応した教育の推進に取り組んでいきます。	指導課
50	小児救急医療体制の充実	
	○救急医療運営事業への財政支援、小児救急相談事業等の周知などを実施し、こどもの命を守る小児救急医療体制の充実を図ります。	健康増進課

第 6 章

子育て当事者にやさしい社会

核家族化の進展や地域のつながりの希薄化など、家庭をめぐる環境が変化している中、保護者等の子育て当事者が、経済的な不安や孤立感を抱いたり、仕事との両立に悩んだりすることなくこどもに向き合えるようにすることは、こども・若者の健やかな成長のためにも重要です。

第6章では、地域全体でこどもを育てるという考え方に基づいた、子育て当事者への支援にかかわる取り組みをまとめます。

- 1 子育て・教育に関する経済的負担の軽減
- 2 地域子育て支援と家庭教育支援
- 3 共働き、共育での推進とひとり親家庭への支援

1 子育て・教育に関する経済的負担の軽減

家庭の環境によらず全てのこどもの権利が守られるとともに、少子化の抑制にも資する取り組みとして、幼児期から高等教育段階まで切れ目なく子育てや教育に関する経済的負担の軽減を図ることが重要です。

国の制度等も活用しながらの支援、当市独自の支援などにより、子育て家庭の経済的負担軽減を図ります。

現状と課題

○ひとり親家庭等医療費助成、児童扶養手当、ひとり親家庭自立支援教育訓練給付金事業、ひとり親家庭高等職業訓練促進給付金等事業、ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業、ファミリー・サポート・センター利用料金助成等、子育てや教育に関する経済的負担の軽減を図る支援を実施しています。

○子どもの保健対策の充実及び保護者の経済的な負担軽減を図るため子ども医療費助成事業の千葉県の助成基準に市独自の上乗せ実施、また学校給食費の無償化や第2子児童の保育料半額、第3子以降の無償化など市独自の支援も実施しています。

施策の方向

各種支援制度

各種制度を知らないことで支援を受けられないといったことなどがないよう、対象者に対する制度案内など周知を徹底していきます。

国による制度の改正等に滞りなく対応するとともに、支援対象者への丁寧な説明や、市独自の要件緩和の検討などにより、支援体制の充実に努めます。

市のみに限らず、国・県、各機関等で独自に実施している支援制度の把握に努め、これらを活用することで支援の幅を広げていきます。

■ 具体的な施策

51 経済的支援制度等の充実

- ひとり親家庭等医療費助成、児童扶養手当、ひとり親家庭自立支援教育訓練給付金事業、ひとり親家庭高等職業訓練促進給付金等事業、ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業、ファミリー・サポート・センター利用料金助成の対象者には制度の案内など支援体制の充実に努めます。
- ひとり親世帯などに対し児童扶養手当を給付することで、経済的に不安定になりやすいひとり親家庭などの生活の安定や自立の促進に寄与し、児童の福祉の増進を図っています。
- 国家資格の取得や教育訓練講座を受講することにより経済的に自立を図ろうとするひとり親世帯の親に対し、ひとり親家庭自立支援教育訓練給付金やひとり親家庭高等職業訓練促進給付金を給付し、利用者の負担軽減や利用促進を図っています。
- ひとり親家庭の学び直しを支援することで、より良い条件での就職や転職に向けた可能性を広げ、正規雇用を中心とした就業につなげていくため、高等学校卒業程度認定試験合格のための講座を受講する場合に、その費用の一部を助成しています。
- ファミリーサポートセンター利用料の助成については、対象者に丁寧な説明を行い、利用実績が増加しています。仕事と子育ての両立がしやすくなるよう、今後も支援体制を充実させていきます。

子育て支援課

52 幼児教育・保育の無償化

- 3歳児から5歳児までの幼稚園、保育所、認定こども園などを利用することもたちの利用料を無償化としています。0歳児から2歳児までは、住民税非課税世帯のこどもたちも無償化の対象としています。
- また市独自施策として、生計を同一にしていれば、きょうだいの年齢に関係なく、第2子の児童の保育料を半額、第3子以降の保育料を無償化としています。

保育課／学務課

53 医療費等の助成

- 高校生相当年齢までを対象とした子ども医療費助成事業、ひとり親家庭等医療費等助成事業などを実施しています。
- 子ども医療費助成事業について、県の助成基準に市独自で上乗せを実施したり、県が所得制限を設けているなかで、市独自に所得制限を設けず助成対象とすることで、子育て世帯の経済的負担を軽減しています。
- ひとり親家庭等医療費等助成事業については、児童扶養手当と同様の所得制限を設けているものの、ひとり親家庭の親などに対しても医療費の助成を行うことで、ひとり親家庭などの福祉を増進し経済的負担を軽減しています。

子育て支援課

54 未熟児養育医療費の公費負担

- 出生時の体重が2,000グラム以下、または身体の発育が未熟なまま生まれ、指定医療機関への入院を必要とする乳児に対し、治療にかかる医療費を公費で負担しています。
- さらに子ども医療費助成を併用することで、家庭の経済的負担を軽減しています。

子育て支援課

55	児童発達支援等の無償化	
	○就学前の障がいのあるこどもを支援するため、児童発達支援、居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援については、対象者の利用者負担を無償としています。	障がい福祉課
56	就学援助制度	
	○経済的な事情で学用品費や学校の集金などの支払いが困難な状況にある家庭に、就学援助費の支給を行います。	
	○就学援助費の受給者のうち、一定要件をみたす場合には、中学3年生の生徒が高等学校等に入学する際に、入学準備経費の一部を援助する高等学校等入学支援金の支給を行います。	学務課
57	妊婦のための支援給付金	
	○妊娠期からの切れ目ない支援を行うため、妊婦等の経済的支援として、妊娠届出後に1回目の給付金（5万円）、出産後の新生児訪問後に2回目の給付金（こどもの人数×5万円）を支給します。	子ども家庭課
58	学校給食費の無償化	
	○保護者の経済的負担を軽減し、社会全体で児童生徒の健全な成長を支え、健康の増進や体力の向上に資することを目的とし、市立小中学校での給食を提供している児童生徒の学校給食費を無償化しています。	学校給食課

2 地域子育て支援と家庭教育支援

まち全体でこどもの育ちと家庭での子育てを支えていくことは、良好な成育環境の確保と子どもたちの幸せな生活につながります。

子育てや家庭教育を支援する環境の整備、有効なサービス利用の助言、地域の力を生かして子どもや子育て当事者を支える社会づくりなどを進めます。

現状と課題

- 子育てについて不安や悩みを抱えている保護者に対して、それらの不安や悩みを解消していくため、子育てに関する相談体制や情報提供体制を充実させていくことが必要です。また、親子のふれあいを生む遊び場の提供や、より多くの利用につながるよう、周知していくことも重要です。
- 育児、幼稚園・保育園等のご案内、子育て支援サービスに関することなど、利用者支援専門員（子育てコンシェルジュ）が窓口や電話及び児童館・子育て支援センター等で相談や情報提供、助言を行っています。子育てコンシェルジュ移動相談は、令和6年度から相談場所を11か所に拡充し、LINE予約の活用によりいつでも予約できるようになっています。
- 育児の援助を行いたい人（提供会員）と援助を希望する人（利用会員）による、育児に関する相互援助活動を行うファミリー・サポート・センター事業を実施しています。コロナ禍でも活動を休止せず援助することができました。利用会員が増えており、提供会員の増員が課題となっています。
- 多胎児や医療的支援が必要など、育児上特別な事情を抱える人たちが当事者同士で情報共有することなどが求められています。
- こどもを安心して育てていけるよう、子育て家庭が身近な地域で支援を受けられる体制づくり、地域コミュニティにおけるサポートの仕組みづくりが必要です。

施策の方向

家庭教育・保育への支援

子育て支援センターにおいて子育てに関する悩み相談や親子のふれあいの場を提供していきます。子育てナビ、市公式LINEを有効利用し、周知と利用の増加を図ります。

家事、育児等の支援が必要な家庭にホームヘルパーを派遣する子育てヘルプサービス事業を引き続き実施します。

サービス利用の情報提供・助言

利用者支援専門員（子育てコンシェルジュ）による、子育て支援サービス利用の案内やアドバイスを引き続き充実させていきます。

当事者グループの支援

こども家庭センターにおいて、育児上特別な事情を抱える人たちを当事者グループにつなげ、当事者グループがピア・サポートの役割を担えるよう支援していきます。

地域・学校での支援体制づくり

学校と地域住民・保護者が力を合わせて学校の運営に取り組むコミュニティースクールを設置していきます。

ファミリー・サポート・センターの充実

地域の力を生かした子育て支援につながるファミリー・サポート・センターについて、引き続き事業の周知と、提供会員・利用会員の増加に努めます。

具体的な施策

59 家庭教育への支援の充実

○公立幼稚園・小中学校での家庭教育学級の開設、家庭教育指導員の配置など、引き続き家庭教育への支援を実施します。

○参加者を増やす方策を検討していきます。

生涯学習課

60	子育てヘルプサービス事業の実施 ○在宅している妊産婦や一時的に家事、育児等の支援が必要な家庭に対し、ホームヘルパーを派遣することで保護者と児童等（小学生まで）の生活の安定を図り、ゆとりある子育てを支援します。 ○育児に関すること（授乳、沐浴、おむつ交換等）、妊産婦の身体介助、家事に関すること（食事の準備、後片付け、買い物、洗濯、居室の掃除など）の支援が行われています。 ○子育てへの支援を得にくい利用者がサービスを利用することで、保護者の孤立化を防ぎ、こどもの安全確保にもつながるものであるため、申請から支払いまでを電子上で可能とするLINEシステムの導入など、利便性の向上及び業務の効率化を図っていきます。	子ども家庭課
61	子育て支援センター（地域子育て支援拠点事業）の充実 ○子育て支援センターではこどもの遊び場を通して親子の交流を図るとともに、発育や健康、子育てに関する悩みや疑問についての相談や親子のふれあいを提供しています。 ○子育てに関する情報の提供や講習等の実施、親子のふれあい事業等も行っています。 ○子育てに関する情報や保育園で行っている子育て支援について掲載した「にこにこだより」を発行し、地域の保護者等に対する子育て支援のための育児相談・電話相談を行っています。 ○子育てナビ、市公式LINEを有効利用し、周知と利用の増加を図ります。	子育て支援課／保育課
62	利用者支援事業の実施 ○育児に関すること、幼稚園・保育園等のご案内に関すること、子育て支援サービスに関することなどについて利用者支援専門員（子育てコンシェルジュ）が窓口や電話及び児童館・子育て支援センター等で相談、情報提供、助言を行います。 ○子育てコンシェルジュ移動相談は、令和5年3月からLINE予約を活用し、いつでも予約ができるようになりました。令和6年度からは相談場所が11か所になっています。今後も継続して、サービスの提供に努めます。	子ども家庭課／子育て支援課
63	当事者グループによるピア・サポートの支援 ○多胎妊婦・育児や口唇口蓋裂・ダウン症等の当事者グループへの新たな仲間を紹介し、ピア・サポートが充実するように支援します。 ○活動がしやすい環境整備をします。	子ども家庭課

64	地域の「教育力」の向上	
	○中学校区ごとに学校や地域で活躍する団体が協力し、コミュニティづくりと生活環境の整備を図る「地域ぐるみさわやかコミュニティ推進事業」を実施します。 ○学校運営に地域の声を積極的に生かし、地域と一体となって特色ある学校づくりを推進するため市内全小中学校区でコミュニティ・スクールの導入を目指します。	生涯学習課
65	「食育」の推進	
	○離乳食教室、親子食育教室、就学時健診健康教室、依頼教育、出前講座などを引き続き実施します。 ○参加者が知りたい情報を最もよい形で提供できるよう、相談や教室の在り方を検討していきます。 ○YouTube 動画等のコンテンツが充実してきており、忙しくて教室等に参加できない人などのためにも、これらのコンテンツのさらなる活用を図ります。	子ども家庭課／健康増進課
66	祖父母講座の開催	
	○子育て環境の多様化により祖父母の役割も重要になり、地域全体で子育てを支える温かい環境づくりの一助となるよう、祖父母講座を開催します。 ○赤ちゃんのお世話の仕方や子育ての今と昔の違い、祖父母のサポートの仕方などがわかるよう「祖父母手帳」を発行します。	子育て支援課
67	ファミリー・サポート・センター事業の実施	
	○乳幼児から小学生の保護者等を会員とした組織（育児の援助を行いたい人と育児の援助を希望する人）による、相互援助活動の支援を行います。 ○保育施設等の開始時間前、終了時間後の一時預かり、保育施設等と援助活動を行う場所までの児童の送迎、保育施設等の休日などの事由がある場合の臨時の預かり、冠婚葬祭やきょうだいの学校行事の際の一時預かりなどの支援が行われています。 ○多様な働き方がある中での仕事と育児等を両立できる環境の整備や、地域の力を生かした子育て支援につながるものであるため、引き続き事業の周知と、提供会員・利用会員の増加に努めます。	子育て支援課

3 共働き、共育ての推進とひとり親家庭への支援

女性が活躍できる社会づくりを国が進める中、男女が協力して子育てできる環境に向けた情報提供や男性への支援は重要です。

また、ひとり親家庭では、仕事と子育てを一手に担わざるを得ない保護者が就労や経済面で不利な状況に置かれることも多く、こどもとともに地域で孤立化する状況も少なくないことから、こどもや保護者に寄り添った適切できめの細かい支援が求められます。

現状と課題

○令和6年実施の就学前児童保護者調査では、子育てや教育を主に行っているのは「父母ともに」が73.0%、「主に母親」が25.9%となっており、父親の就労状況は「フルタイム」が95.2%となっています。就労中の父親が積極的に育児参加できるようにするためには、仕事と子育ての両立に向けて基礎的な知識や技術を得られるような支援が重要です。

○ひとり親家庭の母又は父に対し、個々のケースに応じた自立支援プログラムを策定し、プログラムに沿った支援状況をフォローするとともに、自立した後もアフターケアを実施し、自立した状況を継続できるよう支援を行っています。また、母子・父子自立支援相談を実施しており、相談件数は増加傾向にあります。

施策の方向

男女協力しての子育てへの支援

父親が子育てを主体的に行えるよう、仕事と子育ての両立に向けた実技型の父親育児セミナーを実施していきます。また、母子健康手帳の交付時に、子育てに関する基礎知識を掲載した「父親子育て手帳」を配付します。

ひとり親家庭への支援

ひとり親家庭に対し、自立に必要な助言や支援を行うための相談体制を整備・充実します。

離別によるひとり親家庭の保護者に、養育費の確保について必要な知識の普及など支援を充実します。

特別な支援が必要と考えられるこどもや家庭については、関連各機関・部署と情報を共有し、支援の連携に努めます。

具体的な施策

68 父親育児支援事業の推進

○仕事と子育ての両立に向けて、父と子を対象とした実技型の育児セミナー「父親育児セミナー」を実施します。

○母子健康手帳の配布時に、父親が子育てに参加するための基礎知識を掲載した「父親子育て手帳」を配付します。

子育て支援課

69 産後パパ育休（出生時育児休業）等の周知啓蒙

○令和4年10月の「産後パパ育休（出生時育児休業）」の創設により、従来の育児休業とは別に、子の出生後8週間以内に4週間まで休暇を取得することができるようになりました。

○男性の家事・子育てへの参画を促すよう、育児休業や男女共同参画に関する情報をさまざまな機会を通じて周知していきます。

市民活動推進課

70 ひとり親相談体制の充実

○ひとり親の自立に必要な助言や支援を行うための相談体制を整備・充実します。

○養育費確保について必要な知識の普及等、支援を充実します。

○特別な支援を要する方については、関係部門と情報を共有し、支援に努めます。

子育て支援課

71 ひとり親家庭自立支援教育訓練給付金

○ひとり親家庭の父または母が就職や転職に役立つ職業技能を身につけるために、指定講座（パソコン・医療事務・介護講座など）を受講した場合、その費用の一部を助成します。

○所得に関係なく、母子・父子自立支援プログラムなどの自立に向けた計画の策定を受けている方を対象とすることで、広くひとり親家庭の父または母の主体的な能力開発の取り組みを支援し、自立の促進を図ります。

子育て支援課

72	ひとり親家庭高等職業訓練促進給付金	○ひとり親家庭の父または母が看護師・介護福祉士・保育士・理学療法士・作業療法士などの資格を取得するため、養成機関で6か月以上の修業をする場合などに、生活の負担を軽減し、ひとり親家庭の自立を促進するための給付を行います。 ○児童扶養手当の所得制限水準を超過した場合であっても、1年に限り引き続き対象者として、より一層の利用者の負担軽減や利用促進につなげていきます。	子育て支援課
73	ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援	○ひとり親家庭の学び直しを支援することで、より良い条件での就職や転職に向けた可能性を広げ、正規雇用を中心とした就業につなげていくため、高等学校を卒業していない（中退を含む。）ひとり親家庭の親及び児童が高等学校卒業程度認定試験合格のための対策講座を受講した場合、その費用の一部を助成します。 ○所得に関係なく、母子・父子自立支援プログラムなどの自立に向けた計画の策定を受けている方を対象とすることで、広くひとり親家庭の負担を軽減し、自立の促進を図ります。	子育て支援課
74	ひとり親家庭等医療費等助成	○ひとり親家庭の親子等に対し医療費等の一部を助成することで、ひとり親家庭などの福祉を増進し経済的負担を軽減しています。 ○こどもに一定以上の障がいがある場合は、20歳の誕生日の前日まで親子ともに助成期間を延長し、一層の負担軽減に努めています。	子育て支援課
75	ひとり親家庭等ファミリーサポートセンター利用助成	○ひとり親家庭の親または父母がいない児童を養育している方に対し、就労の支援及び育児の負担の軽減を図ります。 ○援助活動を利用した場合に、その利用料の一部について助成し、支援に努めます。	子育て支援課

第7章

子ども・子育て環境の整備

-第3期印西市子ども・子育て支援事業計画-

第7章では、子ども・子育て支援法に基づく法定計画「第3期印西市子ども・子育て支援事業計画」として実行する、幼児期の教育・保育の提供や地域子ども・子育て支援事業による取り組み等を示します。

- 1 教育・保育の提供区域
- 2 教育・保育の基本事項
- 3 教育・保育の量の見込みと確保方策
- 4 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと提供体制
- 5 その他の基本的な取り組み

1 教育・保育の提供区域

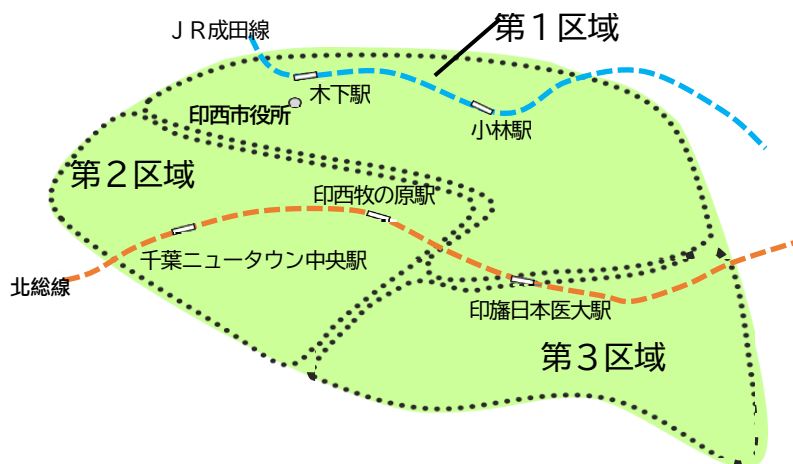
子ども・子育て支援法に基づく基本指針では、事業等を実施していくうえで計画的に提供体制を確保するために、「地域の実情に応じて、保護者や子どもが居宅から容易に移動することが可能な区域」を設定すること、また、「教育・保育事業と地域子ども・子育て支援事業で利用の実態が異なる場合には、実態に応じて」区域を設定することなどが必須事項とされています。

提供区域は、市民のサービス利用可能区域を決めるものではありません。利用者の施設・事業選択は計画における提供区域の数により影響を受けることはなく、本市においても、地域のニーズに応じたサービスを計画的に提供するための基礎的な範囲として設定します。

本市では、特に千葉ニュータウン中央駅・印西牧の原駅周辺において開発が進められてきたことから、第1期及び第2期計画において幼児期の教育・保育の提供区域として3区域の設定を行いました。

今後も区域により人口増加が見込まれる中、その影響を勘案しながら施設整備等を検討し対応する必要があるため、本計画においても幼児期の教育・保育の提供区域についてはこれまでの設定を踏襲し、以下の3つの区域とします。

第1区域	木下駅・小林駅を中心とした区域 (印西中学校区、小林中学校区、本埜中学校区)
第2区域	千葉ニュータウン中央駅・印西牧の原駅を中心とした区域 (船穂中学校区、木刈中学校区、原山中学校区、西の原中学校区、滝野中学校区)
第3区域	印旛日本医大駅を中心とした区域 (印旛中学校区)



2 教育・保育の基本事項

(1) 認定区分と提供施設

子ども・子育て支援新制度では、保護者の就労状況等により教育・保育を利用することについて3つの認定区分があり、市町村が認定を行います。

認定に基づく施設・サービスの利用に対し、子ども・子育て支援給付が行われます。

認定区分		提供施設
1号	3～5歳、幼児期の教育のみ	幼稚園、認定こども園
2号	3～5歳、保育の必要性あり	保育園、認定こども園
3号	0～2歳、保育の必要性あり	保育園、認定こども園、地域型保育事業

(2) 地域子ども・子育て支援事業

「市町村子ども・子育て支援事業計画」に従い、地域子ども・子育て支援事業を実施する市町村に対し、事業の実施に必要な費用が交付されます。

対象事業

○利用者支援事業 ○延長保育事業 ○実費徴収に係る補足給付を行う事業 ○多様な事業者の参入促進・能力活用事業 ○放課後児童健全育成事業 ○子育て短期支援事業 ○乳児家庭全戸訪問事業 ○養育支援訪問事業 ○子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業 ○子育て世帯訪問支援事業 ○児童育成支援拠点事業 ○親子関係形成支援事業	○地域子育て支援拠点事業 ○一時預かり事業 ○子育て援助活動支援事業 (ファミリー・サポート・センター事業) ○病児・病後児保育事業 ○産後ケア事業 ○乳児等通園支援事業
--	--

3 教育・保育の量の見込みと確保方策

就学前の児童に関して、計画期間の各年度における「教育・保育の量の見込み」及びそれに対応する「教育・保育施設及び地域型保育事業による確保の内容及び実施時期（確保方策）」は次のとおりとなります。

■教育・保育の量の見込み（全体）

項 目	1号 (人)	2号 (人)	3号 (人)			
			0歳	1歳	2歳	計
令和7年度	1,816	2,062	188	632	719	1,539
令和8年度	1,800	2,043	187	632	737	1,556
令和9年度	1,819	2,064	186	630	737	1,553
令和10年度	1,828	2,074	186	625	735	1,546
令和11年度	1,843	2,091	186	625	729	1,540

■教育・保育の「量の見込み」と「確保方策」

項 目		1号 (人)	2号 (人)	3号 (人)					
				0歳	1歳	2歳			
令和7年度	量の見込み	1,816	2,062	1,539					
				188	632	719			
				第1区域		239	24	85	76
				第2区域		1,741	162	530	621
				第3区域		82	2	17	22
	確保方策	特定教育・保育施設	783	2,170	330	529	612		
		第1区域		455	53	105	129		
		第2区域		1,610	265	405	459		
		第3区域		105	12	19	24		
		確認を受けない幼稚園	1,095	0	0	0	0		
		特定地域型保育事業	0	0	15	40	40		
		第1区域		0	0	0	0		
		第2区域		0	15	40	40		
		第3区域		0	0	0	0		
		計	1,878	2,170	345	569	652		
					1,566				

項 目		1号 (人)	2号 (人)	3号 (人)		
				0歳	1歳	2歳
令和8年度	量の見込み	1,800	2,043	1,556		
				187	632	737
				24	85	78
				161	530	637
	第3区域	81	2	17	22	
	特定教育・保育施設	783	2,170	333	546	629
	確認を受けない幼稚園	1,095	0	0	0	0
	特定地域型保育事業	0	0	15	40	40
	計	1,878	2,170	348	586	669

項 目		1号 (人)	2号 (人)	3号 (人)		
				0歳	1歳	2歳
令和9年度	量の見込み	1,819	2,064	1,553		
				186	630	737
				24	85	78
				160	528	637
	第3区域	82	2	17	22	
	特定教育・保育施設	783	2,170	333	546	629
	確認を受けない幼稚園	1,095	0	0	0	0
	特定地域型保育事業	0	0	15	40	40
	計	1,878	2,170	348	586	669

項 目		1号 (人)	2号 (人)	3号 (人)		
				0歳	1歳	2歳
令和10年度	量の見込み	1,828	2,074	1,546		
				186	625	735
				24	84	78
				160	524	635
				2	17	22
	確保方策	783	2,170	333	546	629
				53	105	129
				268	422	476
				12	19	24
				0	0	0
		0	0	15	40	40
				0	0	0
				15	40	40
				0	0	0
		1,878	2,170	348	586	669
				1,603		

項 目		1号 (人)	2号 (人)	3号 (人)		
				0歳	1歳	2歳
令和11年度	量の見込み	1,843	2,091	1,540		
				186	625	729
				24	84	77
				160	524	630
				2	17	22
	確保方策	783	2,170	333	546	629
				53	105	129
				268	422	476
				12	19	24
				0	0	0
		0	0	15	40	40
				0	0	0
				15	40	40
				0	0	0
		1,878	2,170	348	586	669
				1,603		

確保方策の考え方

- 幼稚園等(1号認定)は、認定こども園を含め、既存施設により概ね対応できると見込んでいます。
- 前計画期間中、2号認定の利用割合は第1・第2区域は上昇、第3区域は下降の傾向にありました。3号認定は各区域とも直近の令和6年度が過去最大の利用割合となりました。利用増加の傾向から、直近最大の利用割合を勘案して見込んでいます。
- 保育園等(2号・3号認定)における量の見込みに対する確保方策は、各年度の定員予定としており、現段階では量の見込みに対応できると見込んでいます。
- 住宅開発や大型集合住宅の建設等により、待機児童の発生等が見込まれ施設整備が必要となる場合は、必要最低限の整備、定員の変更、送迎保育ステーション等により対応します。

4 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと提供体制

(1) 利用者支援事業

事業の概要（基本型・こども家庭センター型）

○教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供、必要に応じた相談・助言、関係機関との連絡調整等を行い、様々な子育て支援サービスの利用にあたってサポートをする事業です。

○こども家庭センターは、妊産婦及び乳幼児の健康の保持及び増進に関する包括的な支援や虐待への予防的な対応から個々の家庭に応じた支援まで、切れ目なく対応する事業です。

「量の見込み」と「確保方策」

基本型

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	12	12	12	12	12
確保の方策 (子育て支援課)	1	1	1	1	1
確保の方策 (移動相談)	11	11	11	11	11

(単位：か所)

こども家庭センター型

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	1	1	1	1	1
確保方策	1	1	1	1	1

(単位：か所)

確保方策の考え方

○「基本型」として、引き続き子育て支援課の窓口1か所と「移動相談」11か所で実施していきます。移動相談は予約のLINE受け付けなど利用しやすさを維持します。

○「こども家庭センター型」は、従来の子育て世代包括支援センター及び市区町村子ども家庭総合支援拠点を統合するかたちで実施します。

事業の概要（地域子育て相談機関）

○地域子育て相談機関は、子育て親子が気軽に立ち寄り、子育てに関する疑問や悩みを相談することができる場として、令和4年児童福祉法改正により整備に努めることとされた事業です。

確保方策の考え方

○「基本型」の活用、実施場所の確保などについて検討し、できるだけ早い段階で設置できるよう努めます。

事業の概要（妊婦等包括相談支援事業）

○妊婦等包括相談支援事業は、改正子ども・子育て支援法により創設された事業です。全ての妊婦・子育て世帯が安心して出産・子育てができるように、妊娠期から出産・子育てまで、切れ目なく、保健師・助産師等が相談に応じ、様々なニーズに即した必要な支援につなぐ伴走型相談支援を行う事業です。

「量の見込み」と「確保方策」

妊婦等包括相談支援事業

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	2,751	2,739	2,721	2,715	2,706
確保方策	2,751	2,739	2,721	2,715	2,706

（単位：回／年）

確保方策の考え方

○各年度の0歳児人口推計に相談回数3回（妊娠届出時、こんにちは助産師電話時、こんにちは赤ちゃん訪問時）を乗じることにより見込みました。
○全ての妊婦等に助産師や保健師による面談を実施します。

(2) 延長保育事業

事業の概要

○保育園、認定こども園等において、保育認定を受けたこどもについて、通常利用時間（保育認定時間）を超えて保育を実施する事業です。

「量の見込み」と「確保方策」

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	3,110	3,110	3,110	3,110	3,120
確保方策	3,110	3,110	3,110	3,110	3,120

(単位：人／年延)

確保方策の考え方

○令和5年度の利用割合を参考に、推計人口をもとに見込みました。

○今後引き続き、保育士の確保等による受け入れ体制の整備により、量の見込み分を確保します。

(3) 放課後児童健全育成事業（学童クラブ・放課後子ども教室）

学童クラブ

事業の概要

○保護者が就労等により昼間家庭にいない小学生児童を対象に、授業の終了後に施設を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、健全な育成を図る事業です。

「量の見込み」と「確保方策」

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	1年生	624	612	592	602	596
	2年生	521	529	518	501	509
	3年生	409	426	432	423	409
	4年生	264	286	298	302	296
	5年生	136	134	145	151	153
	6年生	50	55	54	59	61
	合 計	2,004	2,042	2,039	2,038	2,024
確保方策		2,100	2,150	2,150	2,195	2,195
（実施か所数）		38	38	38	38	38

（単位：実人／年）

確保方策の考え方

○過去の利用実績から見込みを算定しましたが、地区により増加が見込まれるため、当該地区では増設等により量の見込み分を確保するよう努めます。

○地区ごとの需要が異なることから、今後も放課後子ども教室との連携を図るなど、総合的な放課後児童対策を検討します。

放課後子ども教室

事業の概要

○全てのこどもを対象として、放課後や週末等に小学校の余裕教室等を活用し、安全・安心なこどもの活動拠点(居場所)を設け、地域の方々の参画を得て、こどもたちに勉強やスポーツ・文化芸術活動、地域住民との交流活動等の機会を提供することにより、こどもたちが地域社会の中で、心豊かで健やかに育まれる環境づくりを行います。

「量の見込み」と「確保方策」

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	利用人数	80	85	85	85	85
	か所	3	3	3	3	3
確保方策	利用人数	80	85	85	85	85
	か所	3	3	3	3	3

(単位：実人／年)

確保方策の考え方

○近年の実情を反映した実績として、令和5年度の利用割合をもとに見込みました。

○今後も地域のニーズを把握しながら、利用人数・か所数の拡大に努めます。

(4) 子育て短期支援事業

事業の概要

- 保護者の疾病等の理由により、家庭での養育を受けることが一時的に困難となった児童について、児童養護施設等の利用により、必要な保護を行う事業です。
- 児童福祉法等の一部を改正する法律(令和4年)により、親子入所等支援や入所希望児童支援(保護者の育児放棄や過干渉等により自ら一時的な利用を希望する児童等)、レスパイト・ケアなどに事業の活用が拡充されています。

「量の見込み」と「確保方策」

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	12	12	12	12	12
確保方策	12	12	12	12	12

(単位：人／年延)

確保方策の考え方

- 令和5年度の利用状況を参考に見込みました。算出された予測数に対して、事業委託先の対応可能な範囲を想定した上乘せを行っています。
- 必要とする家庭が利用しやすい環境づくりを進め、量の見込み分を確保します。

(5) 乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん訪問）

事業の概要

○生後4か月までの乳児のいる全ての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や乳児とその保護者の心身の状況及び養育環境等の把握を行うほか、養育についての相談に応じ、助言その他の援助を行う事業です。

「量の見込み」と「確保方策」

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	917	913	907	905	902
確保方策	917	913	907	905	902

（単位：人／年延）

確保方策の考え方

- 各年度の0歳児人口推計により見込みました。
- 生後4か月までの乳児のいる全ての家庭を全戸訪問し、量の見込み分を確保します。
- 今後も900人前後の出生が見込まれることから、引き続き委託助産師の確保に努め、事業を実施していきます。
- 妊娠中から出産前後の支援が必要な対象者について、早期に保健師等が関わることできるよう、医療機関と連携を図ります。
- 継続的な支援が必要な家庭については、関係機関との連携などにより、育児の支援・見守りを行います。

(6) 養育支援訪問事業

事業の概要

○育児ストレスや産後うつ等の問題によって、子育てに対する不安を抱える家庭や、様々な原因により養育支援が必要となる家庭に対して、養育に関する指導、助言等を行います。

「量の見込み」と「確保方策」

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	34	35	35	36	36
確保方策	34	35	35	36	36

(単位：人／年)

確保方策の考え方

○妊娠期から子育て期にかけての継続的な支援を必要とする家庭等に対する相談・支援数として、令和5・6年度の実績値を参考に、今後の増加率を加味して見込みました。
○家庭児童相談や乳児家庭全戸訪問事業等により児童の養育について積極的に支援することが必要と判断される家庭に対し、養育に関する指導、助言等を行い、支援体制を整備していきます

(7) 子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業

事業の概要

○子どもを守る地域ネットワーク(印西市子ども虐待防止対策協議会)を構成する関係機関の連携強化を図る事業です。

確保方策の考え方

○印西市子ども虐待防止対策協議会において、関係機関の連携を図りながら、児童虐待の発生予防、早期発見・早期対応のできる環境づくりを進めます。

(8) 子育て世帯訪問支援事業

事業の概要

○訪問支援員が、家事・子育て等に対して不安や負担を抱えた子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭の居宅を訪問し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家事・子育て等の支援を実施することにより、家庭や養育環境を整え、虐待リスク等を未然に防ぐ事業です。

「量の見込み」と「確保方策」

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	311	317	323	328	332
確保方策	311	317	323	328	332

(単位：人／年延)

確保方策の考え方

○国の示した算出例を参考に、家事支援などの利用日数などから見込みました。
○支援が必要な家庭の居宅を訪問支援員が訪問し、支援を実施します。

(9) 児童育成支援拠点事業

事業の概要

○養育環境等に課題を抱える、家庭や学校に居場所のない児童等に対して、当該児童の居場所となる場を開設し、生活習慣の形成や学習のサポート、進路等の相談支援、食事の提供等を行うとともに、関係機関へ支援をつなぐ等の支援を包括的に提供することで、虐待防止など、こどもの最善の利益の保障と健全な育成を図る事業です。

確保方策の考え方

○児童相談所など関係機関と連携、学習支援事業の活用などで対応しながら、今後の状況を踏まえ、引き続き必要に応じて実施していきます。

(10) 親子関係形成支援事業

事業の概要

○児童との関わり方や子育てに悩みや不安を抱えている保護者及びその児童に対し、講義やグループワーク、ロールプレイ等を通じて、児童の心身の発達の状況等に応じた情報の提供、相談及び助言を実施するとともに、同じ悩みや不安を抱える保護者同士が相互に悩みや不安を相談・共有し、情報の交換ができる場を設ける等その他の必要な支援を行うことにより、親子間における適切な関係性の構築を図る事業です。

「量の見込み」と「確保方策」

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	28	28	29	29	30
確保方策	28	28	29	29	30

(単位：人／年)

確保方策の考え方

○国の示した算出例を参考に、育児やしつけなどの相談件数などから見込みました。
○児童との関わり方や子育てに悩みや不安を抱えている保護者等に対し講義やグループワーク、ロールプレイ等を行い、親子間における適切な関係性の構築を図ります。

(11) 地域子育て支援拠点事業

事業の概要

○公共施設や保育園等に乳幼児及びその保護者が相互の交流を行うことができる場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業です。

「量の見込み」と「確保方策」

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	60,976	61,283	61,321	61,321	61,321
確保方策	60,976	61,283	61,321	61,321	61,321

(単位：利用回数／年延)

確保方策の考え方

○令和5年度の利用割合を参考に、推計人口をもとに見込みました。
○令和6年4月現在では23か所で事業を実施しています。利用促進に向けた情報発信、それぞれの施設で特色をいかした利用しやすい環境づくりに努めながら利用者拡大を図るよう事業展開し、量の見込み分を確保します。

(12) 一時預かり事業

幼稚園型

事業の概要

○幼稚園在園児を対象として、通常の教育時間を超えて園児を預かる事業です

「量の見込み」と「確保方策」

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	31,110	31,110	31,110	31,110	31,400
確保方策	31,110	31,110	31,110	31,110	31,400

(単位：人／年延)

確保方策の考え方

○令和5年度の利用割合を参考に、推計人口をもとに見込みました。

○今後も引き続き量の見込み分を確保し、事業を実施していきます。

保育園等

事業の概要

○家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主として昼間において、保育園、認定こども園などにおいて一時的に預かり、必要な保育を行う事業です。

「量の見込み」と「確保方策」

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	2,930	2,940	2,940	2,950	2,950
確保方策	2,930	2,940	2,940	2,950	2,950

(単位：人／年延)

確保方策の考え方

○令和5年度の利用割合を参考に、推計人口をもとに見込みました。

○保育士の確保等による受け入れ体制を整備するなどし、今後も引き続き量の見込み分を確保します。

(13) 病児・病後児保育事業

事業の概要

○病院等に付設された専用スペース等において、病児・病後児に対して、看護師や保育士が一時的に保育を行う事業です。

「量の見込み」と「確保方策」

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	900	900	900	900	900
確保方策	900	900	900	900	900

(単位：人／年延)

確保方策の考え方

○病児・病後児保育事業の定員が増となった令和5年度の利用割合と推計人口を参考に見込みました。

○ニーズ調査(就学前保護者)では、こどもが病気やケガで教育・保育施設を利用できなかった時、母親ないし父親が休んで対応したとの回答が多くなっています。引き続き利用のしやすさ、地域ニーズを考慮した事業を実施していきます。

(14) 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）

事業の概要

○育児の援助を行いたい人(提供会員)と援助を希望する人(利用会員)からなる会員組織による育児に関する相互援助活動を行う事業です。

「量の見込み」と「確保方策」

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	2,786	2,830	2,853	2,879	2,885
確保方策	2,786	2,830	2,853	2,879	2,885

(単位：利用時間／年延)

確保方策の考え方

○過去の利用状況を参考に、今後も同様に需要が発生すると想定して見込みました。

○引き続き提供会員や両方会員の増員を図り、需要に応えます。

(15) 妊婦健康診査事業

事業の概要

○妊婦と胎児の健康状態を定期的に確認するとともに、妊娠・出産・育児に関する相談を行い、母親が妊娠期間中を心身ともに健康に過ごし、無事に出産を迎えられるよう、実施する事業です。

「量の見込み」と「確保方策」

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	917	913	907	905	902
確保方策	917	913	907	905	902

(単位：人／年)

確保方策の考え方

- 出生・0歳の推計人口を基に見込みました。
- 受診率は100%のため、見込み分の全数を確保方策としています。
- 事業実施については、県医師会及び委託医療機関の協力を得て、引き続き実施していきます。
- 安心して妊娠期を過ごし、出産を迎えられるよう、妊婦健康診査の適切な受診について啓発を行います。

(16) 産後ケア事業

事業の概要

- 産後の母子に対し、助産師等の専門職が心身のケア、授乳や相談等の育児支援を行う事業です。「宿泊(ショートステイ)型」「通所(デイケア)型」「訪問型」を実施しています。
- これまでも実施してきましたが、令和7年度から子ども・子育て支援交付金による地域支援事業に位置付けられます。

「量の見込み」と「確保方策」

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	42	42	42	42	42
確保方策	42	42	42	42	42

(単位：人／年)

確保方策の考え方

- 令和6年度の実績を基本に、これまでの利用者の増加傾向を勘案して見込みました。
- 引き続き産後も安心して子育てができる支援体制の確保に努めていきます。

(17) 実費徴収に係る補足給付を行う事業

事業の概要

○保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用または行事への参加に要する費用、新制度未移行幼稚園における副食材料費の一部等を助成する事業です。

確保方策の考え方

○令和元年度から実施しており、引き続き同体制で実施していきます。

(18) 多様な事業者の参入促進・能力活用事業

事業の概要

○新規参入施設等への巡回支援

待機児童対策として、新規保育施設の整備が進められる中、すべての特定教育・保育施設や特定地域型保育事業が、保育の質を保ち、安定的・継続的に事業を運営できるよう、保育施設の巡回による支援や助言、研修等を行う事業です。

○認定こども園特別支援教育・保育経費

健康面や発達面において特別な支援が必要なこどもを受け入れる私立認定こども園の設置者に対して職員の加配に必要な費用の一部を補助するための事業です。

確保方策の考え方

○今後、市内の状況に必要性が生じる場合には実施について検討することとします。

(19) 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）

乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）は、令和7年度のみ「地域子ども・子育て支援事業」に位置付けられ、令和8年度以降は「乳児等のための支援給付」が新たに創設され、これに位置付けられることとなります。

事業の概要

○全てのこどもの育ちを応援し、こどもの良質な成育環境を整備するとともに、全ての子育て家庭に対して、多様な働き方やライフスタイルにかかわらない形での支援を強化するため、月一定時間までの利用可能枠の中で、就労要件を問わず時間単位等で柔軟に利用できる事業。

○0歳6か月から満3歳未満の保育所等に通っていないこどもを対象とします。

「量の見込み」と「確保方策」

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み		14	14	61	61
確保方策		14	14	61	61

（単位：人日／年延）

確保方策の考え方

○対象年齢の推計人口から各年度の保育所利用想定等の見込み数を差し引いて対象者数を割り出し、国の示す算定方法に準じて見込みました。（令和8・9年度は経過措置考慮）

○市内の幼稚園、保育園等での実施に向けて、事業者と協議を進め、令和8年度の開始を目指します。

5 その他の基本的な取り組み

(1) 教育・保育の一体的提供及び推進体制の確保

1世帯当たり人員の減少や保護者の就労形態の変化など、こどもを取り巻く環境は変わってきています。就学前のこども(0-5歳)の人口は、令和5年から6年にかけて減少したものの、将来人口推計では7千人前後の水準が今後も継続する見込みです。

幼児期の教育・保育に対するニーズは多様化しており、幼稚園、保育園、認定こども園などにおける一時的な預かりや延長保育など、多様なニーズに対応できる体制の確保が求められるため、引き続き、幼稚園、保育園、認定こども園による教育・保育の提供体制について、総合的な充実を図るとともに、公立の保育園・幼稚園については、民間の保育所等と併せ、保育・教育ニーズの需給バランスや求められる役割を踏まえ、今後のあり方を検討します。

幼児期の教育・保育は、生涯の人格形成の基礎を培うために極めて重要であり、各施設がこれまで培ってきた知識・技能をいかしながら、こども一人ひとりの育ちを支援する質の高い教育・保育を一体的に提供していきます。

また、幼稚園、保育園、認定こども園においては、幼稚園教育要領、保育所保育指針等についての理解を深めるとともに、幼稚園、保育園、認定こども園等と小中学校との連携を充実するための会議を続け、諸行事を通じての交流や情報交換会の開催などを行っていきます。

引き続き、民間保育園の費用負担の軽減を図り、運営費補助金を交付し、保育の充実のための支援を行い、保育人材の定着及び離職防止を目指すため、保育士の処遇改善補助金の充実を図り、保育士の確保に努めます。また、私立幼稚園とも更なる連携強化に努めてまいります。

(2) 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保

令和元年10月から開始された幼児教育・保育の無償化の実施にあたり、主に従来型の幼稚園や認可外保育施設等の利用料を対象とした「子育てのための施設等利用給付」が創設されました。

本市における子育てのための施設等利用給付の実施にあたっては、保護者の経済的負担の軽減や利便性等を考慮しながら、公正かつ適正な支給の確保に取り組めます。

第 8 章

計画の推進

第8章では、本計画を確実に推進するための体制と、計画の進行管理の方法などについてまとめます。

- 1 計画の推進体制及び進行管理
- 2 本計画の指標

1 計画の推進体制及び進行管理

1 計画の推進体制

本計画の対象は、印西市において、すべてのこどもと若者が個性を尊重され、権利を守られながら健やかに成長し、それぞれの望みにかなった将来を自ら実現していける社会を、市民や関係団体等とともにつくっていくための計画です。

対象が妊娠・出産前、こども、若者、子育て当事者、支援の担い手などと幅広く、子育て支援を基本としながらも、教育・保育、保健、医療、福祉、まちづくりといった多岐にわたる分野に関わる様々な分野の取り組みを総合的に進めていく必要があることから、庁内においては関係各部署と綿密な連絡調整を図りながら、横断的に取り組みを推進します。

また、行政だけでなく、地域における様々な分野での関わりが必要であり、家庭をはじめ、保育園、幼稚園、学校、地域活動団体や地域における支援の担い手、その他関係機関・団体等との連携・協働により計画の推進に取り組みます。

2 こども・若者の意見聴取

こども基本法においては、「全てのこどもについて、その年齢及び発達に応じて、自己に直接関係する全ての事項に関して意見を表明する機会及び多様な社会的活動に参画する機会が確保されること」、「全てのこどもについて、その年齢及び発達に応じて、その意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮されること」が、こども施策の基本理念として掲げられています。

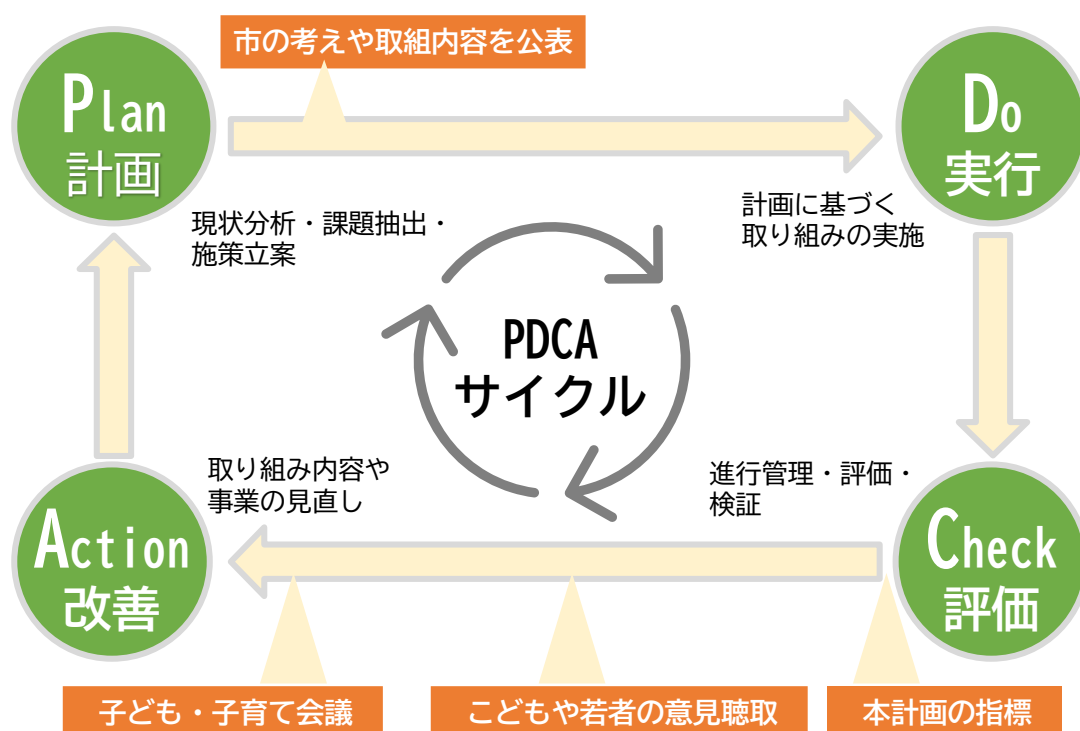
本計画の推進にあたっては、施策の対象であるこどもや若者の意見を聴く機会や場を設け、取り組みの実行や必要に応じた見直し等に反映させるよう努めていきます。

3 計画の進行管理

本計画は、市のホームページや広報紙等において、市の考えや取組内容を公表していくことで、市民の理解と協力を得られるように努めます。計画の進捗状況の管理・評価については、計画を立て（Plan）、実行・実施（Do）、その進捗状況を定期的に把握し点検・評価したうえで（Check）、その後の取り組みを改善・見直しする（Action）、一連のPDCAサイクルの構築に努めます。

取り組みの進捗状況についての点検・評価は、本計画にて設定する指標により把握し、取り組みを総合的・継続的に推進してその実効性を確保するため、進捗状況を適宜庁内で点検するとともに、子ども・子育て会議等の意見を踏まえ、必要に応じた事業の見直しを行います。

▼ 計画の点検・評価と進行管理における PDCA サイクルのイメージ



2 本計画の指標

本計画の計画期間に、めざす姿にどれだけ近づけたかを評価するため、取り組みの進捗状況について点検する指標を設定します。

なお、本計画において各分野一体的に推進することで得られる指標となりますので、こども・若者及び子育て当事者の視点に立ったものとして設定します。

■こども・若者の視点

成果指標	目標・指標(令和11年)		出典(時点)
「自分のことが好きだ」と思うこども・若者の割合 (自己肯定感の高さ)	現状	62.9%	こども若者生活実態調査 (2023年度)
	目標	70%	こども大綱(国)目標値
	(参考) 国	60.0%	こども家庭庁「こども・若者の意識と生活に関する調査」 (2022年)
「自分の将来が楽しみだ」と思うこども・若者の割合 (国：自分の将来について明るい希望がある)	現状	59.8%	こども若者生活実態調査 (2023年度)
	目標	80%	こども大綱(国)目標値
	(参考) 国	66.4%	こども家庭庁「こども・若者の意識と生活に関する調査」 (2022年)
自分が一番ほっとできる居場所で「ない」以外だったこどもの割合 (国：安心できる場所の数が1つ以上あるこども・若者)	現状	小学生 93.9% 中学生 97.6%	子どもの生活実態調査 (2023年度)
	目標	増加	
	(参考) 国	98.1%	こども家庭庁「こども・若者の意識と生活に関する調査」 (2022年)
自分の意見や考えは、まわりの大人にきちんと聞いてもらえていると思うこどもの割合	現状	小学生 79.6% 中学生 74.7%	子どもの生活実態調査 (2023年度)
	目標	増加	

■子育て当事者の視点

成果指標	目標・指標(令和11年)		出典(時点)
子育てを楽しんでいると感じることの方が多く保護者の割合	現状	就学前保護者 53.4% 小学生保護者 56.0%	ニーズ調査(就学前・小学生) (2023年度)
	目標	増加	
相談できる人、場所がある保護者の割合	現状	就学前保護者 90.0% 小学生保護者 84.8%	ニーズ調査(就学前・小学生) (2023年度)
	目標	増加	
住んでいる地区は子育てしやすい環境であると感じている保護者の割合	現状	就学前保護者 53.5% 小学生保護者 46.5%	ニーズ調査(就学前・小学生) (2023年度)
	目標	増加	
市の子育ての情報提供方法に満足している保護者の割合	現状	就学前保護者 17.3% 小学生保護者 12.8%	ニーズ調査(就学前・小学生) (2023年度)
	目標	増加	

資料編

